

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する  
調査特別委員会会議録（その11）

招集年月日時刻及び場所

平成17年9月2日（金） 午後1時30分

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元県総務部長	小林	公喜氏
元県経営戦略局参事	岡部	英則氏
元県土木部下水道課長	田附	保行氏
元県経営戦略局職員	北原	俊樹氏

## 付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

## 会議に付した事項

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

開会時刻 午後1時46分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項及び「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項について証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、元県総務部長小林公喜さん、元県経営戦略局参事岡部英則さん、元県土木部下水道課長田附保行さん、元県経営戦略局職員北原俊樹さん、以上4名であります。

お諮りいたします。証人岡部英則さん、田附保行さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

続いて、田附保行さん、北原俊樹さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、撮影は後方のみとしてください、との申し出がありました。報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただきますようお願いいたします。

これより、各証人の入室を求めます。

[ 各証人 入室・着席 ]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきましてまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださるようお願いいたします。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100

条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願いいたします。

まず小林公喜証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 小林公喜証人、宣誓書を朗読 ]

次に岡部英則証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 岡部英則証人、宣誓書を朗読 ]

次に田附保行証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 田附保行証人、宣誓書を朗読 ]

次に北原俊樹証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 北原俊樹証人、宣誓書を朗読 ]

御着席をお願いいたします。

お諮りいたします。本日、証人として小林公喜さん、岡部英則さん、田附保行さん、北原俊樹さんの出頭を求めておりますが、4名の方を同席の上で証言を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する重要な問題等について証人より証言を求めますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分に留意されるよう要望しておきます。

これより小林公喜証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

まず小林公喜証人にお尋ねいたします。あなたは小林公喜さんですか。

小林証人 相違ありません。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

小林証人 職業は無職でございます。

小林委員長 次に岡部英則証人にお尋ねをいたします。あなたは岡部英則さんですか。

岡部証人 はい、間違いありません。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

岡部証人 県職員ということで、障害者福祉センターの所長をやっております。

小林委員長 次に田附保行証人にお尋ねいたします。あなたは田附保行さんですか。

田附証人 はい、相違ございません。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

田附証人 現在、長野県計量検定所技術幹でございます。

小林委員長 次に北原俊樹証人にお尋ねいたします。あなたは北原俊樹さんですか。

北原証人 はい、相違ございません。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

北原証人 長野県危機管理・消防防災課の主査をやっております。

小林委員長 次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。

高見澤委員 最初に委員長にお計らいをいただきたいんですが、これから岡部証人、小林証人に尋問する前に、昨日のメールの写しをお渡ししたいと思いますが、お取り計らいをいただきたいと思いますが。

小林委員長 ただいま高見澤委員から御提案がございましたことについて、お諮りをいたしますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そうしてください。

よろしいですか、それでは配付をお願いいたします。

(書記 記録配付)

高見澤委員 大変失礼いたしました。それでは最初に岡部証人にお尋ねいたしますが、ただいま配付させていただきましたが、3通のメールがございます。いずれも岡部証人が平成15年10月15日、公職にある者からの働き掛けの公文書の公開請求に関して、田中知事あてに送信をされたメールであります。まず御確認をしていただきまして、実際に御自分が送られたものかどうか、お答えをいただきたいと思います。

岡部証人 3通とも私が経営戦略局にいるとき使っていたパソコン、公的パソコンから打ったメールです。

高見澤委員 それでは最初に、10月15日に御自分が最初に送ったものですね、公文書の公開に関してというものでございます。これらも委員長にお許しをいただいて、委員の皆さん方はお手元にございませんで、朗読させていただきますがよろしいですか。

小林委員長 はい、どうぞ。

高見澤委員 「田中康夫様。経戦局岡部英則。信濃毎日新聞と読売新聞から公開請求がありましたので、きょう公開したいと考えております。(1)県会議員等からの資料提供の要請、問い合わせに関して、公開請求は、10月1日、信濃毎日新聞、公開対象文書69件。10月3日、同じく信濃毎日新聞、(2日、3日分)4件。10月6日、読売新聞長野支局、議員への資料提供のみということで40件。(2)「公職にある者からの働き掛け」に関しては、10月8日、信濃毎日新聞、(10月6日～8日分)1件。急ぎ、報告とさせていただきます。松島村長さんとの懇談に関し、時間をおとりいただきありがとうございます。」というメールが岡部さんから田中知事に送信をされております。それによって田中知事は、松林憲治、小林公喜、宮津雅則各氏に、公文書の公開に関してという岡部英則証人のただいまのメールを転送されております。

そのときに田中知事は、「病院に立ち寄って登庁する途中で、一方的に御報告されてもねえ。具体的中身も見えていないわけですから。今、北原氏に電話して、僕の登庁時に1階において

いるように伝えました。仮にサーバーが不調で受信できていなかった場合、そのまま渡してしまうということですね。仮にその公開の中身に問題はなかったにせよ、事務的に進めましたというのでは、文書学事の久保田氏と同じ話です。アドレスも古い方に送ってくるあたりがねえ。いやはや。では、昼休みは3階で松林、宮津、田中で食事をしましょう。北原氏も加えますか？小林将軍は、ゆっくり静養なさってね。どうぞ、お気になさらずに。」という内容のメールがそれぞれに転送をされております。

まず最初、このメール、当時の岡部証人が、当時の立場として、最初の公文書の公開に関してというメールを送ったことは、忠実に知事に事実をいち早く報告したと理解してよいのでしょうか。そのあたりをまずお尋ねをいたします。

岡部証人 この内容につきましては、9月でしたか、働き掛けに関して要綱をつくりまして、それに基づいて各地方事務所ですとか各部局で、例えば県議会の議員さんたち、また市町村長から働き掛けがあった場合は、それについて報告をするという要綱でこの制度が発足しまして。それに基づきまして、窓口がまだ定まっていなかったものですから、経営戦略局にすべて、こういうことで働き掛けがありましたという報告が経営戦略局の方に全部来ておりました。それに対して、どういう報告が来たのかというその内容を各報道機関の方が請求してきたという内容でありまして。これについては、最初るときから原則公開をしていくということで、議員の方たちの方からは、一々確認をしないで公開してしまっているのかというような議論がありましたけれども。これについては、どういうものが来ているのかということについては公開をしていくということで、要綱をつくる時に話がついていたというふうに思いましたので、それについては、経営戦略局の方で、公文書公開ですのでどういうものが来ているのかということは、経営戦略局長が判断をするということでありましたので、局長の方に話をしまして、これについてはどういう案件が来ているかということ公表していきうということでしたが。初めてでしたので、ある程度何件来ているかということを知事の方に報告した方がよいのではないかとということで報告したものでありまして。今回のこの公文書の、この問題に関しての報告ということでは、これはありません。

高見澤委員 とすると、そこに御自分でも書いてありましたが、公文書の公開に関してということですが、中身にも働き掛けに関してという内容が入っていますが、その時点では特に感じたことはなかったということですか。

岡部証人 これはあくまでもその働き掛け、どういう働き掛けがあったかという一覧表をつくっておりましたので、その内容を公表するということで考えておりましたので。一々公開するか、しないかという判断は、もう既になされているものというふうに思っておりましたので、1件ごとに知事の方へお話をしてということでは考えておりませんでした。

高見澤委員 それでは最初のメールを知事は受けまして、それによって約13分後、これで見るとそういった時間に、宮津さんほかにメールを転送されているわけでありまして。その中でも、中身も見ていないと言いながらも、仮にその中身に問題はなかったにせよ、事務的に進めましたというのではという内容で、大変心配している様子がうかがえます。知事からその後、何かアクションがあったわけですか。

岡部証人 多分知事の方は、この公職にある者とかの働き掛けということと、今回の公文書、読売新聞社さんから公開請求があった10月6日のもの、それを若干混同されているのではないかと思いますけれども。確かにこのあと、今問題になっている公文書を公開しないというものについて、報告をしるということで1階の知事室に呼ばれたことは事実です。

高見澤委員 知事に呼ばれまして、そのときにどのようなお話がなされましたか。

岡部証人 知事室におりていったんですけれども、知事がもう出る間際ですと、ほとんど話ができないまま、知事は一応あとは北原秘書と相談をして進めてねと、もう少し早くやってよというようなことをおっしゃって、出られました。

高見澤委員 知事に、そういうように北原氏と相談してという指示を受けたわけですね。その後、岡部証人はどうなされましたか。

岡部証人 公文書の公開しないということを示唆を受けて、田附さんの方と話をしていた、それは非常に難しい問題でしたので、一方的に押しつけるような形では収拾は図れないだろうということで、ある程度の時間をとって、ゆっくりと課の中で理解を求めて収束していくという、私の方ではそういう考えでございましたので、知事から指示を受けたから今までの方針を変えて、一方的に押しつけて課員の方に理解を求めたということはありません。同じような形で、田附さんの方に課員とよく話し合うようにということをお願いしたというのが事実です。

高見澤委員 北原証人とはその際お行き会いしたんですか。

岡部証人 多分知事室で一緒になったというふうに思っております。知事は慌てて出かけていきましたので、そのあと3階の経営戦略局に戻って、今後どうするのかというようなことは、北原さんと若干話をしたと思います。

高見澤委員 北原証人はそれで間違いございませんか。

北原証人 私の手元にそのメールですとかございませんので、はっきりした日付等はわかりませんが。総務委員会のお話もさせていただいたんですけれども、本当にそうやって公文書を出さないようにすることができるんですかということ、私は岡部さんに申し上げたことがあるというふうにお話したと思うんです。そのときのお話であればそういうことがあったのかなと思います。

高見澤委員 ちょっと今、私、よく聞き取れなかったんですが、公文書の公開ができるのですかということですか。ちょっと聞き間違えたかな、すみません。

北原証人 本当に公文書を、ある公文書をないものにするというようなことができるんですかというようなことをお伺いしたと思います。

高見澤委員 岡部証人、そのような内容でしたか。

岡部証人 知事からは、1階の知事室におりていったときに、知事が慌てて出かけていく。その中で、あとは北原秘書とよく相談をして進めなさいよということを指示されました。

高見澤委員 今、北原証人は、本当にある公文書をないようにすることができるのですかという内容の話をそこで、これは知事室でされたのでしょうか、それともこれは経営戦略局でしたのでしょうか、これは北原証人。

北原証人 私の記憶ですと、経営戦略局の3階の方でお話したように覚えております。

高見澤委員 岡部証人はいかがですか。

岡部証人 1階の知事室から戻って、3階の南側のところで立ちながら話をしたというふうに記憶しています。それとその内容は、今、北原さんがおっしゃったような、公開しないことができるのかどうかというようなことではなくて、もっと迅速に進めるということの内容です。

高見澤委員 それでは北原証人はちょっとさかのぼります、わずかな時間をさかのぼるわけですけれども。岡部証人と知事室で北原証人はお行き会いする前に、田中知事から何か指示等はあったのでしょうか。

北原証人 指示は何もなかったように思います。

高見澤委員 このメールの内容からいたしますと、かなり知事も心配をされているようなんです。それで先ほども朗読しましたが、「病院へ立ち寄って登庁する途中で、一方的に御報告されてもね」ということの中で、「今、北原氏に電話して、僕の登庁時に1階におりているように伝えました」と言っているんですよ。これは当時の秘書として当然電話をされているんですから、1階におりてきて待っているわけですね。これだけ心配している内容ですので、必ずこの話がされたと思うんですが、いかがですか。

北原証人 知事からの電話の中ですか。

高見澤委員 電話ではそのような話をされているように見えていませんが、1階の知事室に北原秘書が呼ばれたんですね、その当時の秘書として。その1階の知事室でどのような話がなされたかということですか。

北原証人 おそらくですが、私の執務場所として、呼ばれたのではなくて、私は通常1階の方におりましたから、そこに知事から電話が来て、岡部さんと呼んでおくようにということ



はあったのかもしれませんが、それはちょっとはっきりいたしません。そこで、今回言われていますその下水道の問題の話、公文書公開の話が行われたという記憶もございません。

高見澤委員 岡部さんと呼んでおくようにという電話だったんでしょうか。

北原証人 日々そのような、だれだれと呼んでおくようにというような連絡はございましたので、そういう連絡があったかもしれませんが、はっきりとは覚えておりません。

高見澤委員 岡部証人は知事室に行かれたのは御自分から行ったのでしょうか、北原証人に呼ばれて行ったんでしょうか。

岡部証人 このころ私が独自に知事室に入るということはありませんので、呼ばれて行ったというふうに思います。

高見澤委員 いずれにしてもそのときの時間はわずかの時間の間かと思うんですけれども。

北原証人も当時知事の秘書として、知事もそのときは時間がなくてすぐ東京へ行かれるということのようで、そのあとの指示はされたと思うんですが。その後どんなような、北原証人は行動をとられたわけですか。

北原証人 先ほども申しあげましたように、ただ、私は直接その知事からこの問題について岡部さんと話をするようにということは言われませんでした。その後につきましては、先ほども申しあげましたように、岡部さんのところで実際にある公文書をなかったことにするというのは大変なことだと。本当にそんなことができるんでしょうかというようなお話は申しあげました。

高見澤委員 今、岡部証人は、迅速にもっと早くしろというようなことも言われたと言っているんですが、その辺のところはいかがですか。

北原証人 そのようなことは申しあげた覚えはございません。

高見澤委員 その辺はいずれまた確認をさせていただきますが。岡部証人は、いずれにいたしましても知事からの実質上の指示と思われる発言によりまして、田附課長に文書を破棄させる努力をその後されたわけであります。その結果を知事に、10月15日にまたメールにて報告したわけです。その内容が2番目のメールでございます。今、手元にお配りしたものでありますが、そのときのものであるかをもう一度確認をお願いします。

岡部証人 15日の分ですか。15日の3時13分という、説明不足でしたということですね。これは、前に総務委員会のときに私のメモとして、多分これで知事に報告したという内容そのものですので、これは私が出したということで間違いありません。

高見澤委員 これも短い文章ですので朗読をさせていただきます。「田中康夫様。経戦局岡部英則。知事後援会幹部等の公開請求に対しては、下水道課は課長が両職員と話し合い、該当なしでの対応となっております。その後、知事へ中野流域下水道係長からメールが送られてい

るのでしょうか。コピーは回収し廃棄し、パソコンからも削除するよう指示し、実施済みです。その他の生環部（保尊廃棄物対策課調整幹）林務部（千野林政課長）教育委員会（杉本次長）商工部（八重田産業振興課長）にも確認しましたが、該当なしで対応とのことでした。今回の「働き掛け」に関する公開は、先に定めた要領に基づくものであり、上伊那地方事務所からの1件であります。説明不足で申しわけありませんでした。」という内容を、これは2時36分に田中知事に報告をしておられたわけであります。その後田中知事は、今お話のありました3時13分に松林憲治、小林公喜、宮津雅則氏にこれを転送されていたということでございます。

この知事後援会幹部等の公開請求に対してとありますが、このときはもう既に、では知事後援会幹部がこの働き掛けをしているというような、そういうような内容の話がどこかでなされていたわけですか。

岡部証人 この知事後援会幹部等の公開請求というのは、読売新聞が行った請求ということですよ。

高見澤委員 そのときの働き掛けという、そのときでは、そういう意味ですか。

岡部証人 そのとき、下水道公社でつくったと言われる文書、それと田附課長さんがつくられたという文書、それを総称してこの中で知事後援会幹部等の公開請求ということと、その等の中には、あと何件が関連の方、この方、この方、この方ということで、新聞社の方から4件でしたか請求がなされておりますので、その全部について、該当があるのかないのかということをお各部の方に全部照会をしまして、私が出かけて行って確認をとったと。それを報告したという内容がこれです。

高見澤委員 それでは小林公喜証人は、この今の転送されたときのメールは間違いございませんか。次のものもあわせてごらんいただきたいと思います。

小林証人 今お配りいただきましたコピーの中身につきましては、知事から私の方に転送されたのがいつだったかはっきりは覚えておりませんが、転送されまして、私が開いたものと同じであるということでございます。

高見澤委員 その後知事は、この今、説明不足でしたという岡部証人から送られたメールのあと、さらに3番目のメールが今度は岡部英則氏から、きのうこれは朗読しましたが、田中知事にメールを今度は細かく、田附証人といろいろと打ち合わせをし、岡部証人が破棄しなさいという指示をした結果を送っているわけであります。このメールが、今度は田中知事から、松林憲治、小林公喜、宮津雅則氏のほかに知事後援会幹部にもこれが送られていたというものを、きのうもこれを発表したわけではありますが。この転送されていることについて、まず岡部証人はどうお考えですか。

岡部証人 このメールなんですけれども、私は通常は自分の私的パソコンのアドレスから知事の方へ打っております。そのメールアドレスには、確かに知事が言うような古いアドレスではなくて新しいアドレスが入っております。公的パソコンから知事にメールをするというのはよほどのことで、これくらいしか私自身とすれば使っていないというふうに思っております。これはあくまでも知事と私の間だけということで処理がなされ、それ以上に広げないもの、広がってはあとあと、多くの参加された方がいますとどうしても情報が漏れるというふうに考えておりましたので、知事から私のところにだけ来て、私が北原さんと一緒になって処理をしたと。だから関係者はこの3人のみと。あと田附さんですけれども、そういう少数だというふうに考えておりました。これについては最終的に報告すべきだということで、知事とは会えませんので、一応メールで最終的な報告をさせていただいたのが、この16日付のものだと思います。

その中で、このメールは、先ほど申し上げましたように経営戦略局の公的パソコンを使用して、私が作成して出したものです。ということはこの報告書は公的なもの、公的な報告書というふうに私自身は考えております。これは私的なものではないということです。ただ、その知事のメールが若干古いメールに行っていますので、多分これは知事の私的なメールアドレスかもしれませんけれども、その公の報告が守秘義務のかからない一般の方、知事後援会幹部という私人に転送されているということに、非常に驚きを感じます。

一方、私自身とすれば、報道機関等からの公開請求がなされたもの、それも、当時も今もそうですけれども、原則公開でということで対応しなければいけなかったんだろうし、そのときはちょっとそういうことが言えなかったので非常に反省はしておりますし、それは私の責任だというふうに思っております。そういう形で公文書を公開しないという方向で、一方はやっていながら、私が報告した公文書が、全然そういう条例等に基づかずに一方的に私人のところに転送されていると。しかも非常に県政にとっては、私自身がやったということから考えても、非常にシークレットに属する部分だろうというふうに思っています。そのシークレットに属する部分がリアルタイムで、小林経営戦略局長と同じ、同レベルで知事後援会幹部という私人に転送されているという事実を、きょうこれを見ましてあ然としています。

高見澤委員 要約しますと、やはり今、岡部証人は、自分が公的パソコンで公的アドレスで送ったと。これは大事なことなんです、それは間違いのないわけですね、これを見れば。そうすると、当然これは公文書として考えられるわけですが、それに間違いのないわけですかね、そのときの考え方として。

岡部証人 公のパソコンを使って公の仕事に属する部分、それを知事に報告をしている。それが公文書でなくして、ではほかのもの、どういうものが公文書に該当するのかということ

だと思います。ただ、そのメールとしてある分については、その公開の請求の対象にはならないと。それを打ち出さなければ公開の請求の対象にならないということを、多分総務委員会の方でもお聞きになっているかと思いますが、打ち出さない限り公文書ではないというということは言っていないと思いますので、これは私自身は公文書だと思います。

高見澤委員 小林証人にお尋ねしますが、田中知事からそれぞれのところに転送されております。岡部証人が田中知事に送られたこの原文、これは岡部証人が今確認をされておりますので、これは間違いないわけですが。その上の「うーん、それぞれダイジョウビかのお。宮津さん、知事後援会幹部と相談してください。」電話番号が入っています。これについては、つけ加えたことがあるかどうか、これに間違いないか、再度確認だけをさせていただきます。

小林証人 私の記憶の中では、16日付で今いただきましたコピーが知事から転送されて来ておりますけれども。私は10月15日から長期療養休暇をとっておりまして、それから今いただきましたアドレスが、私が個人の私的なパソコンを購入する以前、公用のパソコン以外は持っていなかったものですから、自宅の娘のパソコンへ知事から必要な情報は入れてもらうことにしてありましたので、これは、勤務時間中はリアルタイムでは見られないわけございまして、家へ帰って開かない限りはわからないわけですが。いつの時点で開いたかどうかも覚えておりませんが、内容につきましては相違ないというふうに思っております。

高見澤委員 小林証人はこのメールを受けて、知事後援会幹部にも転送されているわけですね。一番最初に知事後援会幹部の名前が書いてあるわけですが。これを見てどうお感じになりましたか。

小林証人 下水道公社の入札制度の改革に関係します情報としましては、私が経営戦略局長として在職したときにいただきました情報は、知事からの情報のみでございます。一つは10月9日付で、当時の田附下水道課長が知事あてに出しましたメールです。この中身については既に総務委員会でも明らかになっておりますけれども、田附課長がいわゆる手持ちの資料として、公文書ということでは扱わないと。ただ、職員の中では反発があると。それをそのままいただいたのが1回と、それから今お配りいただきました16日付の、その2つだけしか私は情報を知り得ていません。

高見澤委員 それだけにこのメールはよく記憶にあるかと思うんですが、知事後援会幹部の名前がここに書かれていたこと、一緒に転送されていることは当然そのメールで確認ができるわけですが、どうお感じになりましたか。

小林証人 これも言いわけになってしまいますけれども、9月県議会が閉会になりましたのが10月10日ございまして、秋の人事が10月17日付で発令をされたわけございまして、9月県会と並行しまして私は人事も担当しておりましたので、人事作業にかかりきりござい

ました。そしてまた10月15日から療養休暇をとってしまいましたので、実際に10月16日に知事から転送を受けましたけれども、その時点はいわゆるその自分の体調というか、病気のことだけが頭の中にありまして、今御指摘のされましたような知事の後援会の幹部に転送されているとか、公文書云々とか、そこまでは全く、とにかく仕事のことが頭の中になかったという状態でした。自分の体調のことだけでございます。

高見澤委員 小林証人は、当時は療養休暇という形で確かにそういった面では今証言なされた形であろうかと、これは私も推測できるわけでありませけれども。それでは、当時としてはそういうところに気がつかなかったと思いますが、現在、改めて見たときにどうお感じでしょうか。

小林証人 非常に難しい答えになると思いますが、私は基本的には在職時から、公文書の扱いといったものは、県の規則上、公文書の公開決定というのは課長の専決事項であると。課長の判断によって正しく決定がなされていけば、他部局が云々言う筋のものではないのではないかとこのように考えていたわけですが。そのメールの転送先にこうした、いわゆる部外者に県のその情報が漏れるということにつきましては、事実云々と、事実を証明するというものではありませんが、あえて見解ということになれば好ましいことではないと、問題があるのではないかというふうに、今の時点では申し上げさせていただきたいと思いません。

高見澤委員 当時、療養休暇で、先ほども申し上げましたとおり、この問題については深く小林証人としては精査することはできなかったということでもありますけれども。一応そういった状況の中でこういうことを申し上げることは非常に酷かと思えますけれども、今の証言の中にありましたけれども、これらの公文書を破棄するという内容が入っているわけですね。このメールの中に、岡部証人のメールの中にですが。そういった公文書公開請求にかかわる当事者である知事後援会幹部にメールが転送されたと。そういったことは今お話がありましたが、情報を漏らしたということについては、今現在では事実が漏れることには問題があるというお話でございましたが、当時としてはそこまでお考えになれなかった状態はよくわかるわけですが、結果的に公文書破棄が実行されたと、この後なっていくわけでありませ。その前に、これはなかなか療養中でございましたので、知事に公開するべきと進言ができる状態であったかどうかわかりませんが、そういうのがされなかったというのが残念であったかなというふうに私は思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

小林証人 先ほども申し上げましたが、私の情報、知事から提供を受けたのが2件というふうに証言をいたしました。10月9日に田附課長が打ったメールの内容からいたしますと、当時の田附課長が公文書ではないという判断をしたということが1点ございます。

それから2点目は、その公文書としなかったという文書の中身について、私は承知していなかったと。また承知する時間的余裕もなかったということでございます。承知する時間的余裕もなかったと言いますのは、その情報が自宅のパソコンへ送られて来ましたので、それは、10月9日は私が深夜に帰って開かない限り、田附課長が知事に打ったメールの中身はわからないわけでございます。確かそれで翌日が県会の閉会日で、閉会と同時に人事異動の課長補佐級以上の内示をすべてやるという作業があったものですから、その内示伝達の仕事をまた夜中に帰っても家でやっていたということで。それから10月11日、12日、13日が3連休でございました。14日は1日上京しまして、外郭団体の見直し検討委員会で上京しております。15日から休暇をとってしまったものですから。そのときの記憶は定かではありませんが、公文書の公開といった、果たして公文書なのかどうかという部分が、これは田附当時の下水道課長の判断をそのまま私は信じて、公文書でないという扱いであれば、私とすればその課長の判断で承知をしておくだけで、あえてその知事に進言するというような材料を入手するような努力もしなかったというのが事実でございます。

高見澤委員 その辺の状況が今細かく証言されまして、物理的にもこれを確認することができなかったということかと理解をしておきます。岡部証人は、それらの一連の作業が入ってきたわけでありまして。これは総務委員会の方でそれぞれ細かく委員会審査をしてきておりますのでそれには触れませんが、知事が岡部証人に内容をいろいろと細かくは言われなくても、知事は北原前秘書が知事の命を受けて動いているとか、内容は口外しないようにとか、記載されていたとなっておりますが。そのような意見を述べたことに対して、知事はそれを受けて、それならば出さない方向で調整してと言われたと。そのことを岡部証人に指示して、文書を渡したことは、まさにこれは知事がみずから判断して最終決断したことになると考えられるわけですが。そのときの状況判断からしてどう思われますか、岡部証人。

岡部証人 きのう申し上げましたけれども、知事が公文書を出さないように調整をとれということですので、知事から出さないということに指示を受けたというふうに考えております。

高見澤委員 改めてここで確認しますが、岡部証人は知事後援会幹部をそのときは御存知だったんでしょうか。

岡部証人 知事後援会幹部とは何回か話をしております。承知をしております。

高見澤委員 それは、この今、公開請求がなされる前の話ですか。

岡部証人 私がまちづくり支援室で市町村の合併を担当していたときに、知事が自分の意見、考えを述べたいということでありましたけれども、県の方針とすれば合併するところもしないところも、両方同じような形で、市町村、住民の方の選択ならば支援をしていくというこ

とでしたので、前の阿部副知事と話をさせていただきまして、知事が合併反対ということをお職の立場で申し上げることについてはやめていただきたいというようなことを話しました。その中で、自分は政治活動として、政治家として、一個人として、その合併に対する意見をいろいろなところで求められるので、そのときにどう対応するのかということがありました。それについては、私たち県は関与しないと、あくまでも政治家として活動だということで、それはしなやか会がスケジュールですか、とか場所的なもの、そういうものを管理するというので、何度か知事後援会幹部の方とはお話をしまして、合併に対するその資料とか、そういうものはお渡しをしておりました。

高見澤委員 そのほかにその下水道等のことについて、関係する話は知事後援会幹部とはなされたことがありますか。

岡部証人 3階の経営戦略局のソファで、下水道のあり方というんですか、そういうもののお話をされに何回かお見えになったということは承知をしておりますけれども。私自身は下水道のあり方については、会議に1回出席しただけで、知事後援会幹部と直接話をさせていただいたときはありません。

高見澤委員 当然、知事の後援会幹部であること、それと知事後援会幹部の関係する法人の、当時そのときは代表であったかどうか、ちょっと今ここに資料はありませんが、役員であるということは御存知だったですか。

岡部証人 最初の知事選のときから知事後援会幹部が運転手等をやられて、知事と一心同体で動いているということは、最初の知事選のときから名前は知っておりましたし、会って話はしたことはありませんでしたけれども、顔は存じておりました。

高見澤委員 とするとこのメールを知事に送信して、いろいろと田附課長とのやりとりのあとの報告をしたということについて、公開しようとする文書そのものについてごらんになっているわけですが、当然これは働き掛けがなされているというような判断で、これを破棄しようという動きになったということではないのですかね。

岡部証人 知事後援会幹部と知事がどういう話し合いになったのかということは、承知はしておりません。私はあくまでもその知事の原則公開、すべてオープンということに反してしまおうということなので、これについてはある程度、知事の後援会の幹部が関与しているということが、そういう意味で非常にマイナスのイメージになるという思いで、逆に知事後援会幹部と接触を持っているということを隠さなければいけないのかなという思いで、この公文書の破棄というところには着手したということです。ですから知事後援会幹部に、それ以上に知事が説明をすぐ求めていくということは、私の考え方からすれば非常に反していると、逆の方向だというふうに思っております。

高見澤委員 とすると、今問題となっている公文書が当時知事にとって、知事に都合の悪い部分を訂正させるための指示であった。そんなような形で今の公文書のいろいろな破棄だとか、不存在とか、そういった経過になったと考えられますが、その辺はいかがですか。

岡部証人 私自身とすれば、知事後援会幹部がそういういろいろなところに顔を出して、しかも知事に任されているですとか、これは県職員に出さないようにしろとか、いろいろなことを何かこの文書の中で言っている。知事と非常に近い関係になっているということに対して、これは非常にまずいということで、知事のイメージを守るためにもこれはある程度伏せていかざるを得ないのかなと。知事とすれば知事後援会幹部との関係が、そういう意味で特定の非常に強い関係だということがこの公文書の中から見えてくる。それを隠そうとか、それはちょっとイメージのダウンになるんだろうなと。だからこの文書は出さないよという指示を私に、シークレットで出されたんだなというふうにそのときは考えておりましたので、今この百条委員会で議論されているようなそういう流れの中で、この文書自体をとらえていたということではありません。

高見澤委員 それではもう一つは、田附証人が知事に送ったというメールですが、それが転送されてきたわけですね。それは、メールはその後どうなっているのでしょうか。

岡部証人 私はそのとき公的なパソコンというのと私的なパソコン、私的なものを2台使用してまして、一つは携帯用の小さなものです。公的パソコンは、打ったものもここに入ったものも異動とともにすべて消去をされております。それと自分の家にあった若干大きなパソコンなんですけれども、それもちょっとウイルスが入ってしましまして、それもすべて見えないような状況になっています。残っているものは、私が携帯用に、移動用に持っていた小さなパソコン、その中に残っていたものが総務委員会へお出しをした、田附さんが知事にあてたメールはその中に残っておりました。

高見澤委員 いろいろ私的メモとか、当時言われていたわけでありましてけれども。下水道課長ですね、当時の田附証人が課員と話し合ったと、いろいろの証言の中で出ているわけですが。その後、経過はどのようなものとなったと記憶しておりますか。

岡部証人 最終的には一番急先鋒だった中野さんですか、その内示があって17日付で異動ということになりましたので、その後、ここの報告にあるような15日、16日の間に話し合いがなされて、異動する者がこれ以上争ってもというような形で収束をして、田附課長さんに一任ということになったというふうに課長からは聞きました。

高見澤委員 その間、知事へは何らかの報告を行っていたんですか。

岡部証人 ですから先ほど申し上げたように、知事にこの1番目のメールですか、それが行って、多分呼ばれて、知事の1階で話をしようと思ったんですけれども、すれ違いというよ



うな形で。あとはその北原さんとよく相談して進めてよねと言われたのがそれだけです。あとはこの2件のメールの報告ということです。

高見澤委員　そこで処理が遅い、もう少し急いでやるように指示されたわけではありますが。知事は隠せとは指示していない、公文書かどうか確認してほしいと指示したと、後の委員会の中でそういった形を発言されているわけではありますが。そのことについては、岡部証人はどうお考えですか。

岡部証人　知事がどういう形でおっしゃっているのかよくわかりませんが、私的メモか、公文書か、確認をとってよねということで、私に指示をされたということですが、私的には、実態とすれば、知事のところへ田附課長からも報告が行っているときは、非常に課の中で騒然とした状況になっていたというような形で、知事の方へメールが入っております。そのものをただ単純に私的メモなのか、公文書なのか調べてきてよねというようなことだけで、私が出かけていって一体何をするのかということになってくると思います。指示はそのような指示ではありません。あくまでも、今そういう混乱しているものについて、文書を出さないように調整をとるということが、知事から指示された内容です。

高見澤委員　公文書かどうかの判断は、今どのようにお考えですか。

岡部証人　公文書かどうかの判断は、あくまでも公開条例に基づいて判断すべきものだというふうに考えております。

高見澤委員　下水道課長の対応をどのようにお考えですか。

岡部証人　田附課長さんの方で、私もちょっと勘違いをしていたんですけども。現実には私が田附課長さんと会う10月9日以前に、1回自分のところから書類を出して、それを公開するという事で回覧に回された。その回覧に回した中で、多くの職員がそれを知ることになったと、それがきのうの話だと思っております。監理課の方に呼ばれて行って牛越課長さんと話をしたという、あとに大きく変更をしてきているということなのです。

きのうも委員の方の方から質問があった中でお答えしたと思っておりますけれども、8日で田附課長さんは公開するということから公開しないと、これは私のメモだということで、大きくその変換をしていると。そこが課の中で大きな問題になっていったということなんですね。それを私は承知をしておりますので、課の中で公開すべきかどうかということが問題になっているというふうに認識をしておりましたので、そこに若干の認識の差があると思います。現実問題とすれば、課長さんが公開しないということで判断をした。今の小林さんからお話がありましたけれども、これは課長が判断すべきことということですので、私はその判断をやりやすいように外堀を埋めたというのが、私のやった仕事なのかなというふうに今は思っております。

高見澤委員 大体理解はできますけれども、今このメールの最後の近況報告の方ですね。一番最後に、この件についてのメールを送った最後ですね。その中で岡部証人は、「読売にしつこく追求されれば、「岡部氏から指示を受けた」と言い出すことも十分に考えられましたが」、これからが大事なんですね、「文書が出るよりはその方がよいと判断しました。」このことはやはり何を意味しているのでしょうか。

岡部証人 このまま4通の文書が公開されるということで知事が受けるイメージのダウンよりも、私が一存で文書が出ないようにしたという方が、知事に対するイメージダウン、それは少ないだろうということで、私がすべての指示をして田附課長さんがそれを出さないようにしたという方向を選んだということです。

高見澤委員 それが「指示は私の責任ということとさせていただきたいと思っております。」という次になっています。それで最後に「やらせるしかないという状況での判断であるということをお理解いただければと思っています。」ということは、今、証言があったように、知事のある程度カバーした、当時としてはかばっていたということとなるわけですが、それでよろしいのでしょうか。

岡部証人 当時は、先ほど申し上げましたように、知事が原則すべてオープン、公開と。原則120%公開ということが県民の方たちに対する知事のスタンスでしたし、それが新たな県政を生んだ大きな要因だというふうに思っておりました。ですからその要因を守るためには、その中で不徳の職員がいると、その職員が知事の言うことを聞かずに、一方的に知事の後援会の幹部の方のそういう動きを、知事によかれと思って一方的に伏せたということが、この最終的な、公になったときの最終的な答えだろうということで、私自身はもう覚悟を決めておりましたので、その時点では、そういう意味での覚悟は決めておりました。

高見澤委員 それでは、今このメールのやりとりの最後の、この報告のメールですね。近況報告。その後、知事はこうしなさい、ああしなさいとか、あるいは何か岡部証人にこれについて指示、あるいはメール等が来ましたか。

岡部証人 この問題については、この報告をもってすべて完了ということです。

高見澤委員 証人のメールは、これ皆さんが、先ほど私が朗読してよくわかるかと思えますけれども、知事が指示したということでないようにする内容であるわけであります。しかし結果的には、知事はメールを見ておまして、それが異論がないから岡部証人にその後の指示、あるいはメールを送信してこなかったということになるかと思えます。証人の名を借りて知事は指示をしていたということに判断ができるかと思えます。これで尋問を終わります。

毛利委員 最初に岡部証人に、経営戦略局の参事以降の経歴についてお聞かせをいただきました

いと思います。

岡部証人 12月1日付でスペシャルオリンピックスの事務局の方に派遣になっております、社会部付ということで。その次の年の4月1日に現在の障害者福祉センター所長ということで異動になっております。

毛利委員 先ほど来の経過の中で、北原証人が、この私的メモだということで公開しなかった問題について、公文書であるものをこのような形で公開しないでいいのですかというようなことも聞いたというお話がありました。そこはちょっとお互いすれ違っている問題ではありますが。しかしある一職員がそういうふうにいるということの中で、特にこの間の経緯を見ますと、岡部証人は行政情報室に在籍した経験があるということを言っておりまして、公開制度のあり方についてはよく自分としても御勉強になさったとおっしゃっております。そういう岡部氏が、なぜこのような方向で、知事が、ここもまたいろいろ食い違っていますが、調整したらどうかということと、岡部証人のとらえ方は、公開できないようにして伏せろというふうにとらえたということですよ、なんですか。

しかし、今もお話いただいているように、包み隠しのない県政ということであれば、そこで公開することの方が、県に対する信頼は、知事後援会幹部の関係する法人とのかかわりを断つとか、見えないようにするとかということよりも、一般的に考えれば、そういう立場でお仕事をなさってきた岡部証人であれば、きちんとやっぴりおかしいではないでしょうか、言うことが必要だったと思うんですけれども。どうしてそういうことを言わなかったのでしょうか。

岡部証人 今、御指摘のとおりだと思います。ただ、前の総務委員会のときも申し上げたんですけれども。私自身は住基ネットの対応チームのリーダーということを務めておりまして、住基ネットの進入実験を、表の部分を担当して進めておりました。それが10月2日に、多分共同通信だと思うんですけれども、共同通信が進入実験成功ということで大きく報道し、それがどういうわけか、私が共同通信に流したというようなことにされているのかと思いますけれども。

その日、知事の方から住基ネットの対応チームのリーダーをはずすということで。3階の知事室で報道機関に取り囲まれて、状況がどうなっているのだということで大分厳しく話をされまして。その中で市町村課の方から関連の文書をもってその一部を報道の方に公表すると。契約はいつまでの契約になっているのか、その契約が終わった段階でどういうふうに報告書を提出するようになっているのかということを経営の方に公表をするということで、その一時進入実験の経過をある程度明らかにするということで、決裁文書を持って市町村課から経営戦略局に戻ってくる途中で、3階の知事室の方に呼ばれまして、そこでリーダーを

はずされました。そのはずされた時点から、今まで話をしておりますけれども、大人特捜部というメール、4人のところへ来ていたメールから、その時点ではずされました。一切メールは入らなくなりました。今まで特命の事項というものもあったんですけども、それも全部なくなるというような状況で、私自身とすれば経営戦略局にいる意味がなくなってきたのかなという時点であります。

そのとき、知事の方から田附さんのメールが転送されてきて知事室に呼ばれたというのが実態です。そのとき知事は私に一方的に、その意見を求めることなく、では公開しない方向で調整してよねということで、一方的に指示を受けたということで、そのときに、いやそんなことであっても、知事これは非常にイメージダウンですよということを申し上げなければいけない立場だったとは思いますが、知事は意見を私に求めないまま、一方的に調整して公開しないようにという、一方的に指示を受けたというのが事実です。

毛利委員 きのうの田附証人の御証言の中で、10月6日に公開請求が出されて、そのことが請求されているということで、10月8日におわかりになったということかと思うんですが。それをいただいた田附証人は、土木部の監理課の方に自分が持っている資料について、公文書であるかどうかということで相談に行かれたということでした。

それで、この問題が具体的に、そのことでそういう請求があってからどうするのかということで、課内で騒然となっていたというのが10月8日のことだったというふうに思うわけですが、具体的には、そういうことをお知らせするために10月9日に知事に対してメールを送ったと。そのメールとの絡みで、岡部証人とどうするかということで相談が始まるようになったということですが、10月8日に具体的に相談された監理課との絡みでは、どのような結論になったのでしょうか、文書の性質についてですが、

田附証人 そのときには、課長さんと相談した記憶があるんですけども。公文書か私文書か、そのときははっきりとした結論と言いますか、には至らなかったという記憶でございませう。

毛利委員 その後の、部外秘というふうにした資料が総務委員会にも提出されておりました。それは字が大きい小さいというさまざまな議論はありましたが、いずれにしても内容的には、田附課長さんが公社の方から受け取ったもので、部外秘と書いたのは自分たちのちょっとした相談で、メモというか、自分の心づけとしてとっておいたものだということでしたが。しかしその内容について、課の中では、先ほどもお話ありますように、騒然となったということですので、課の中では、結局これは公の文書であるから当然公開請求に対しては公開すべきということの声が強かったというか、あったのではないかと思うんですけども。それはあれですか、それで監理課へ行って聞いてきたけれども、よくわからないとい

うことを言えば、また課の中はおそらく騒然となるということが想像されるんですが。それはまた戻ってきて御報告なさってということですよ。その辺はどうでしょうか。

田附証人 監理課の方へ相談に行きました結果については、特に課の職員の方へは説明はしなかったというふうに記憶しております。

毛利委員 それでは、次に岡部証人にお伺いをいたしたいと思います。10月9日に、田附証人からの転送メールのことで知事室に呼ばれて、公開しない方向で検討してよねと言われて、それで当時の下水道課長さんでありました田附さんと御一緒にいろいろ相談するわけですが。そのときに、文書学事課へ行って聞いてみましょうということではありますが。このときに、示された文書を持っていくのではなくて、一般論としてこういうようなメモは公文書に当たるか、私文書に当たるかということでお聞きになったということではありますが。どうして現物を持っていかなかったんでしょうか。非常に一般論で聞かれても、対応ということになれば、シビアな内容を持っておりまして、だから総務委員会の審議の中では、八十二銀行でもらったようなメモに書いたようなものは、これはもう単なるメモであって私文書ですというような内容もあるわけですが。当然のことながら、判断を求めるということであれば、なぜ原文を持っていかなかったのかということなんですが、いかがですか。

岡部証人 これは正式に文書学事課の方へこの文書が公開になる対象の公文書なのかということを知れば、答えはわかっております。当然のことのように公文書ということになります。これを公文書ということにすればはずすことができないということですので、あくまでもその実施機関の職員が職務上作成したもの、またそれを組織上職員が組織的に用いているものという、この2項の要件をいかにはずすかということですので。1項は田附課長さんがつくっておりますのではありませんので、組織的に用いているものかどうかということで、先ほど申し上げたように、ちょっと八十二銀行のメモ用紙に書いたようなものはどうなのという、そういう、非常に言葉をかえれば汚いやり方で、一応その担当課に話をしたという実績だけをつくるということが目的です。あくまでも課の中で、多分下水道課の中では、では文書学事課に相談したのか、公開係に相談したのかということが出ますので、それについては、もう事前にその出口をふさいでおくということで、もうそれはもう当然説明していますよということで、そういうアリバイづくりとして用いたということです。

毛利委員 そのときに、岡部証人が先頭に立って行き、あとからついて行ったというような形の表現で、田附証人を一緒に伴って行って、その言い分をとにかく聞くということでしたけれども。今の御証言によりますと、アリバイづくりのためにやったということで、お話がありました。それで、ここでは要するに私文書、いわゆる私的な文書だということでのお墨つきがどうしても担当課としてほしかったということで、ここを主導したのは岡部証人だっ

たんですか。何しろ資料が多いものですから読んだことの中では、何かあとからついて行ったというふうに田附課長さんの部分については記述があったんですけども、どうでしょう。岡部証人 メールが送られてきて、知事から指示を受けたあとすぐに、公開係の方へ私が出向きまして、一般的な話をさせていただきました。私文書というのは、そういうふうに八十二銀行のメモ用紙に書いたようなもので、机の中に入っているのがメモだよねというようなことで話を向けておきました。そのあと田附さんを連れて、現実には、田附さんがつくった私的文書なんだけれども、内容的には自分のこれからの仕事に対して忘れないようにという備忘録みたいなものを書いてあるんだけど、それに公開請求が来ているので、それについてはちょっと公開しなくてもいいのかな、公開しない方向で調整をとるよというようなことを、私の方から一方的に話をしました。これは経営戦略局が入っているということで、当然公開係の方には、内容的にはわかっていると、そこは言わなくてもわかっているということをおまに話を進めました。

毛利委員 その後の経過の中で、文書をフロッピーから削除すること、それからコピーを回収してすべて処分することということになされたわけですが、これらの具体的な指示というのは、岡部証人が主体的に動いておやりになったということでしょうか。

岡部証人 下水道課の職員の方たちに聞いていただいた結果も、総務部の中で聞いていただいたと思うんですけども、私が動いていたということは、課の中の方たちほとんど知らないというのが実態だと思います。ですから私はあくまでも外堀を埋めるということでおまに動いていた。それと田附さんがしっかりとその文書を破棄するような方向へ向かっていくということで、一定の道筋、方向を示していたということおま。

ですから最後の文書で知事の方に報告をさせていただきましたけれども、これは私が行って一々確認をとってナンバーリングして、この人に渡したものを回収する、はい破棄しましたよということおままでは当然全部できませんので、そのコピーとか何かどこまで行っているのかわからないということで、最終的にはある段階で出てくるだろうなということおま想定していたということおま。ですから個々的に行って、どこまでコピーを渡したとか、どこまで話をしたと。それに対して私がおま出ていって口どめをしたということおまありません。

毛利委員 先ほど職業についての経歴ということおま、その後の任務のぐあいについておま伺いをいたしましたおま。今のこれまでの御証言を総合しますと、職員ということおま、該当の者には持っている文書を破棄させるということおま、破棄するように仕向けておまながら、自分ではこれを保管していたということおまになりますよおま。それについては、どうして自分だけおまおまおいたんですか。

岡部証人 これは総務委員会のおまときも申し上げましたおまけれども、最終的に破棄したおまもの、そ

の破棄が確認できないという状況でありますので、どこかの時点で、多分問題になってくるだろうなということは考えておりました。そのときに、知事にも報告しましたように、すべて私が一存でやったと、引っかぶるということですので、その段階で内容的にどうなんだと言われたときに、文書は出さないにしても、その動きがどういうものだったのかということを残しておかなければ、私自身がきちっと最終的なその責任を持った対応ができないだろうということで、私自身は文書を残すということで、そのときは対応しました。

毛利委員 それでは、いろいろ皆さん方が守らなければいけない職務上の決まりの中で、自分が担当の課を離れたときに、その担当のときに使った文書などはすべてそこに置いてくる、もしくは必要のないものはすべて消去もしくは破棄するということがありますけれども、そういうことは、当然のことながら御承知の上でおやりになったということですか。

岡部証人 それはその時点で、既に公文書ではないというメモですので、私的メモということで処分をし、公にはこの文書は存在しないというものになってしまっていますので。その文書が私のところに残っていたということが、あとでどういう問題になるのかということ、それが表に出たとき多分問われてくるだろうということです。ですからその段階で、私自身がどういう形でそれを私的メモとして処理させたのか、私自身がその内容を読んでどういうふう処理したのかということは、私にかかわる問題として、身を守るためと言っはいいませんが、最終的に全部私のところがかぶったままで乗り切るというために残すということで、そのとき判断をしました。多分、指摘をされれば、公文書を私的なものとして所有していくことはどうなのかということですが、これはもうその時点で公文書ではないということですので、そこら辺にあるチラシと同じということで考えております。

毛利委員 あと、自分の場所を離れるときということで、パソコンの中のものについては、お消しになるというのが、通常、公的なパソコンはなっているようではありますが、それは皆さん大体御自分でなさっていると思うわけですが、それは岡部証人の場合には、課の人に頼んで消してもらったという部分がありますよね。どうして御自分でお消しにならなかったのでしょうか。

岡部証人 そのときの状況をお話申し上げますと、実は内示があった日ですが、ちょっと体調的に思わしくないということで、その日休暇をとっておりました。その日休暇をとるということで、経営戦略局の方へ電話をしましたところ、内示が出ているよということで話がありまして。それで新聞に出ていると、中日新聞と何新聞ですか、出ているんだよということで、何、異動なのということで聞きました。きょうの12時半に副知事の方から内示があるので、携帯電話をつなげるようにしておいてくれということで、それで内示を受けました。それで内示を受けた日、1日私は休みをとっておりました。次の日も処理するべきもの

がありましたので、ばたばたと処理をして、パソコン等使ってやっていたということで。それで現実問題とすれば、もう本当に急ぎの中で赴任ということになりましたので、パソコンの中身まで本来的にはタッチしている暇がなかったというのが事実です。ですからあとの者に、パソコンの中身は消しておいてねということで、一任をして出てきました。以上です。

毛利委員 今回のことを考えてみますと、15年10月6日に請求のあったものについては、今ずっと証言いただいておりますように、私的な文書だということで、すべて破棄もしくは証拠隠滅というかを一方では図りながら、平成17年1月ですか、公文書公開されたときには、それが探したことによって生活排水対策室の複数の職員のファイルの中から出てきたということで公開なされたわけですが、これは、本当に県民の側から見ますと、著しく不信感を生む内容です。例えば本当に個人でやったとして、前段の方で私が請求しているとすれば、なぜ私のときにはないと言い、次の人が請求したときにはあると言いということになると、非常に情報公開に対する県民の信頼を欠くことになるわけでありまして、今回のこういう事態について、岡部証人はどのようにお考えですか。

岡部証人 この問題については、田附さんと何度も話をしまして、非常に難しい問題、特に公文書を公文書でなくしてしまうということですので。それでつくった経過等を田附さんに聞いたところ、自分のつくった文書はそういうパソコンの中に入っていると、フロッピーに保存してあるということでしたので、それに対しては、フロッピーを削除、消してしまいなさいということをお願いをしました。それと、決裁欄のない2つの文書、17日と16日の分につきましては、それは下水道公社からもらった文書だということで田附さんの方から聞きましたので、それは下水道公社に返してしまいなさいと。受け取らなかったということにしてしまいなさいということで、事実上は破棄するということだと思っておりますけれども、それとあとどこまでコピーしてあったのかということで、それは課内に対しては相当に広範囲にわたっているということでしたので、それは責任を持ってコピーを回収して破棄するようにということをお願いをしました。

その段階で、実は私も牛越課長さんの方とは、監理課の牛越さんとはお会いをしております。それは監理課の管理係というか、庶務をやっているところに実際はコピーがあったということで、コピーを牛越さんも見ているということでしたので、そのコピーについては課長さんが責任を持って回収しておいてほしいということをお願いをしました。それで小市部長さんはどうなのということをお聞きをしましたら、部長さんも一応読んでいると、承知をしているということでしたので、部長にもそれ以上広がらないということで、土木部の中で処理をしてほしいということをお願いをしてきました。

ですから私のやったことは、出たものはどこまで出ているのかということは確認をし、そ



れは押さえたということです。それと課内については、田附課長さんに、だれがコピーしているのかということで、きちっとその人と話をしてコピーは回収しなさい。自分でつくったフロッピーは削除しなさい。それと下水道公社からもらったものは、下水道公社がもらわなかったというふうにしなさいということで、処理とすれば、ある程度打てる手はすべて打ったということで考えておりますけれども。いとも簡単に、それが今回公開請求があって、複数の方のファイルの中から出てくるということは、私自身とすれば非常にどういうふうになっているのかと、逆の意味で組織というのとは一体どうなっているのかと。あまり粗雑な組織なのかなと、今、そういう意味で反省をしております。

竹内委員 それでは続けまして尋問をさせていただきます。まずは岡部証人に伺いますけれども、先ほど紹介されましたメールの中で、10月16日のところに、「今、田附課長が心配していることは、読売はしつこく、読売さんには何回も引用して申しわけないですけれども、「聞かれたらどうするのかということです。」と。「聞かれても「お会いして話したことはある、それだけである。」と答えるように話しましたが、「自信がない、ここには迷惑をかける（転職したい）」などと言い出す状況です。」ということが書かれております。これは当時の田附課長が、どのように対応というか、心の状態がどんな状態であったかというようなことを表現しているような中身だと思っておりますけれども。そのときの状況は、このような状況であったのかどうか、詳しくお話をいただきたいと思っております。

岡部証人 田附さんとは9日に会って、それで話をして、情報公開係ですか、に行って話をし、そのあと課の職員の方と話をするようにということでお願いをしました。話をした結果は平行線を保っているということで、田附さんが知事にあてたメールのように、非常に混乱した状況。これは課の中で今までいろいろとあったものが一度に噴き出したのかなというような状況だったというふうに思っています。なかなかその話し合う土台ができないということで、1日に2回も3回も、田附さんは私のところへ話に来ました。

その中で、もう公開してしまったらどうだと、公開してはということと、私はもう転職させてほしいというようなことも出てきました、事実です。それについては、もう公開するなんていうことはあり得ないことだと。これはもう課の職員と何度でも話し合っしてほしいということです。それと転職については、こんなことで転職なんてできるわけがないということで、課長さんが自分で決定を下したんだから、自分で責任を持って最後までやり抜くということしかないですよということで話をしました。

では解決の糸口はどこから出てきたのかということは、その一番急先鋒になっていらっしゃる方が内示を受けたというあたりから、話がある程度できるような状況になってきたんだというふうに思います。ですから、9日、10日のあたりは、もう実際には話ができるような

状況ではなかったと思っております。

竹内委員 それで、これまでの証言でも田附証人は当時、ここがちょっとよく私は理解ができないために聞くんですけれども、岡部証人に聞くんですけれども、私的文書、いくつかは、自分の持っておられたのは私的文書であるという表現をされています。その辺のいきさつの中のやりとりを整理した中身、岡部証人の方からお願いをしたいと思います。やりとりの中でどんな、私的文書という表現が区分けされてどういうふうに使われていたのか。

岡部証人 その公開請求の中にある条項ですね。職員が職務上作成したものと、組織的に利用するものという、その2つのことに該当するものについては公文書であるという規定が条例の中に規定してあると思います。その中で、先ほど申し上げたように1をはずすことはもう不可能ですので、2番目のその組織的に利用しているということをはずすということで、田附さんが机の中にしまっておくべき文書、それがたまたま出てしまっただけなんだというところに焦点を当てて、それが、自分が職務上、必要とするということではなくて、その忘れないために書いておく備忘録というんですか、忘れないために書いたメモなんだということで、田附さんの方と話をしまして。それならば、公開請求上の公文書の規定をはずせるということですので、そこに名前というか、私的文書と、私的につくったものだと、自分が公的なキャビネットの中にあるけれども、だれしも持っている部分というのはありますよね。手帳というか、自分のノートの中に書いているようなもの。ただそれがはずれて動き出したものだけだということで、あくまでも、個人の机の中にあるべきものが、たまたま外へ出てしまったんだよと。ですからこれは本来あるべき姿の個人の机の中に戻していくということで、個人的な文書、私的文書というようなことで、そのネーミングをしたというような形だと思います。

竹内委員 いや、私、お聞きしているのは、そういうこともあるんですが、田附課長が動揺される中で、いっそのこと公開したらどうですかというような、先ほどお話があったということですよ。私が言っているのは、いくつか出てきている文書の中で、もともと私的文書であるということ、この百条委員会でも田附証人は言われているんです。ですからそのときのやりとりが、もうちょっと細かく、実際にそのことが全部出て、一つは20日付のはちょっとまた別問題ですけれども、いるんですけれども、今はですね。それについて、当時のやりとりは私的文書という、実際の田附氏が言われた私的文書の主張と、全体が私的文書として処理されて不存在にされたという、そのいくつかの書類のやりとりのことについては、何か具体的にお話がありましたかという趣旨です。

岡部証人 文書が全体として私的なメモで扱うということしか私の頭の中にはなかったものですから。個々のどうこうということは、そのときあまり話しておりません。

竹内委員 この百条委員会の中で田附証人からは、そういう意味で本来そこで公開してしまう、いっそのことしてしまっただろうかという話は、証言は出ておりません。その辺について、当時の状況、いかがでしょうか。今、言われた私的文書の部分も含めての区分けについて、当時のやりとり。

田附証人 岡部参事とのやりとりは、10月9日に行ったんですけれども。いわゆるそのとき2、3通見ながら話をしたんですが、それは、1通ごとに検討したということではなくて、もう3通まとめて総体的に検討して、岡部参事の方から、これはもう私的なメモではないかという話がありました。

私も、何か先ほどちょっと、何か当初は公文書だという認識でいたというんですけれども、私はもう既につくったときから私的文書だというふうに認識しておりまして。その中でこういう公開請求が来まして、課の中で話したところがおかしいという反発がかなり出てきたわけですね。それで、私とすればそのときにあまりにも強いものですから、やはり私の公文書というものに対する認識が少し違っていたかなという考え方になりまして。もともと内容的には、公文書とか私的文書にかかわらず、内容的には、はっきり申しまして、そんなに問題になるような内容ではないのではないかという認識はありました。

竹内委員 いっそのこと公開したらどうですかということを行っているんですけれども、その辺はいかがですか、岡部証人に言われましたでしょうか。

田附証人 そのような言い方はした覚えはありませんが、今言いましたとおり、内容的に、出してもそれほど問題になるような内容ではないのではないかというような考え方でいましたし、そのような方向での言い方はしたかもしれません。

竹内委員 としますと、かなり動揺しておられたということは、要するに内部で、部下の皆さん方が、そうはいってもこれはこんなことをすればいけませんよと言われた、それがおさめられない、上から言われたことに対しておさめられないと、岡部氏から言われたことで。そのことに対する動揺ということですか。どういう意味の動揺、状況とすれば動揺されていたというメールのことを送られているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

田附証人 私の場合は、技術屋でもありますし、そういう公文書という認識が、どちらかというと少し欠けていた面がかなりありまして。それで、公文書というのはいわゆる普通の職印と言いますか、所長印がつかれたものだとか、課の中で回覧されたものだとか、そういうようなものが公文書ではないかという認識でいたことは事実です。それで、ですから前にお話しましたが、誤って回覧を途中までしてしまったと、それを途中で中断して文書を処分したわけなんですけれども。いわゆる誤って回覧したものを途中で回覧を中断したということは、それが、回覧が終了すればもう公文書になるという認識でいまして。それで、これはもう回

覧すべきもともと文書ではないということで中断して、それによって私は、それは公文書にはならないという認識でございました。それで、その件についても、課の中でも、それは回覧途中でもそれはもう公文書だということで大分強く指摘することがありまして。非常に、私とすれば、特に回覧途中までした文書というものに対して、非常に公文書に当たるのではないかということの疑問が大分出てきました。

それで文書学事課へ岡部参事と一緒にいったときにも、最初は岡部参事の方から説明があったあと、私の方から、本来なら回覧すべき文書でないものを誤って回覧してしまったと。けれども、その誤って回覧したことに気づいて途中でそれを中断して破棄してあると。同じ原稿のものが残っているんだけど、それも公文書になるかどうかということで聞いたら、それは公文書には当たりませんという一応回答が得られましたので、それではやはり公文書にならないんだなという解釈でございました。

竹内委員 これは百条委員会ですから、総務委員会と違いまして、また改めて記録に残しておかなければいけないということがありますのでお伺いいたしますが。そしてその後、指示を受け最終的に破棄するわけですね、回収しまして。しかもフロッピー、パソコンからも即時消去するようというところで指示を受けているわけですね。この作業、2つのものというのは、私的文書であれば、何も別に削除する必要はなかったと思うんですよね。私的文書という認識であれば、しかしそれをやられたわけですね。要するに削除し、あるいは消去したわけですね。この辺の経過、細かく時系列的にお話いただけないでしょうか。

田附証人 私がつくったのが2通ありまして、松野補佐がつくったのが1通ございます。それであとほかの2通は、会社の方からもらったものでありまして。それで私がつくったものにつきましても、そのときにはパソコンのあれでつくったんですけども、パソコンのところにはもう既に、公開請求があったときには既に消してそのときはありませんでした。それから松野補佐がつくったものにつきましても、パソコンなりフロッピーかなんかに残っているものはというふうに聞いたら、そうしたら、フロッピーも残っていないし、パソコンにも残っていないということでありましたので。公開請求があったときには、下水道課でつくった、私もつくったもの、それからまた松野補佐がつくったものも、いわゆるパソコン上にはもう消去して、ありませんでした。

その今の文書ですけれども、全部の文書を配付したわけではありませんが、そのうちの3通は係長以上の職員に配付しておりました。それで、それにつきましても回収して、最終的に破棄するというところで指示をされまして破棄をしているんですけども。一応課の職員にも、これはもう私的メモだと。特に文書学事課まで行って確認して、これは私的メモだということで説明をして、それで各自一人一人に、もしそういうメモなり文書ですね、それがあ

れば出してもらいたいということで回収をお願いしたんですけれども、1人の係長さんはたまたまファイルに残っているのは忘れていて、私の回収に対して出さなかったと。それからもう1人の係長さんは、私の方からは回収について要求したんですけれども、結局は、私も記憶がありますが、その係長さんからは文書があったかどうかの確認まではしてありませんが、結局もう1人の、出てきた係長さんのファイルにあったというのは、その係長さんにはそういう提出を求めたんですが、結局は提出されなかったために2人の係長の方へ残ってしまったということでございます。

竹内委員 破棄をしたのはいつで、そしてどこで破棄をされたのか、その状況をお話いただきたいということなんです。総務委員会でもうちょっと細かくお話されていますよね、時系列を含めて、そのことです。それとなぜ、私的文書であれば何も破棄までしなくてもいいと思うんですけれども、なぜ破棄をしたのか、そここのところをお願いします。

田附証人 まず破棄については、文書学事課へ行ったのが10月10日でありまして、それからそのあと岡部参事と経営戦略局の会議室の方へ戻りまして、それで岡部参事の方からはいろいろ指示がされました。そのされた項目としましては、まずこれはもう文書学事課の方まで確認した結果、これはもう私的なメモだということがまず第1点と。それから、下水道課の職員に一人一人個々に、文書学事課まで行って確認した結果が私的なメモだということを説明することと。それから3番目としましては、課の職員が持っているものについては、これはもう私的なメモだから回収するように、文書を提出するように、回収するようにそれを課の職員に求めなさいということが3つ目。それからその回収したものにつきましては、打ち合わせをした相手方にソーシャライズ (socialize) というんですか、いわゆるコンタクトをとっていないということを理由に文書を破棄しなさいということの4点を指示されまして。それでそれから戻ってまいりまして、課の職員に1人ずつ話して、それでメモ等は回収、提出のあったものについては回収いたしました。

それでその破棄ですけれども、これは一般的な私的なメモだということなものですから、破って最後にはごみとして焼却をしたということでございます。時期的には、回収してから1日か2日ぐらいで全部破棄をしております。

竹内委員 そうすると私的文書を破棄させた、岡部証人は破棄をさせた、ですからさっきも言っているんですけれども、本来私的文書であれば、どうすればいいのか、適当に処分すればいいのかどうか知らないですけれども、破棄させたというのはなぜでしょうか。

岡部証人 私は、これが私的なメモというのはあくまでも口実であって、実態は公文書だということで考えておりました。ですから公文書として残すということが非常に危険だということですので。ですから全体を回収して破棄するということです。そこが田附さんの方とは認

識が違っている点ですね。これはもう課長が保有している、しかもキャビネットの中にあるということは、もう原則これは公文書ですから、いかに理由をつけようとも間違いなく公文書ということで、私自身は判断していました。

竹内委員 それから、小林証人に伺います。今の認識についてと、公文書の定義ですね。それからあともう一つ、知事がいろいろな各所から情報公開されたものを、マスコミがおはなしぱけっと号でしたか、いろいろな話が出てきたときに、みんな情報を自分のところに、どんなのが出ているかということで、みんな見る時期があります。今までの総務委員会等の審議の中、あるいは独自に小林証人が中心になって調査された中では、報告されている中では、平成15年7月から10月ごろより文書学事課から、知事に請求内容等を報告したことが確認されたという報告になっております。この辺の事実については、それでよいのかどうか、その2点お願いをいたします。

小林証人 公文書の定義につきましては、先ほど岡部証人が証言しましたとおり、県の公文書の規定上は、職務上作成したもの、また組織的に共有しているものと、こういうことと同じに私も理解をしております。2003年10月時点の公文書のその公開請求、知事の後援会幹部との打ち合わせの議事録の公開請求の部分については、私的な文書であり存在しないという決定した部分につきましては、私は10月9日の知事あてのものと、10月15日なりの部分しか情報が得られていませんし、またその文書そのものも見ることがないというようなことで、職務の怠慢であったという部分は、批判は当然のことだとは思いますが。見ていないわけですが、総務委員会で17年2月に、1月にその公開請求があった部分について公文書ということで公開決定をする一連の経過の中で、その田附当時の下水道課長が作成した、いわゆる私的な文書というものを、私は17年2月3日の時点で見させていただきました。それを見た限りでは、岡部証人と同じように、これは下水道課の、下水道公社の入札制度を改革する上での一連の経過の資料として、当然組織的に活用し職員が共有している。そういうことから公文書ではないかと。17年2月3日に初めて見た時点は、同じ理解でございました。

それから2点目の、知事が情報公開請求があったものを、情報公開係からコピーをし、知事の手元へすべてのものをやるようになったのは、総務委員会で発言あるいは資料で、正式に公文書でお答えしたとおりの時期に間違いはないかということにつきましては、私が当時の職員に聞き取りをした限りにおきましては、7月から10月までの間にそういう要請が経営戦略局からあって、以後、知事の方へコピーしたものを政策秘書を通じて提出しているということでございます。

竹内委員 そうしますと、この時点で知事は既にその文書を、情報公開について事実経過を知っていたということになります。それで、先ほどのメールのようなお話ですけれども、そ

ういう前提に立って10月9日に田附氏から、いわゆる内部に反発している人がいるからということで、困った状況のメールが知事に送られて、そして岡部証人が直ちに呼ばれて、そして指示されると。そしてその後、10月15日の9時23分に岡部氏から知事へ、公職にある者からの働き掛けに関してはというようなことを含んだメールが送られて、それを誤解した知事が北原氏に電話をして、僕の登庁時に1階におりているように伝えたということになりますね。そしてその後、2時36分に説明不足でしたとする岡部英則氏から知事へのメールを松林憲治氏と小林公喜氏と宮津氏に送るということで、「知事後援会幹部等の公開請求に対しては、下水道課は課長が両職員と話し合い、該当なしで対応となっています。」ということで、先ほどの岡部証人が言われた各課の対応、土木部以外の各課の対応についての御報告を行っているということになりますと、要するに知事がこの始めに送った本日公開という岡部氏のメールに対して、かなり深刻になって誤解を与えてしまったということで、岡部氏がそれに対して知事後援会幹部等の公開請求についてはということで、はっきりとうたってメールを打っているということになりますよね。

そのあと、10月16日に先ほどの知事後援会幹部あてにも、田附氏の動揺している様子も含めてメールが送られたものが転送を今度は知事がされるということですから、言ってみればみんな知事後援会幹部、松林憲治氏、小林公喜氏、宮津雅則氏がそれぞれその情報を共有していたということになりますよね。この経過からして、この知事後援会幹部の本人の情報公開にかかわる不存在とされた、あるいは私的文書とされて処理された文書について、その経緯を知事後援会幹部本人に送られているという事実ですね。この事実について、先ほど北原証人が、ちょっとかわりでは何か否定されていましたがけれども、知事に呼ばれたかどうか覚えていないというような話もありましたけれども。この今の流れの経過からして、知事後援会幹部本人にこのことのメールが、この一連の経過を含めて送られていたということについては、北原証人はどのように考えますでしょうか。

北原証人 その辺の詳しい経過の部分につきましては、直接私はかかわっておりませんので、何とも申し上げようがないところなんです。

竹内委員 ですから先ほど、要するに証言では、本当にある公文書をないとする事ができるんですかということと言われたと言っていますよね、そういう立場で。ですから今の経過をお話すれば、自分の言っていることとの整合性がわかるのではないですか、系列の中でいけば、そのときと違って今こまでいろいろなことが明らかになってきている現況の中で、どう思われますかということをおっしゃっているんです。知事後援会幹部との、要するに知事がメールを転送していることも含めて、公文書に対する、本来自分が、この先ほどの話、ちょっと言い忘れましたけれども、ほかの教育委員会や議会やそういうところの情報公開の請

求もみんな自分が見ているということについて、私は守秘義務があるからとまで、この間の議会の中でも知事は答弁していますよね。そういう一連のことを含めてですけども、いかがでしょうか。

北原証人 私の私見ということでお求めになっていらっしゃるということによろしいのでしょうか。最初に私が岡部さんに申し上げた、本当に公文書をまるっきりなかったことにすることができるんですかというお話した内容と、最終的には、自分がこうあるべきだと思っいるところとまるっきり逆の方向に結末が来ているということで考えますと、非常に当然よくないことでもありますし、どうしてそういうことになってしまったのかなという気持ちはございます。

竹内委員 それでただ、今なぜ聞いたかということ、岡部氏の言われていることと、それから北原氏が言われていることと、全く正面から違うんですよね。それで要するに、ただ、結果がこうなっているということについて、やはりそれだけはだんだん今までの経緯からすればいろいろなことが明らかになってきましたよね。知事の言っていること自体も整合性がない部分が出てきているということからいくと、やはり私どもとすれば、どちらが本当のことを言っているのかという真実が知りたいわけですよ。ですからそのところがね、どう考えても状況的に考えますと、今までの経緯からしますと、やはり自分が、言ってみれば罪をかぶってでも私はものを言っているということを総務委員会の中でも証言していますよね。それというのは、ものすごく私は重く受けとめているんです。

ですからもう一度冷静に、あのときに例えば知事、これメールでいけばもう明らかに、「北原氏に電話して、僕の登庁時に1階におりているように伝えました」というふうにやられているわけですよね。だから北原氏は電話を受けているわけですよね。だから知事からは、やっぱり何か具体的に指示されているというふうに私は思うんですよ。ただそれが、本当に岡部氏だけを、ただ呼んでおいてねということだとは、私はちょっと理解できないんです。だからもうちょっとよく考えた上で、こういう結果に、あなたがやっぱりもうあまりいいことではないというのであれば、もう一度冷静に、真実を明らかにするために、もう一度思い起こしていただきたいとこういう趣旨ですけどもいかがですか。

北原証人 まずその最初の方の電話のことにに関して申し上げれば、そういったことで、要件や内容等を伝えられないままだれかを呼んでおいてくれということは、これはしょっちゅうあることでありましたので、そのときに岡部さんと呼んでくれということがあったのかどうか、これちょっとはっきりしませんけれども、あったとしても私は多分取り次いだのかなという気はいたします。

それから、そもそも、総務委員会のおきにも申し上げたことなんですけれども、私の目の



前にこの案件が来たときには、既にそういった方向で動き出しているときだったと私は認識しております。ですからその時点で、知事と岡部さんという部長級の職員の方が決められた方針ですので、私がいろいろ申し上げても当然覆ることはないだろうなと思いつつも、でもよくないことですから、それは一言言っておかないといけないと。ですから知事にも、これ本当に何で公開しないんですかということをお願いしましたし、岡部さんにも先ほど申し上げたようなことを伝えております。

竹内委員 知事にも今意見を言われたと言いましたよね、公開するように。そういうことですよね。知事は何て答えていたんですか。それから岡部氏は北原氏とよく相談するように言われたということですから、その後も何度か相談されていると思うんですよね、岡部氏とも。その辺もちょっと詳しく話していただけないでしょうか。

北原証人 それも以前、総務委員会で申し上げているんですけども。私の記憶ですと、岡部さんからこのメモを知事に渡しておいてくれということで預かりました。私が見たところ、今、働き掛けに関する公文書を私的メモと今するべく動いているようなことが書いてあるようなメモだったんです。それを知事に渡すときに、知事どうしてこれ公開しないんですかと申し上げましたところ、いや、岡部は、これは私的メモだと言っていると。これは前回の総務委員会でも申し上げているんですが、そういうふうにお話があったかと思えます。

あと相談ということなんですが、私自身は、相談してやるようにというふうに言われた覚えはございませんので、あくまで特命として岡部さんがやっていたらしゃることだということで、岡部さん御自身の責任で御自分でどうぞというのが当時の気持ちだったと思います。

竹内委員 当時の気持ちだったと思いますというのは、だから具体的に相談をしと言われて、岡部氏は、それで具体的に、では何をどのように相談されたのかということですか。

北原証人 だから、この件に関して岡部さんとお話をしたのは、先ほども申し上げた、私の方から本当に出さないことが、出さないようにすることができるんですかという1回ではないかなと思うんです。あとは覚えておりません。だから特に相談したというような記憶もございません。

竹内委員 それと知事には公開すべきでしょうというふうに言ったときに、知事は岡部氏が私的文書だと言っているよと。それ以上のことは言わなかったんですか、先ほどの見解を聞いていれば、公開すべきだということを進言しているわけですよ、岡部氏にも。知事に対しては、ですから私的文書ではないですよと、やっぱり公開しましょうよというようなことは言わなかったんですか。

北原証人 これは合併の話ですか住民票、あるいは住基ネットの話もそうなんですけれど

も。当時から知事と岡部さんが常にメールでやりとりをしていて、常に意思疎通を図っていたという状況がございました。おそらくその中で、今回のこの問題も2人で意思疎通を図っているんだと。それまでの話につきましても、私自身の感じ方としては、岡部さんがリードして、その考えるところに知事が従っているのではないかというような雰囲気がありましたので、今回もおそらくそういうことだろうということで、知事のその話を聞いたとあとに、岡部さんのところで先ほどのような発言をしたということでございます。

竹内委員 岡部証人に伺いますけれども、その相談、今、1回だけだという話ですけれども。北原氏とのやりとりは、具体的にほかになかったのかどうか、どんな状況だったのか詳しくお話を聞きたいと思えます。

岡部証人 当時の状況は、北原さんは多分10月3日、人事異動ということで内示があって、政策秘書ということで、秘書の部分から離れまして3階の方で政策を担当するということで、そのあと新たな知事秘書が着任というか、研修みたいにならなくなって動いていました。それでこの10月9日、10日のあたりは、実際にもう知事のところについて歩いているのは、新しい方について動いておりました。それで北原さんは、現実には知事の方からも内示のあとは政策ということで、政策担当ということで扱われていたということです。

ですからこの公文書を公開しないということについては、秘書として動いていたのではなくて、政策担当ということで知事の相談を受け、それに対して政策担当として知事に意見を述べたと。その意見を、知事は採択したというんですか、受け入れて私に知事が指示を出したというのが実態です。そのときは、何度も申し上げますけれども、私自身が知事に直接意見を申し上げるというようなもう状態にはありませんでしたので、私は相当、状況からいけば遠い存在ということに置かれておりました。直接知事室に入るといってもその当時はもうほとんどないというような状況でした。

ですからその状況でこのメールが来たということで、このメールを非常に覚えているということです。それで呼ばれて1階に行きまして、北原さんが政策として知事にこの文書はどのようなということで、政策担当に意見を求めて、それを知事が採用したということで。では実際の汚れ役というんですか、そういうものはあなたやりなさいよということで、私が実行部隊ということです。政策、このものに関して政策を決定したのは知事と北原さんということで、私はそれを田附さんと実際にやる実務部隊ということですので、私の意見は全然入っておりません。

そのあと私は、強くもみ消すと総務委員会でも申し上げましたけれども、知事は原則公開ということになっておりますので、多分職員の方は、知事が非公開と、公開しないようにという指示を出したとは思っておりませんので、逆転した現象になってしまうだろうというこ

とで、田附さんの方には何度も職員の方と話をするようにということで、私の処理の仕方は非常にスローテンポということで受け取られていたと思います。ですからそれはあくまでも反発を最小限度に抑えながら、ソフトランディングをさせるということが、私の基本的な対策、これに対していわゆる方針でしたので、時間をかけていきました。

その中で知事の方に、確かに今何をやっている、今は何をやっている、だれとだれとどうしているという報告がなかったものですから。多分その中で、私が出したメールが公開ということで、それを勘違いされたんだなというのが、この最初のきょう示された文書かなというふうに思っています。それを受けて1階に呼ばれまして、お話をしようとしたんですけども時間がなかったということで、あとは北原さんと連絡をとって、あなたは実務部隊なのでから実務をしっかりやりなさいよというのが第2回目の指示というふうに考えております。

竹内委員 岡部氏に、もうちょっと整理して言っていただきたいんですけども。第2回目の指示と言われて、ですから知事からは何回どういうふうに言葉で指示されて、端的に、2回目はこれと。それと北原氏とは、先ほどはもっと迅速に進めろと言われてたというような話、もうちょっと端的に整理して言っていただけないでしょうか。

岡部証人 9日、知事からメールが転送されてきたと同時に知事に呼ばれまして、1階知事室に行って、公開しない方向で調整をとってくれということで、それは知事から直接指示を受けました。そのときは北原さんと相談してということは言われておりません。2回目に知事室に入ったときに、知事が出ていく、非常に時間がないということで、あとは北原さんとよく連絡をとって進めてくださいということで話がありました。そのあと3階の経営戦略局に戻って北原さんと若干話をした中で、もっと強引に強くもみ消さないとなかなかうまくいかないんじゃないですかというようなことを言われました。

竹内委員 北原証人も今同じように、今言われたことに対して、自分のわかっている範囲で、簡潔に整理して言っていただけないでしょうか。

北原証人 まず私とその10月初旬から政策の方に移ったという話がありましたが、そういう覚えはございません。確か10月の下旬の異動だったのではないかなと思います。内示がいつだったか覚えていませんけれども、内示があつてからすぐ新しい仕事に移って、今までやっていた仕事は次の方にはということはありませんのではないかなと思います。きちんと異動の日まで、それまでの仕事をきちんとやってから異動していくというのが普通ではないかなと思います。

それがまず1点と、それから知事から指示があつたというふうに岡部さんはおっしゃられていますが、その場に私もいたというふうにおっしゃられていますが、私自身はそう

いったことは覚えがありませんのでなかったことではないかなと思います。ですから整理してお話をと言われましても、整理するものがないのかなと思います。

小林委員長 尋問の途中ではありますが、2時間以上経過をしております、途中でありますがお疲れの御様子も見えますので、ここで20分間休憩をいたします。どうぞ御退出ください。

休憩時刻 午後4時

再開時刻 午後4時21分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

竹内委員 岡部証人に伺います。先ほど時系列で3回、知事及び北原氏との会談について、御報告に対して、もう一度日にちを3回のものについて言っていただきたいのと、それから北原氏が同席していたときに、具体的に知事とお話をした機会があったと思うんですけども、そのときの具体的なその部屋、知事室なのかどうか、その中の、どんな状況でおられたのか、その辺だけちょっと確認しておきたいと思います。

岡部証人 1回目は、田附さんからのメールが送られてきたあとに知事の方から呼ばれまして、1階知事室に行きました。知事はいつもの場所に座っておられまして、パソコンを開いていたと。そのわきに文書が置いてありまして、その文書を北原さんの方に渡されて、これ公開請求に関しての文書なんだけど、ちょっとどうかねということで意見を求められました。それに対して、北原さんがささっと目を通して、ちょっと知事の意向を受けてとか、そういうことで出しづらいところがあるよねということで、私の方へ出さないようにということで指示をされたということです。

そのとき北原さんの方は、先ほども北原さんの方から話がありましたけれども、多分北原さんの異動は10月17日だったと思うんですけども。そのときはもう新たに、今、倉島さんでしたか、私のいるときは新しい知事秘書が。そのお二人と一緒に、入って左側のカウンターに小川さんがいて、それで秘書が入っているんですけども。そのときに多分2人入っていらっやっと思ったと思います。それで、倉島さんに引き継ぎをしながら、現実には政策の方に移行してきた時期だったと思います。そこで指示を受けて、私は文書を持ってそのあと知事室から出ましたので、そのあとのことは承知をしておりません。それですぐに、先ほど申し上げましたように文書学事課の方に行って話をしたということです。

もう一回が多分この、日にち的には非常にわからなかったんですけども、きょうのメールを見ますと、多分その15日に知事が病院から帰ってきたあと、多分そのあともどこかへ出かけるということではたばたしていたと思います。そのときは、知事室に入るか入らないか

ぐらいで、話はほとんどできませんでした。そのとき知事の秘書としてついて行ったのが倉島さんで、それで北原さんは残ったと思います。それでそのあと3階の経営戦略局に行って、南の窓際のところに北原さんの席、南の方ですので、そのところで立ち話で、では今後どうするのかという話をしたというふうに記憶をしております。

竹内委員 そうしますと、あと強引にやってくれと言われたのは、3回目のときは、それはいつでしょうか。

岡部証人 それは3階の経営戦略局に戻って、北原さんの席のところで話をしたときに、そういうふうに言われたというふうに記憶しています。

竹内委員 今度、田附証人に伺います。今回の問題、いずれにしても働き掛けということで、その文書が不存在になったと。それであとでまた公開されたということで、この間の尋問等を通じまして、知事後援会幹部が働き掛けた内容がいかにか現在の中で具現化しているかということで問題になっていると思います。

それで問題は、平成15年4月16日の折に、17日ですか、知事後援会幹部が「下水道事業についてのポイント」と、これは公社の方へも出しているようですけども、文書を添付して持ってこられております。この中で特にこの要旨については、下水道課で、そのときにいただいて、分析をおそらくされていると思うんですよね。できるかできないかというようなこと、そういう経緯はございますか。

田附証人 ちょっとその添付書類が今手元がないんですけども、ただこのときに出されたことについては、特に下水道課の中で検討したというような記憶はあまりないんですけども。

竹内委員 委員長、「下水道事業についてのポイント」という資料をお渡ししてよろしゅうございますか。

小林委員長 よろしいですね、皆さん。

(「異議なし」の声あり)

それではお渡しください。

(証人 資料閲覧)

竹内委員 それでこの中に、最短では、流域について「最短では、来年度での県内企業への発注実施が可能か。」ということで、結果としてそれそうになっているんですよね、結果として。それからほかにも、それぞれ書かれていることが結構具現化されている要素がありまして、ほぼこうした形の中で、県行政が、下水道行政、流域が特になっていくという経緯になっております。そういうことで理解してよろしいかどうか、確認をしておきたいと思います。

田附証人 この中で、この17日の資料ということで、これはだれかがまとめたと思うんです

けれども。例えば県内企業発注への実施ということについては、もう既に知事さんの方から2月、15年2月19日の中で指示されていたり、それから性能発注も、この間ちょっと聞かれましたが私もうっかりしていましたが、この性能発注についても、これ私に来る前から、いわゆる維持管理コストの削減というようなことで、こういうようなことの話は、一応取り組もうというような方向はもう出ていたように記憶をしております。

それからあと、例えば「下請での請負金額の1人当たり530万円ぐらい」とか、この辺は私もあれなんです。この中のいくつかは、既にもう話題として出ていたり、実際の、その前からもう既にそういうような方向での取り組みと言いますか、そういうようなことがもう既に方向というものが出ていた項目もかなりございます。

竹内委員 ですからこの文書は、平成15年の、市町村の理解が得られないために随意契約になったという経過。そしてその中で、知事後援会幹部の関係する法人が流域の2カ所に対して下請となったというとき後に出されたものでして。それで、下水道課長がかわったものですから、新しい下水道課長のもとに、今までの流れも含めて今後こうしてほしいということの中身を持ってきた書類であると、働き掛けであったと、こういう流れになっているわけですね。

ですから、要するにここの書き方が、「今回の流域の発注で気づいたこと」ということで、「相変わらず県内企業をpushしよという動きはあった。」それから「クリーンアセスとその株式会社との間でのけじめがついていない。」それから一番上に、「大手に都合のよい会社も選定がされ、大手主導に変化はなかった。」という過去形になっているわけですね。だから結局これは、平成15年度の随意契約に、中止して随意契約になった結果についてこういう反省点がありますよと、ですからこうしなさいという文書になっていますよね。そしてそのとおりにそのあと、さっき言われたような中身を含めてだめと言いますか、こともありますけれども、結局そういう結果に平成17年度も含めてなっていると、そういう事実でよろしゅうございますか。

田附証人 ですから先ほど言いましたとおり、この中の項目は既にそういうようなもう方向が出ていたのもありますし、この17日の打ち合わせによってそういう方向に変わったと言いますか、そういうようなものというのは、この中で見る限りはあまりこのないような記憶はないのではないかというように、今この中を見ますと感じております。

竹内委員 そうではなくて、新たに17日に変わったことがあるとかないとかということではなくて、このとおりに、実際にはこの提言、ポイントのとおりその後推移しているのではないですかと。要するに一番肝心な点は、「最短では、来年度での県内企業への発注実施は可能か。」ということをやられているわけですね。事実、田附課長さんもそのために努力

されたわけですね。それは事実かどうかということを確認しているんです。

田附証人 それは事実でございますが。これは前から言っているとおり、もう2月、15年2月・・・

小林委員長 いや、証言外のことはお願いいたします。

竹内委員 あえて中身まで言及するつもりで申し上げたのではないんですけれども。一応、今回の問題が、いわゆる不存在となったということに関して、特に働き掛けというのは、だれであれ、それが具現化していくかどうかということが問題になりますので、あえて確認のために尋問をさせていただいたということでございます。

それから次に、先般、田中専務理事が証言の中で、10月10日の県議会終了後、田附課長と土木部長と会われて、そのあと公社に行かれたときの話をお聞きいたしました。その中で、流域は県内の業者にやらせてほしいということが知事後援会幹部から、公社の会議室と言いますか、応接ですか、で田中専務の前で言われて、そして田附課長がよいですよと言ったということが言われていますけれども、そのとおりでよろしゅうございますか。

田附証人 よいと言いますか、もう少し細かく正確に申し上げますと、土木部長との話の中の延長になるんですけれども。県内企業を優先とした入札となると、下水道公社の技術支援は欠かせないという説明をして、それで今の理事長さんですけれども、そちらの方から、これはもう、技術支援はもうせざるを得ないというような回答がありまして、それで下水道公社の方の技術支援が得られるならば、私とすれば特に県内企業を優先とした入札については問題ないのではないかという、私の考えをそこでお話した記憶がございます。

竹内委員 田中証人は技術支援の話はなかったということで、きのう田附証人がいる前でもきっぱりと言っておりました。違いがあるわけですが、ただ流域は県内業者にやらせてほしいということに関して、技術支援を言ったかどうかは別にして、よいですよということを言われたということは事実でよろしゅうございますか。

田附証人 よいですよということの意味ですが、私とすれば、今言ったその技術支援が得られるならば問題ないのではないかという、そういう言い方をしたというふうに記憶しております。

竹内委員 問題ないもよいも同じだと思いますけれども、結果はね、同じです、これは。それでそのあと、いわゆるこれは4流域に対して知事後援会幹部は言ったと思います。それが結果として最後に諏訪だけはずれていくわけですが、その経緯について若干お話をいただきたいと思います。

小林委員長 田附証人、簡潔に明確にお願いいたします。

田附証人 それでは、そのときは技術支援が得られるということで話をしまして、そのあと、

いずれにしても下水道課とすれば、もう県内企業優先とした入札の方向へもう動かざるを得なくて、それで課の中でもいろいろ話が出ました。それでその中で、諏訪湖流域にありますいわゆる結晶化炉というのがあるんですけども、それは非常に問題が多くて、トラブルが多くて、なかなか県外企業がやってもうまくいっていないということが大分、課の中でも話が出まして。それで公社の方へ、特に様子のわかる方に聞きましたら、実は今とまっているんだと、問題があって。そういうようなこともありまして、では1度行ってみる必要があるということで、私も含めて課の職員が行ってきまして、いろいろ話を聞く中で、やはりこれは県内企業だけでは無理だということになりまして、それでそんなような経過の中から、諏訪湖だけは県外と県内のJVにしようではないかと、そういうふうな話になっていったということを記憶しております。

竹内委員 それで田中証人の証言ではいわゆる下水道課の部下の皆さんが困ってしまって、どうしても。ということは、田附課長については4流域にこだわったと思うんですけども。そして田中専務のところへ飛んできて、そして田中専務の方から知事後援会幹部に頼んでほしいと言ってお願いをして、知事後援会幹部にですね、それで結局3つになったと、諏訪をはずしていただいたと、こういう証言をしております。ということは、いかにいわゆる知事後援会幹部の方が力を持っていたのかと。言ってみれば田附課長さんよりも、知事後援会幹部のことを聞かなければいわゆる物事は決まらなかったということになるわけですね、この4流域に関しては、その点についてはどういう認識を持っておられるでしょうか。

田附証人 諏訪湖流域について、あれはいわゆる条件的にはあそこだけが県外と県内のJVということで、ほかの処理場とは全然変わっています、条件として。だけど、そのいきさつについては、私も見に行ってきたして、非常にこれは難しいという認識で、それでやって。ただその知事後援会幹部の関係する法人の方へ特にそれでお願いしてそういうふうになったという、ちょっと私も、それはどういう経過でなったか知りませんが、私とすれば、やはりそのあと、知事さんからの指示も4流域ということだったんですけども、やはり諏訪湖については、これはとても県内だけでは無理だという話もして、そういうような働き掛けの中で、部長も含めて、ではそういう方向にしましょうというふうになっていったという記憶はありますが。陰でそういう知事後援会幹部の方の話をしたとかというのは、私も記憶がございません。

竹内委員 それだけ、それは田中証人に言われておりますから、直接知らないかもしれませんが。ただそういう、最終的には知事後援会幹部に確認しなければならなかったということを田中証人は言っていますので、それだけの影響力があったのかなということで申し上げているんですけども。その知事後援会幹部の影響力についてはどのように感じておられたか、



最後にお聞かせください。

田附証人 影響力というものはやっぱりかなりあったというふうに私は感じておりました。

竹内委員 最後に小林証人に伺います。一連のこの間の尋問を通算して出ていますことは、平成14年度の矢澤課長、その人もかわっているわけですがけれども、あとそのあと田附課長、田附課長もまた転勤になる。と同時にその間でも何人か異動になるということがあられるわけですがけれども。その辺について、これまで総務委員会の中でもメールの存在とか、田附氏についてはメールの存在とかについては、小林局長も知事とのメモとのやりとりとか、人事の問題でいろいろあったということを認めておられますけれども。その辺について、矢澤氏についても、ちょうどこれはスペシャルオリンピックスに海外へ知事が行っているときかどうか知りませんがけれども。2003年3月21日に知事から小林公喜さんあてにメールが入って、その中で下水道課長としてサボタージュした男ですということで、名前を指して指摘しているわけですがけれども。そういうことについては、記憶はございますか。

小林証人 記憶にはっきりはございません。

竹内委員 これお見せしてよろしいですか。

小林委員長 はい、いいです。

(証人 資料閲覧)

小林委員長 では簡潔にお願いいたします。

小林証人 このメールを知事からいただいたことは、今これを見させていただきまして思い出しました。いただいております。

竹内委員 それで、先般、小市証人とか、いろいろお聞きしますと、土木部では土木部としての案がありまして、そして当時の下水道課長も違った方を予定していたと。それからほかの、矢澤氏についても違ったところを予定していたと。ですからそのメールによって人事に対して影響があったのかどうか、その点だけ最後お願いいたします。

小林証人 このメールによって人事案を組みかえたかどうかということでございますが。技術職員、事務職もそうですけれども、事務方、人事当局として事務方でもって異動案を上げていって任命権者である知事の了解をとる場合と、知事から、任命権者の知事みずから指示をされてきて、そうした案をもうそのまま上げていくという二通りのケースがございますけれども。特に技術職員の場合には、人事当局は情報不足でございますから、知事の方からの意向に沿った異動案を組むというのは、ごく当たり前のことではないかというふうに思っております。当時は、人事を直接所管していない立場であったと思っておりますけれども。2003年の3月でございますから。ただ人事作業につきましては、知事が改革を進めるということでかなり、海外へ行かれても毎日のようにこうした情報、知事の考えというのを指示を受けま

して、人事案を何回も組みかえたとかこういう記憶は残っております。

鈴木委員 証人の皆さん、それぞれ大変お疲れ様でございます。きのうまでの証人の証言、それぞれ尋問等、内容を簡単に整理し、一部総務委員会と重複している部分もございますが、私なりに整理したものを確認させていただきたいと思います。いわゆる記録文書の中で状況的には、まず田附証人に確認しますが、平成15年4月16日の会議記録、平成15年4月17日の会議記録、平成15年4月23日の会議記録、平成15年5月20日会議記録、この4点、プラス10月9日、田附さんが知事へメールを送っていると。その内容は、職員のいろいろな混乱、反発状況を含めたものを送っているわけですね。このものを含めた5点が、いわゆる今回の記録文書ということによろしいですか。

田附証人 記録文書と申しますと、いわゆる文書公開請求の・・・

(鈴木委員から「そうです」という声あり)

文書公開請求のときには、10月9日のメールは、これはまだ、文書公開請求が10月6日でしたか、だからそのあとですので、メールの方は対象からはずれていたと思います。それで、そのときの対象となる可能性のある文書と申しますと、日付はそうなんです、4月16日付の文書が2通ございまして、それを、文字の小さいものと大きいものがありますが、それを別々に数えますと、全部で5種類の文書ですね、ございます。

鈴木委員 わかりました。4月16日、2つありますね。では仮にこれA、Bと申しますと、最初の文書は5月に入って田附証人のお手元に届いている。それからもう一つの文書は4月25日ごろあなたのお手元に届いているということによろしいですか。

田附証人 まず4月16日付の文書でございますが、これ両方とも公社でつくったということでお聞きしてまして、公社からいただいたんだということだと思いますが。公社で、まず4月16日の文字の大きい方、これは4月24日から28日ぐらいの間に、公社からもらったのではないかということでもあります。それから同じく4月16日付の、今度は文字の小さいもの、これはこの後ろに、4月23日付が一部ちょっと追加になっていると思いますが。これ実際にもらったのは5月7日から9日ぐらいの時期ではないかというふうに思われます。

鈴木委員 それでいわゆる係長以上の職員に配付したものは、平成15年4月17日、平成15年4月23日、平成15年5月20日、この3つの文書を4月下旬から5月初旬ごろにかけて配付されたというように私も記憶しておりますが、間違いはないですか。

田附証人 まず係長以上の職員に配付しました文書は、4月16日付の文字の大きいもの、それから4月17日付のもの、それから4月23日付の、この3通が下水道課の係長以上の職員に配付されておまして。それは、時期とすれば5月1日から6日ぐらいの間だということではないかというふうに記憶しております。

鈴木委員 次に、では岡部証人にお尋ねいたしますが。総務委員会に提出した資料は、4月16日の大きな文字と言われているその会議録、それからさらに4月23日の会議録、それから5月20日の下水道課で作成した会議記録、それに加えて、先ほど私申し上げた10月9日田附さんが知事へメールを送られたメールの送信の内容ということでよろしいでしょうか。

岡部証人 私が総務委員会の方へ提出したのは、その4月16日の字の小さいもの、それと同じく4月17日作成のもの、それと4月23日作成のもの、それと5月20日作成のものという、その4通であります。

鈴木委員 今までのこの文書の経過、流れは大体わかりました。それで問題となるのは、10月6日、これはいろいろ論議されて証言いただいています報道機関の公文書の公開請求があって、そして窓口になっている田附さんが、直接知事の方にこれらの内容を報告され、判断を仰いだということによろしいですか。すみません、その前に10月8日に牛越監理課長と相談しているけれども、公文書か私文書かという定義づけはされなかったと。それを受けてどうしたらいいんでしょうということ、9日に知事にメールを送信しているということによろしいですね。

田附証人 知事の方へメールを送ったのは10月9日付でございます。

鈴木委員 それで9日に、岡部証人に確認しますが。知事から文書を渡されて、要するに出さない方向で調整を指示されたと、簡潔に言うとそういうことによろしいでしょうか。

岡部証人 はい、そのとおりです。

鈴木委員 それで、いろいろこの中で出てくるのは文書学事課、情報公開係ですが、これは先ほどの証言をお聞きしますと、田附さんの受けとめ方と、それから岡部証人の受けとめ方、若干切り口が違いますが、文書学事課の情報公開係、これ当時の担当の職員の名前はどなたでしょうか。

岡部証人 角張さんではなかったかなと思います。

鈴木委員 田附さんも同じ方ですか。

田附証人 はい、角張さんでいいと思います。

鈴木委員 そのときには、角張さんに相談というよりも、実は知事の内々の一つのサジェスションを持って、角張さん、これはメモだよねと、いわゆる働き掛けのニュアンスを持って角張さんに事前にあなたが接触されたというようなことでいいんですか、どうですか。まっさらの状態に相談したわけではないでしょう。

岡部証人 今おっしゃったような形で、私自身は角張さんの方に話をしました。

鈴木委員 ですからある程度これ、公文書か私文書かという、公にされる前に、大変俗な表現で悪いんですが、なから仕込み作業を完了した上で、田附証人にも角張さんのところへ出

向いて、そして県の中正、公平な文書公開に対する文書学事課の見解はこうなんだと、私的なメモなんだということで、配付された記録文書を回収の作業に入ったと。これが10月7日から多分10月17日ごろだと思われませんが、その辺は間違いございませんか。

田附証人 課の職員に説明をして回収ということですよ。これは文書学事課へ行ったのが10月10日でございます。そのあと、先ほども言いましたが、岡部参事と経営戦略局の会議室に戻っていわゆる指示を受けて、それから課の職員に個々に説明をして回収を始めたわけです。

鈴木委員 個々に説明をしたというんですが、その説明をあなたがなさるときに、やはり文書学事課ではこういう見解だということを前面に出して、それで説得をし、そのとき職員は了承したと思われませんか。

田附証人 説明は、あくまでも文書学事課まで行って確認したということの説明で、やはり中にはちょっとおかしいのではないかというような人もいましたが、大体の人は文書学事課まで確認に行っているのなら、これはもう私的文書ではないかというようなやはり受けとめ方ではなかったかというふうに感じておりました。

鈴木委員 文書学事課の、要するにお墨つき、見解をもって、配付した資料を受けとめた職員からの回収に入ったということなんですが。ここで一つ問題になるのは、今後私どもこれ冷静に判断し気をつけなければいけないんですが。情報公開というものの定義づけというのが、既にこの時点でゆがめられておったという事実を、私どもはこれ確認しなければいけないと思います。

それから2点目に、北原さんの人事も、これはあなたの人事というのはどういう人事かよくわからないんですが。10月17日に、中野さんだと思んですが、10月3日に人事の内示があって10月17日付で人事異動が行われていると。ですから、一つのゆがめられた文書の公開手続に対し、正当な異議ありを申し上げた職員を人事の異動という方法で報復しているということだと、これは明らかになっているんですね。ですからこの辺について、田附さん、あなた直属の上司として、10月3日内示、10月17日の人事異動をどのように受けとめていらっしゃいますか。今回のこの文書の公開に絡んでいるのだと思われたかどうか、その辺の受けとめ方を。

田附証人 多分時期的にも、この公文書公開請求とは関係はないと思います。ただ、今まで私、下水道課の中でもいろいろ意見の違ったところもありまして、大分、こういうことを言っただけですけれども、個人的な面からいきますと非常に感情的と言いますが、そういうようなものになっているケースがあって、はっきり申しまして、個人名は挙げませんが、その異動された方とは、私との方との関係においては、やはりもう同じ職場にいるというこ

と自体がやはりもうまずいというふうに、私も認識は持っておりました。

鈴木委員 そういたしますと、課長の立場で、課長としての職務遂行上、補佐の任にたえずということで、あなたの方からこの方をほかのセクションへ出してほしいということ人事当局に申し込んだということですか。

田附証人 いや、そういうようなあれはまずないと思いますが。いろいろ個人的なそういうものについては、仕事の関係なり何なりの話の中でそういうような話も、人事当局とかそちらの方へ連絡したということはまずないんですけども、仕事の関連の中で、たまにほかの関連するような人だとか、そういうようなところには多少の話をした可能性はあるのではないかとこのように思っています。

鈴木委員 小林証人、よろしいでしょうか。当時人事に携わっているお立場だと思んですが、違いますか。そのとき、10月3日ないし17日のこれ人事異動、今の田附証人の証言を受けて、この課長補佐の異動、直接人事当局に意見具申をした記憶はないけれども、その周辺、周りの方々に云々という今証言をなさいました。この場合の人事というのは、何が基本であったのか。あるいはどのような、人事当局に意思が伝わってこられたのか、その辺の見解について、ちょっと証言をお願いしたいと思います。

小林証人 1点目ですが、当時私は経営戦略局長として人事も担当をしておりました。特に平成15年10月17日付の人事につきましても、当百条委員会の事項でもあります、人事情報が漏れないように県庁以外の場所でもって作業をしたと。その中心となりましたのが私でございますので、2003年10月17日の人事異動にかかわるものにつきましても、非常に記憶の中に残っております。私が中心で進めました。

もう一つの下水道課の課長補佐兼係長の異動の件でございますが。直接、私の作業をする過程におきましては、公文書の公開請求に対して異論を唱えているからという理由で異動案をつくったという記憶はございません。田附課長が下水道課長に任命されましたことは、下水道事業の改革に対しまして、非常に意欲を持っておられるということで15年4月1日に任命をされましたので、その課長の意欲がそのまま所管する業務の中により推進される形で職員も見直すと。こういうことから、知事から連絡なり指示があったというふうに記憶をしております。

鈴木委員 人事の責任者である小林証人に知事の方から直接、高い評価を持った田附さんの改革に対しそぐわない者がいるというようなニュアンスで、人事の一つの内示というか、人事案件としておりてきたというふうに私は今受けとめました。それでよろしいですか。

小林証人 そぐわないというニュアンスで私に話があったという記憶までではないんですが。田附課長の仕事がより推進するようにと、やりやすくなるように、そういう形で異動案を考

えてほしいということを出しました。

鈴木委員 きょう見えている北原証人の場合は、これ10月3日内示、17日にやっぱり異動になっていますが、どのような配慮で。

小林証人 私の記憶では、いわゆる知事の秘書という業務は非常に重労働でございます。当時の北原秘書が、いわゆる家族サービスもできず、非常に休日もなく苦勞し業務をこなしていただいたので、そろそろ交代をさせてやろうではないかと。ついては経営戦略局の中からだれか好ましい人を、参事の意見も参考にしながら考えて案を詰めてくれとこういうことで指示を受けまして、知事に判断を仰いだということでございます。

鈴木委員 北原証人にお聞きしますが、あなたもどこかでお行き会いしたような気がするんだけれども。あなたは田中現知事に秘書をおやりになったのはいつからいつまででしたか。

北原証人 知事の秘書をやっておりましたのは、初当選されて、確か初登庁は2000年ですか、2000年10月26日だったと思うんです。それから、今お話がありました10月16日まで、だから大体3年ぐらい務めました。

鈴木委員 田中知事初当選後、秘書を3年ぐらいお務めになったと。その前はどこのセクションにおられましたか。

北原証人 その前にありました、当時もあったんですが、秘書課におりました。

鈴木委員 秘書課でどんな職務をしておられましたか。

北原証人 秘書課で庶務担当をしておりました。

鈴木委員 知事選があったと。民間の企業で言えば経営者がかわつたと、政治の世界では政権交代。秘書課におられて秘書課に残られたというのは非常に珍しいと思うんですが。あと一緒に席を並べておった同僚で、知事選後も秘書課に残られた職員は何人おられますか。

北原証人 それはいつぐらいの時期までのお話でしょうか。実は、確か知事選が終わったあとすぐには、人事異動はなかったように記憶しております。

鈴木委員 2年、3年でなく、少なくとも1年のスパンで見てくださいか。

北原証人 1年、はっきりとは覚えていないですが。私が3年いる間には、最初から秘書課とともに仕事をした職員は私ともう1人だけだったと思います。ちょっと1年たったときにどうだったかというのははっきりしません。

鈴木委員 田中知事が当選後、多分あなたは秘書業務に携わっていたというんですが。秘書というのはいろいろな意味で、プライベートの私生活も含め、公的な活動も含め、365日24時間と言わないまでも、影と形が寄り添うごとく、江戸時代で言えば側小姓(そばこしょう)みたいなものです。一番身近にあっているいろいろなことをすべて承知しているのが秘書なんですよ。あなたが田中知事当選後、いろいろな庁内の人事情報とか、あなたが今までに知りお

いたことはすべて、今の知事に当然報告されたと思うんですが、そのような時期、そのような状態というのはあったと思うんですが、どうですか。

北原証人 そういった人事の話ですとか、私も承知しておりませんので、知事にお話したことはございません。

鈴木委員 小林証人にお伺いいたします。経営戦略局というものができたときに、初代の経営戦略局長は小林証人だったと思うんですが、間違いありませんか。

小林証人 間違いありません。

鈴木委員 時間になりましたね、今日までのいろいろな証言の中で、非常にいびつな状態の行政が行われてきたというのは、横断的な政策調整、あるいは知事が選挙のときに県民の皆さんから信託されて当選したときの政策を実行するために、縦割りの行政を廃して、横断的な政策調整をする部門ということで経営戦略局ができたと言われております。ところが、機関決定されたものが、政策秘書室の職員あるいは経営戦略局からの口やりによって、ゆがんだ状態になってしまうということが露見してきたと、垣間見られるというものが、今回のいろいろな問題の、この委員会で論議されている問題なんです。

したがって経営戦略局が、これ見ますと、地方自治法が改正されたり、条例が改正されたり、すべての各部局に対し、直面する重要な政策課題への戦略的対応に関する事務となっているんですね。戦略的対応に関する事務は一元的に担うと。これは当時経営戦略局長という立場の中で、人事も各所管課の部局の事業においても、すべて知事の意向を受けた経営戦略局が介在すれば、変更、中止、停止、もしくは新たな事業、それらのことが行われるというふうに受けとめておられましたでしょうか、どうでしょうか。

小林証人 知事の直属の組織という形でスタートをいたしましたから、受けとめる各部局とすれば、経営戦略局の担当者なり職員から話があったことは、当然知事が承知をし、また知事の判断ではないかというふうに受けとめたものというふうに思っておりますが。実際に知事から指示があったかどうかは別問題にしまして、各部の受けとめ方はそういう状況ではなかったかというふうに考えます。

鈴木委員 よく国会議員の秘書が、代議士本人が不都合なときは、秘書が秘書がと言っていますが、何々代議士の秘書ですという名刺を持っていけば、当然これ表裏一体になっていますから、純然とした庶務的な昼飯の手配をしたとか、乗車券の手配をしたとかという部分ではなくて、かなり内面的な問題から手続にかかる問題にかかわっているのが秘書なんですね。したがって経営戦略局、政策秘書室の、私もわけがわかったんですが、若い若手の職員が下水道課へ行ってこれは知事の命令だ、知事の意向だと。だからなぜ聞けないんだという発言をしているのも、受けとめる方がそういうふうな受けとめたという事実がよくわかりました。

ですから、知事から直接具体的な指示がなくても、きのう宮津証人の証言にありましたが、日ごろの知事の言動とか発言を見て、多分知事はこのような意向なんだろうなということを踏まえて接してきたというのが私は秘書であり、経営戦略局、政策秘書室の役目だと思うんですが。もう一度確認しますが、そんなようなことで私どもは受けとめますが、経営戦略局、政策秘書室及び秘書の役割というものは、具体的な指示がなくても、日ごろの発言とか、知事自身の言動をトータル的にかいつまんで受けとめてということでもいいのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。そういう部分もあるのかなのか。

小林証人 各部局の受けとめ方は、経営戦略局から話があれば当然知事からというような、鈴木委員からのそういう受けとめ方だというふうには感じておりましたが。逆に、当時の経営戦略局の職員が、通常の日常の業務において忘れないでいてほしいということで徹底をしましたのは、一担当者であっても言ったことが、相手の部局からこれは知事の考えだと思われてしまうと。またそのいわゆる知事が言っているんだから従えというような形で各部局と調整をするのは慎んでもらいたいと。あくまでも自分の意見は意見として知事に申し上げ、知事の方針が、指示がはっきり出たものははっきり言ってもいいですけども、そうでない場合には、そうした各部局が知事からの指示だというふうに誤解をされないように、職員には各部局に接してほしいとこういうことは、私の方から何度か指示をした記憶がございます。

鈴木委員 わかりました。近藤政策秘書室の職員、野崎職員からいろいろ証言をいただいたんですが。知事は日ごろ「報・連・相」とかしょっちゅう言っています。これは当然だと思うんですね。あれほど「報・連・相」と言っている知事ですから、政策秘書室の職員が、立場上いろいろな部局に対して知事の意向を伝える。それに対する結果、反応というものを当然知事に「報・連・相」、報告・連絡・相談していると思いますが。これは知事自身の言葉や日ごろの幅広く議会でも発言し、皆さんにも再三くどくどと言っていることを踏まえれば、当然報告・連絡・相談を受けていると思いますが。これはどうでしょうか、小林証人。

小林証人 当時、私も経営戦略局長ではなくて一職員として思い起こしてみますと、知事が口うるさく言っていたのは、改めて担当職員なり担当課長を呼んで言わなくても、当時の知事はいろいろな場面で情報発信をしていると、自分の考えをいろいろな場面で言っていると、だからそういうものを広く職員たるもの、情報を、知事の考えというものを頭に置いた上で業務をこなさいよと。そういうようなこともございましたので、私どもとすれば、業務をする上で、自分の考え、知事の考えを当然頭に置きながらやり、最終的にはやっぱり知事の判断を仰ぐというのは当然であったと思います。

林委員 それでは何点かにわたってお伺いします。まず始めに、10月6日に新聞社から文書公開請求があったわけですけども。この公開請求があった請求書は、どういうルートで流



れていくのか、まずそれを担当されていた参事であります、当時の参事の岡部証人にお聞きします。

岡部証人 窓口は文書学事課のセンターですか、の人の方で多分受け付けをされて、そのものをコピーして各主管課の方に。この場合は4通ほど請求がありましたので、その中の一つが知事後援会幹部の働き掛けに関するものということで、多分4通の公開請求があったと思います。その中にお聞きする中で、どの部を中心に調べればよろしいでしょうかというようなことを、各窓口で、全般にわたりますと広すぎますのである程度特定をします。その中で、例えばこの人の働き掛けについては商工部とどこに聞いてほしいというようなところが、多分公開係の方で特定をしました。そのものが上の方に書かれて、そしてその写しが私のところに2部送られてきます。その前も、何通か送られてきていたんですけども、それは2通送られてきますので、私の方で1通コピーをとって、それで1通を北原さんの方に渡して知事へ入れるということです。それは公文書の公開係の方から直接送られてきたのかなと思っています。そこはだれが持ってきたかはちょっと掌握しておりません。そのあと情報公開係の方では各部の方へ、主管課の方へ、この公開請求があったということでその請求書の写しを送っていくという手順になっていたと思います。

林委員 そうすると10月6日に出されたこの文書を、岡部証人が初めて見られたのはいく日でしょうか。

岡部証人 多分その日に出されているんで、遅くても次の日には私の手元に来ていたと思います。

林委員 そうすると、田附証人も昨日来証言されておりますけれども、8日に課内でもめていたということは、田附証人から岡部証人に連絡があるまでわからなかったわけですね。

岡部証人 それは知事から指示を受けて、このメールを見るまでは全然承知をしておりませんでした。

林委員 そうすると実際にこの問題になった文書を、岡部証人はどこから受け取りましたか。

岡部証人 知事室で知事から受け取りました。

林委員 田附証人は、2月18日の総務委員会、その議事録によりますと、私から知事へ文書を一切渡していないと参考人として意見を述べられておりますけれども、田附証人、知事に渡したでしょうか。

田附証人 私から渡したことはありません。

林委員 不思議ですね。田附証人は知事に渡していない。岡部証人は知事から受け取った。これ岡部証人、もう一度正確にお答えください。

岡部証人 その文書の関係なんですけども、そのこのところが、では知事にだれが渡したの

かということ、総務委員会の中でも議論をしていただいたんですけどもわからないということなんです、それは非常に無責任な話になってしまうんですけども。ただ、私が受け取ったものは知事から受け取ったと。知事から直接受け取った文書だということは、これは間違いありません。

林委員 それでは、いずれこれはまた知事が証人に出ればわかることなので、きょうはこの程度にしておきます。

それでは次に、非常に不思議に思うのは、きのう私が岡部証人に、2月17日の総務委員会の議事録に基づいて、当時の岡部参考人の意見を確認いたしました。つまり、10月9日に出さない方向で取り扱うということを知事と私、つまり岡部証人と北原秘書と3人で話したというふうに繰り返し証言されました。北原参考人にお伺いします。その場にいたでしょうか。

北原証人 それは先ほどもお答え申し上げましたとおり、私はそういった覚えはございません。

林委員 これは2人の証言が異なっているわけですから、いずれ明らかになると思いますが、これ以上この場で議論しても明らかにはならないとは思いますが。先ほど北原証人は、長い間秘書を務めてきても、なおかつ知事にこれは公文書とすべきという直接の提言をしていますから、私は北原証人の証言が正確なのかなというふうに、私は理解しております。

それから、もう1点次にお聞きしたいのは、先ほど岡部証人は、将来問題になるだろうなという予測から、北原秘書から強く公開すべきとも言われておりながら、あくまでも私的メモということに、いろいろの手だてをとってきたというふうに言われましたけれども、将来問題になるなということ、どの時点でお考えになりましたか。

岡部証人 これは北原さんがおっしゃるように、公文書を公文書でないという処置をするわけですから、これはある時点において問題になるだろうなと。それと下水道課の状況というものを牛越課長さんにお聞きしたところが、非常に課の中がばらばらになっているということで、今、田附さんがおっしゃったような、例えば中野さんの処遇にしても、課長と中野さんとの間に非常に溝があるということですので。その溝の中で起きた問題というふうに、私自身はこれをとらえました。単純にその公文書を公開とするのか、公開しないのかということだけではなくて、日ごろの課の中の間人間関係、これが大きく左右して、この問題というのが発生しているというふうに、私自身は分析しました。ですから、それを異動というような形で収束をさせた。特に内示ということがあってから収束してきたということを考えると、将来その職員がどういう行動に出るのかということは予測できないものがあると。

またこれが、知事が指示をして非公開にした、公開しないんだということ、知らない段階で職員の方たちはいますので、それが何らかの形で漏れるというようなことがあれば、こ

れは当然おかしいのではないかと。知事が言うような全面的に公開、120%公開という事態ではないのではないかとということがあれば、一番恐れたのは、報道機関に対してこういうものがあったんだよということが投げかけられるということです。

林委員 田中県政が、こうした文書公開について120%公開の方向ということを先ほど岡部証人が証言されておりますけれども。そうした方向から見ると、北原秘書からのそうした具体的な提言も含めて、少なくともこうしたものを当時から公開すべきという手だてをとるべき立場にあったのではないのでしょうか。なぜそういうふうに、あくまでも私文書というふうにとられたのか、お聞きいたします。

岡部証人 これは前の総務委員会でもお答えをしておりますが、私自身はそういう情報公開に携わった職員、しかも多くの職員に公文書公開とはどういうものかということをお願いしてきた職員ですので、非常に痛みがありました。ただこれは、人間的な弱さというような中で、知事の命令を受けざるを得なかったという、そういう一言で片づけられない大きな問題があると、自分自身は認識をしております。ですから、私自身はすべて、知事が言うように120%この問題に関してはオープンということで、すべてをオープンにしております。

林委員 それでは次にお伺いします。先ほど、これ10月16日に岡部証人が打たれたメールですけれども。これについて、この中で、知事が知事後援会幹部にも転送している。これをきょう初めて見て、守秘義務のない私人に転送したことに非常に驚いていると言われましたけれども。きょうこれ初めて見られましたか。

岡部証人 きょう初めて見ました。

林委員 初めて見たということで、私も驚いております。最後に1点お聞きします。昨日も公務員の守秘義務の問題でお伺いいたしました。きのうはさわりの部分だけでしたので非常に不十分でしたが、先ほど毛利委員の方からさらに突っ込んだ尋問をされているので、それに尽きるわけでありましてけれども。公務員にとって守秘義務というものは非常に重大な、重要な問題であることは承知しておると思います。特にこの地方公務員法第34条では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と。さらに第2項で、「法令による証人、鑑定人等となり」、この百条委員会もそうですね、「となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者の許可を受けなければならない。」このことは承知しておりますか。

岡部証人 地方公務員として、守秘義務がかかっているということは、私自身は研修所にいたとき、初任者研修等で説いたものですから十分に承知をしております。

林委員 それではなぜきのう私の尋問に対して、どうぞ守秘義務違反の手续をとられたらというような発言をされまして、非常に私は遺憾に思いましたが、なぜそのような発言になっ

たんでしょうか。

岡部証人 これについては総務委員会でもお話を申し上げましたけれども、この問題があと  
の下水道の入札問題にかかわっているということを報道の方から聞かされました。それは、  
そのときは知事後援会幹部の会社が落札をしなかったということで、私自身非常に安心した  
ということをお話しました。そのとき、私が行ったことというのが知事後援会幹部のそう  
いう仕事上の利益につながっている、そういう動きを助長したものだということを初めてそ  
のときに報道から聞かされました。その中で私自身は、自分のやってきたこと、それを議会  
の求めがあれば、議会で120%すべてオープンにするということで、報道の方に対しては議  
会の方が参考人として招致するということをお話しているということをお話された時点から、  
すべてそこでお話をするということで、私自身は決断をしました。

そのとき恐れていたことは、多分守秘義務に違反する点もあるだろうと、それはもう承知  
をしました。しかし、自分自身の弱さを認めて、守秘義務に反するというのも承知で議会  
においてお話をするというのを自分自身として決めましたので、それは揺るぎないもの  
として、自分の職員としての誇りをかけて、議会の方を通じて説明をすると。多くの県民の方  
に説明をするという道を選んだということです。

ですからこれが、きのう説明がちょっと足りませんでした、守秘義務に違反するという  
ことならば、それは受けざるを得ないというふうに考えております。決して守秘義務を無視  
するというものではありません。守秘義務があります。ですからかけるならかけていただく  
しかないということをお話したつもりです。

小林委員長 ちょっとお待ちください。地方自治法第100条第4項では公務員の守秘義務は規  
定されていますが、百条の場合はこの規定が解除されるということが、長の許可を得て進め  
ておりますので解除されると、そういう内容でございますので、御承知おきになっていただ  
きたいと思っております。

林委員 百条の問題は、私の若干認識違いがありましたけれども、今までの委員会その他、  
今までの県政の中における上で守秘義務違反を承知しながら行動されたということも確認  
されたので、私の尋問を終わります。

柳田委員 大変御苦労様でございます、長時間にわたりまして。何点かお聞きしてまいりた  
いというふうに思います。

先ほど竹内委員の方もお触れになられましたけれども、平成15年9月議会が終わったあた  
りで、知事後援会幹部を田附証人が伴って下水道公社に行くということがありました。その  
ときの田中邦治証人の証言によると、そのときに流域に関して県内でやりたいんだと、やら  
せてもらいたいという話をして、それを田附証人が快諾をすると。諏訪に関してもいいよと

いう形でお引き受けになったと、大変驚かれたということでしたけれども。その内容を、実際に本課に戻られて、下水道課に戻られて、すぐお話になるのではなくて、何日か、その話をしないでいたら、実際には田中邦治氏の方に課長補佐なんかが来て話をしたという場面、竹内委員がお話になられたところだったんですけれども。

そのときに、課の皆さんに対しては、田附証人が、下水道公社の理事長が、当時は専務ですか、専務が大丈夫だと、県内でも受けられると言ったから、私は知事後援会幹部に大丈夫だと言ったんだとこういうふうの説明をされたというふうには、田中証人はお話になられたわけですけれども。そういったことがあったかどうか、お聞かせいただきたいんですが。

田附証人 きのうの証言の中でもお話ししましたが、いずれにしても、私が10月の県会が終わった前後だと思えますけれども、公社へ行ったのはあくまでも知事後援会幹部の方から、県内企業を優先とした入札にぜひ取り組んでほしいということの中で、私とすれば前からも言い出してありました技術支援、これも絶対欠かせないという、だからきのうはそういうふうにお話しているはずですよ。私はそういう話をして・・・

(柳田委員から「尋問と違います」という声あり)

小林委員長 もう一度、簡潔でいいです。

柳田委員 簡潔に言うと、田中専務理事は県内でできるよなんて言っていないんですよ、言っていないんだそうです、そうおっしゃいました。しかし田附証人は課に戻って、いや下水道公社はできると言っているよとこう説明しているんですね。そういう事実が、そんな、田中証人が言っていないと言っている、言ってみれば課に行ってもないこともおっしゃったかどうかなんです。

田附証人 ですから、技術支援については協力してくれるという回答をもらったんです。だから課へ帰っても、いわゆる公社の方では技術支援に協力してくれるという、そういう話をいたしました。

柳田委員 そういう説明ではないんです。田中邦治専務は、下水道公社というもの自身はそもそもそういうためにもあるんだと。技術支援というもの自身をやるための機関でもあるので、そんなことは田附さんに言われようと言われまいとやることなんだと。重要なことは、県内の業者の皆さんができる判断を下水道公社がしたと説明しているんです、課長自体がですね。それに対して田中邦治証人は、下水道課に行っても憤慨をしているんです。それはほかの方も証言されているし、御存知でした。そういう事実があったかどうかです。

田附証人 私は下水道課の中で話したのは、あくまでも公社が技術支援をしてくれるということで、それでしてくれれば、県内企業優先とした入札も問題ではないのではないかとこの話を、だから公社が県内企業でもできますよということではなくて、公社がいいですよとい

うことは、技術支援についてOKですよ。そういう返事をもたらしたということの話をしたわけです。

柳田委員 そういうふうには課の人に言ったら、課の方は何とおっしゃいましたか。

田附証人 でもやはり、本当に公社が、技術支援が本格的にできるのかというような話もありましたし、それから一番はその今の諏訪湖ですね。諏訪湖はいろいろ問題が多くて、これはもう諏訪湖はとても無理ではないかという話も出ましたし、その公社自体が本当に、経験の乏しい県内企業が入って、本当にその技術的なサポートができるかということは大分論議にはなりました。

柳田委員 下水道課の方々も、あるいは公社の皆さんも、田附証人の主張というものに関しては一部理解をされていて、一部理解していない部分があって、していない部分というのは、マニュアルというのとはでき得ないと言っているんですよ。その言ってみれば2,000ものアイテムがあるものに関して、これをどうしてああしてということとはできないんだと。そのマニュアルをやれば、県内にも落とせるではないかという話を田附証人はずっとされるんですけども、そのことは公社でも課でも無理だと言っているんですよ。このことを続けていくと、おかしくなってしまうのであれなんですけれども。それはそれでわかりました、食い違いは食い違いとして受けとめさせていただきますが。

先ほど竹内委員がお話になられた、影響力もあったと、確かに。先ほどお話になった諏訪のことにに関して、1カ所、諏訪はどうしてもはずしてくれということで、課から田中邦治氏が言われて、知事後援会幹部を説得してやったと。そのことは田附証人が知らないと言った、知らないこともあるだろうと言った。その中で、影響力というものに関しては、やはり知事後援会幹部は持っていたのかとこういうふうにお話になりました。持っていましたとおっしゃったんです。言いましたね。その最も影響力を発揮した事柄というのは、何に対して影響力を彼は持って、皆さんは逆に言うと影響されたのか、お聞きしたいと思います。

田附証人 私の感じているのはやっぱり一番は、流域下水道が県内企業を優先とした入札ではないかというふうに思っています。それについては、もう前から言っていますが、15年2月19日の知事会見の中で、もう既に知事がはっきり指示していると・・・

小林委員長 それはいいです。

柳田委員 ということは、この流域を諏訪がはずれたこと、そしてこの3つの流域が県内に限定がされたこと、このことは知事後援会幹部の影響力があったと、田附証人が認識をしているという理解でいいですか。イエスかノーで。

田附証人 それは、そのとき私、だから知事会見が一番だと思いますが、そのとき私、下水道課にいませんので、その辺の細かいことは、はっきり言ってわかりません。

柳田委員 恐れ入ります、影響力があったと田附証人はお話になりました。どの部分で一番影響があったんですかというふうに申し上げたときに、県内業者が流域を受けられるようになった点、このことに関して影響力を持ったとお話になったんです。このこと自身が、実際に落ちるか落ちないか、16年度は中止になりましたから、この部分は結果なんですよ。結果とは別に、入札の公告の内容に大きな影響力を持ったのは知事後援会幹部であったと。これはそういうことが言えるのでしょうか、田附証人。

小林委員長 田附証人、簡潔で結構です。

田附証人 そのとき私はおりませんでしたので、その辺の細かい状況というのは、はっきり言って私は把握できていません。しかし、先ほど言いました、影響力が一番どういうところに強く感じたかということ、やはり県内企業の優先とした入札ではないかというふうに感じております。

柳田委員 ですから、田附証人がいらっしゃる時代にもシフトしてきたんですよ。毎年、毎年シフトしてくるんです。そういったものに、15年よりも16年、16年よりも17年、より県内の皆さんの門戸は開けたということになるかもしれません。これは、結果とは別ですよ、結果の判断、いいか悪いかということはまた別なんですけれども。そのことに対して、知事後援会幹部の影響があったと、田附証人はお考えになっているんですか。

田附証人 ですから私が来る前からもうそういう影響があって、それでそれがやはり私の時代も継続していったというふうには感じておりました。

柳田委員 わかりました。このことはいいでしょう。今おっしゃっていますから、それはいいです。それから田附証人にお聞きしたいと思いますけれども、岡部証人は一連のこの公文書毀棄に関しては、結果的には知事後援会幹部の入札というものに対しての行動、一連の働き掛けというものに関して、影響を助長してしまった。そのことに自分は手を貸したことになったという責めをお感じになっていらっしゃるわけですけれども、田附証人はそういう心境はおありになりますか。

田附証人 16年度の、いずれにしても入札はそういう方向で、今までと違った県内企業優先としたものにいたしました、いわゆる知事後援会幹部の働き掛けによって特にそういう方向にしたということはありません。

柳田委員 百条委員会において、正確な御発言をしていただかないと本当に困ると思いますし、私は田附証人の証言に基づいて一つ一つ話をしているんですよ。真剣にやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

そこで、もう一度お聞きしたいと思います。実際に岡部証人自身は、この公文書毀棄というものが表に出なければ、こんな百条委員会が開かれることもないですし、その平成14年12

月25日から働き掛けが始まっている。あるいは就任直後から働き掛けが始まっているということはわからなかったんです、世の中には。そして入札に関しても深くかかわりを持ったという指摘もあります。そういったものに自分自身が手を貸したことになるのではないかと、なったのではないかとという責めを感じていたわけですね。田附証人は、そういった真摯なお気持ちというか、いう思いはあるかどうか、お願いします。

田附証人 私は、下水道課が県内企業優先としたのは、いわゆる知事の指示、それから陳情、そういったものによって一番は決めたわけで。やはり知事さんの指示なんかは多少知事後援会幹部の影響はあったかなというような感じは持っておりましたが。いずれにしても知事後援会幹部から私が直接話を聞いたりしている中でも、それによって特に影響したという、影響してはならないという逆に感じを持って対応していました。

柳田委員 その、今の田附証人の、僕は百条委員会に臨まれる態度自身が今後問われるんだろうというふうに思います。

それから、岡部証人がこの公文書毀棄というものに実際にかかわりを深く持っていくという形になっていくわけですけれども。大変恐縮でございますけれども、9日の文書が、知事からメールが来る、そして北原秘書から連絡が入る、すぐさま1階に行く、そこで知事とお話をするというのが、この公文書毀棄にかかわる最初の部分になるわけですけれども。大変恐縮でございますけれども、これ北原証人と大きく食い違っている部分でございます。委員長にお許しただけならば、位置関係含めて、自分がどこに立って、知事がどこに立って、机のものはどこにあったんだというものを、委員長のお許しをいただければ、岡部証人に私はここにいたんだと、どういう配置になっていたというところをお願いしたいと思うので、お願いします。

小林委員長 今の提案、お諮りをいたしますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、それではお願いいたします。

(岡部証人 ホワイトボードを使用して説明)

岡部証人 知事室の入り口がありまして、カウンターがここに、秘書の方たちがいるカウンターがあって、小川さんがここにいて、大体北原さんと倉島さんですか、こんな形でいます。このところがつい立てになっていまして、知事の机がこういう感じであります。私はここから入ってきまして、この位置におりました。知事は、ここでこのパソコンを開いて、いつもの位置でメールをごらんになっていて。文書がここに置いてあったと思います。北原さんと倉島さんはここにいらっちゃって、それでちょっと北原君見てよねというので出てきて、ここで2人で文書を見ながら、それでちょっと出しづらいところがありますねということで



話をして、では出さない方向で調整してよねというので、この文書を私に渡されたというのが位置関係です。私はそのとき、文書はその知事室では読んでおりません。

小林委員長 私の方からわからないところ、突然で申しわけないんですが、出しづらいところがありますよねと言われたのはどなたなんですか。

岡部証人 文書を知事が北原さんに渡されて、北原さんがさらさらと内容を見て、知事の命を受けて動いているとか、これは出さないようにしてとか、そんなところを何力所か指摘されまして、こちら辺はちょっと出しづらい点ですよと、誤解を受ける点ですよというようなことで話をされました。

小林委員長 指摘をされたのはどなたですか。

岡部証人 北原さんです。知事は別に、文書はそのとき見ておりません。ここに置いてあったということで。

小林委員長 わかりました。

柳田委員 わかりました。この場面、今の流れが大体位置がわかりましたけれども、この図を見ても、北原秘書自身も記憶にないということで、イエスかノーかで結構です。記憶があるかないかだけお願いします。

北原証人 覚えはございません。

柳田委員 わかりました。そのときに、岡部証人の記憶で結構ですけども、そのときに今お二方のほかの秘書さんのお名前が出ましたけれども、その方々はその部屋にいらっしゃったのかもしれませんが、記憶があればですけども。

岡部証人 小川さんはいつも入り口にて電話の応対とか何かいますので、知事がいるときには必ず小川さん、女性の秘書の方ですけども、いらっしゃいます。それと多分引き継ぎをやっていたということで、新しくその知事の秘書になった倉島さんも一緒に入っていったというふうに記憶をしています。

柳田委員 わかりました。それから、これが知事との接触の第1場面です。第2場面のところで、10月15日ですか、北原秘書に早く報告しなくては、早くというせかされる場面というのは何日だったんですか、岡部証人。

岡部証人 それがちょっと記憶で日にちがしっかりしなかったんですけども、きょうお示しいただいたそのメールを見ますと、北原さんのところにその登庁後1階に来てよねということが15日に出ています。このメールは完全に、私の方でやっていた一般的な経営戦略局に来た公開請求と、この今問題になっている公文書の公開、これが若干混じってしまって知事が認識されているというような点があって、それと同じような形でとらえているということがありますので。多分その認識からいけば、その15日に急いで報告を入れるということで、

呼ばれて知事室へ飛んでいったのではないかなと思います。

小林委員長 ちょっとお待ちください。整理上、北原証人に私の方からお尋ねしておきますが、覚えがないということは、事実とは異なるということなんでしょうか。先ほどの説明です。事実と異なるということなんでしょうか、覚えがないということは、

北原委員 私の記憶には残っておりませんので、そういうことはなかったのではないのかなと、私は思っております。

小林委員長 事実と異なるという意味ではないんですね、覚えがないということは、この事実と異なるということはないんですね、覚えがないということだけですね。

北原証人 ええ、覚えがないということです。

柳田委員 記録の必要があるものですから、岡部証人におかれてはこの図、後ほど委員会の方に提出をしていただくように、委員長の方でお諮りいただきたいんですけども、議事録の関係で必要なんでしょうか。

小林委員長 わかりました。今の提案ですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、それではお願いいたします。

柳田委員 このごらんになっているメールの中に、文書学事課の久保田氏と同じ話ですというものがあります。この久保田氏という方が、何か以前に問題というか、知事が問題視している行動ということがあったのかなと思うんですけども、このこと、何のことが岡部証人わかりますか。

岡部証人 多分、何か日赤か何かで報告しなかったんでしょうか、そのときの何か経過処理というものに対して公開請求がなされて、それが知事の方に話が行かない段階というんですか、それは小林さんの方から先ほど話がありましたけれども、あくまで課長が公開請求に対しては決定をするということでもありますので。多分その何かちょっと難しかった、日赤の関係だったような気がするんですけども、それが公開されて、久保田さんが、当然自分のところにある公文書ですので、公開請求に応じて公開したというようなことがありました。それに対して知事は非常に、話がないまま公開してしまったということについて不信を持っていたということです。

柳田委員 この詳しい話、小林証人わかりますか。

小林証人 承知しておりません。

柳田委員 岡部証人にお聞きします。ということは、知事は課長決裁であることにに関して、自分自身に報告がなければ決裁をしてはいけないというふうに知事は考えていたんでしょうか。

岡部証人 これは非常に難しい問題になってくるかと思うんですけども。公文書公開請求上は、公文書を管理する課長が決定をするということなんですけれども。やはりその中において、大きな問題になるのかなとか、今、新聞等をにぎわしているような事実、そういうものについては、ある程度部長を通じて知事に、こういう公開請求が来ているので公開をしますよというようなことは、やはり入れていくようなシステムというのは、当然組織の中で必要だと思うものもあるんですよ。全部が公開請求だから、課長が例えば公開してしまえばいいんだということではないということで、そこはあくまでも課長さんの裁量に、判断に属する部分なんですけれども。そこを細かにメール等で知事に報告される方と、ある程度組織ということで部長等に相談をして決めていくものと、そこに2つあるのかなということで。知事は、やはり「報・連・相」というものを求める段階が、どこまで求めるのかということをはきちっとお示しをしていない関係がありますので、そこがあいまいになってきていると。その公開した結果、何か非常に大きな問題として出てきてしまって、例えば新聞をにぎわすようなもの、そういうものが出てしまったあとで知事の耳に入ってくるというものが多かったものですから。それで公開請求が来た場合は知事が目を通すというようなことに移行してきた。その一つに、この久保田さんの問題があるというふうに私自身は認識をしておりました。

柳田委員 職員の方々にお聞きすると、この久保田氏が実際に知事にお断りなく、これは議場でも問題になりましたけれども、知事の後援会の関係者だけけれどもということで衛生部の方に電話をしたことがありました。この事実と一致することなんでしょうか。

岡部証人 知事後援会関係者の問題については若干前だと思っております。6月ごろか、7月ごろだったのかなということで。そのあと知事の方から意見を求められまして、知事の方に公開請求についての基本的な考え方、ですからそういうものについてはある程度のガイドラインを決めて、そのものについては、部長を通じて知事の方へ報告をなすべきだというようなことで意見は申し上げました。そのあと私が経営戦略局に行ったのは9月なんですけれども、9月に行った時点で若干遅れたぐらいで、その請求書が2通来るようになったというふうに認識をしておりますので。ですから、知事の方にはそういう、ある程度その重要なものについては話をしてほしいということだったと思うんです。それを公開しないようにするとか、しないとかという問題ではなくて、そういう請求が来ている、それについては公開をしていくということ、知事の方へある程度の連絡を入れる体制というのが必要ではないかなということで話をした覚えはあります。

柳田委員 わかりました。そのことによって実際には、公文書公開請求が個人情報も含めてこう上っていくというシステムができたんだろうと。そして、その際この一連の中で、この

15日に知事からメールが入る。そして北原氏に電話が入って、岡部氏がそこにという形になっていくわけですがけれども、この電話に関しては、確かな記憶が北原証人にはないという形でございますけれども、その中で北原証人には記憶がないという形なんですけれども、そのときの様子を伺ったところで、岡部証人がメモをつくって、それを知事に渡すということに関して、北原証人がメモを見たのは事実ですか。

北原証人 そのメモというものも見た覚えはございません。

柳田委員 これは、そこは見たと言わないといけないんですけれども、証人がそれを見て、知事に対しても、岡部さんの行動がわかったから、これは公文書を公文書ではなくさせるということをやっているんですかねというふうに知事に対しても言ったし、岡部証人にも言ったというふうに私は理解しているんですけれども、ちょっと私の認識が違うのかもしれませんが、お願いします。メモとおっしゃったような気がするんですけれども。

北原証人 私が見たメモがそのときのものであるかどうかというのがちょっとはつきりしません。

柳田委員 すみません、ちょっとその辺、私は錯綜してしまっているんですけれども、そのメモをどこで見たかもはつきりしないんですか。

北原証人 日時ははつきりしないんですが、岡部さんの方からこれを知事に渡しておいてほしいということで預かりました。

柳田委員 そして知事に渡したんですね。

北原証人 お渡ししました。

柳田委員 それは知事にはどこでお渡しになったか記憶はありますか。

北原証人 おそらく1階の知事室だったと思います。

柳田委員 再び書いていただくことはないですけれども、大体知事がいつも座っているところにおいて、そこに北原証人が行って渡すという場面になったんでしょうか。

北原証人 そうということだと思います。

柳田委員 私はこれは非常によくわからないんですけれども、その当時これあまり関係ないのかもしれませんが、当時岡部証人は参事ですよ。それでもって北原証人は、主査なんですか、主任ですか、私はちょっとよくわかりませんが、そんな立場でいらっしゃったと思うんですね。それが、部長級の参事のメモというものを見るんですか。

北原証人 基本的には岡部さんのメモに限らず、皆さん書類等はそのまま持ってこられますので、そのときにメモを見ようと思えば見られます。

柳田委員 どういった内容であっても、それはその内容が北原証人に関係のある話とない話があると思うんですね。これもし北原証人が関係のない業務だとするならば、見てはいけな

いものってあると思うんですよ。それもごらんになるんですか。

北原証人 おそらく人事ですとか、そういった私が見るとまずいというようなものは、私に預けるというようなことはされないと思います。

柳田委員 ということは、岡部さんは北原証人が見てもいい文書であったという理解はできないでしょうか、北原証人。

北原証人 その辺は、私はよくわかりません。

柳田委員 今の流れからいくと、人事であるとか、そういったものに関しては、北原証人を通すようなことは今までなかったわけですか。見てはいけないものは、北原証人は手にすることはなかった、そういうふうな証言があったと思いますが、いいですか。

北原証人 例えば人事の組み立てをする作業の途中のペーパーを、時間がなくて知事に渡してくれというようなときは、例えば封筒に入れて封をして私が預かることはあります。裸でこう持ってきて渡しておいてねと言われるようなことはなかったと思います。

柳田委員 私は思うんですけれども、今回のこのことに関しては、公文書毀棄ということが、このこと自身が問題ある行動ですけれども、実際に情報公開請求が来ていること、この内容に関して、かかわりのない方が目にするということもこれは憤まなければならないですし、問題があることですね。ですから先ほど、先日もあった知事後援会幹部に対して転送されていることも問題視されているわけです。ということは、北原証人も見てはいけないものだったんでしょか、見ても差し支えないものだったんでしょか、それはわからないでしょうね。実際にはそういう中で、自分が見てもいいか、見てはいけないのか、はっきりしないものを読むんですか、北原証人は。

北原証人 ですから基本的には、私が見てはいけないものというのは、直接それぞれの担当部局なりが当時持って行っていったんではないかなとは思っております。あるいは、私以外にも当時ありました政策秘書等が直接知事のところに書類を持って入るということもございました。

柳田委員 これはその部分に関して、9日の記憶が北原証人はないわけなんですけれども、一連の流れ、私どもが理解すると、その場所に北原証人がいた方が理解しやすいんですよ。そのことは北原証人もかかわりを持っていた。そして岡部証人が実際に実務に当たっていた。その報告に関して北原証人、これは岡部証人にとっては非常に見られては困る文書なんです。それを北原証人に渡すというのは、岡部証人は北原証人が見てもいいだろうなという認識で渡さなければならない文書だと思うんですね。これは北原証人が記憶がないですけれども、その流れからすれば、自分に渡されたということは、見てもいたし方ない、自分が目にすることも許される文書であるという理解はできないでしょうか。

北原証人 基本的に前提が違いますので、そういう理解ができるかできないかという質問をされてもお答えのしようがないのではないかなと思います。

柳田委員 その文書を北原さんがごらんになったあと、その文書を見て行動を起こしましたね。見て、岡部証人に対して、こんなことをやっているとですかということをおっしゃいましたね。そのときに岡部証人は、メモを見たこと自体に対して抗議はされなかったんですか、何で俺のメモをお前が見るんだということは言われなかったんですか。

北原証人 言われなかったと思います。

柳田委員 岡部証人、そのときに本当に北原証人がその場にいなかった、かかわりのない職員だとするならば、見られたくないというふうに思うと思うんですけども。そのときに北原証人に渡した文書は、封をしてあるようなことは、岡部証人はされたんですか。

岡部証人 総務委員会で御説明したことの内容を若干修正させていただきたいと思います。総務委員会に私が御提出申し上げた「知事後援会幹部等の公開請求に対しては」という文書、これは私がフロッピーディスクにあったものを打ち出したものです。これを打ち出したときに非常に違和感がありました。ということは、あて先もないし日付もない。この文書を果たして知事に渡したのだろうかということで、非常に自分自身とすれば迷った文書です。

普通は私自身が知事に文書を出したということはありません。ほとんどというか、すべてメールということです。この内容は、多分メールで知事に報告したのではないかということで、私のメールを小さいパソコンのやつを検索したんですけどもなかったんですね。それでなかったんで、多分こういうことを知事に報告したんだろうということで、これに対しては知事の方から反論が出されるだろうということを想定して、総務委員会の方にはお出しをしました。そうしましたら知事の方は、サーバーを検索したところこのような内容のものが来ていたというようなことで認められて、また多分渡すとすれば北原さんの方にお渡しをして知事に入れていただいたんだろうなということで、北原さんに渡したのではないかということで説明をしました。

今回、百条委員会ということでありますので、もう一度正確に説明をさせていただきますと、私はほとんどの知事に送るメールは、最初にワードでもって作成をしまして、それはその都度作成をしております。それで、新たな条項が加わればそこへ付加していくというような形で、常にいくつかの文書を、知事から特命で受けたものに対する報告文書というのはすべてフロッピーディスクの中に保管をしておきまして、それはいつでも家でも出せるし役所でも打てる。ただ、役所で打つ場合もその小さなパソコンの方から打つということで、公的メールから打たないというのが今までの原則でした。

その中で、多分これはフロッピーディスクでつくったもの、これワードとしてそのままフ

ロッピーに保存していたものが、この総務委員会でお出した原文です。それは多分フロッピーディスク、ワードから、このメールの方へコピーをしまして、そこへ知事あてということで、知事のあて名をつけて私の名前を入れて送るとというのが基本的な作業の仕方です。ですからこの文書については、多分知事の方では受け取っていないということでお答えになるのかなということを想定して、これは出した文書で。総務委員会のために、ではそういういまいかげんなものを出したのかということですが、私とすれば100%報告したという思いはあったものですから、これをお出したということなんです。

きょう見せていただきました15日のメールの文を見ますと、そっくりそのままコピーをして、それを知事の方に報告をしているということで。これは、文書という形で知事へ報告したということは誤りだというふうに、今修正をさせていただきます。

多分この内容は、北原さんの方にこういうことでメールというか、報告しましたよということで、北原さんの方に私の方から話をした内容、それが北原さんに残っているということで、多分文書を見て、こういうことだったなというふうにお話をされているのかなと思います。ですから私の方としては、知事に文書を入れるということは本当に今までずっとやっていましたけれどもありませんでしたので、文書は入れていないのではないかとということで、メールで報告をしたということに訂正をさせていただきたいと思います。

柳田委員 メールで報告をして、そして実際に北原秘書に渡したメモには、そういうことではないんですかね。

岡部証人 北原さんにはメモという形ではなくて、こういう形で報告をしたということ、北原さんの方には話をしたということだと思います。

柳田委員 今、岡部証人、証言を訂正されましたけれども、先ほど北原証人、メモを受け取ったと言いませんでしたか。メモは渡していない人が受け取ったというのはどういう理解をすればいいですか、北原証人。

北原証人 私の記憶では、岡部さんからこれを知事に渡しておいてくれということでメモをお預かりしました。

柳田委員 そこには何と書いてありましたか。

北原証人 正確な文面等は覚えていないんですけれども、現在、働き掛けに関する文書というものがあって、それを私的メモとして扱うように、今こういうような動きをしていますというような経過報告だったと思います。

柳田委員 メールを打っている岡部証人がその経過報告をメモにするようなことはちょっと考えにくいんです。それどちらが本当かわからないんですけれども。岡部証人、そういったメモを経過報告、もう既にしているにもかかわらず、そんな経過報告をメモにされるもので

しょうか、岡部証人。

岡部証人 その話は、総務委員会の中では、フロッピーに残っているものはこれしかなかったものですから、これを多分報告をしたということで、これを渡すとすれば北原さんにしかお渡しできませんので渡したという、それはその時点では想定だったというふうに、今、正直にお話を申し上げます。

柳田委員 ということは、間違いなくメモはつくっていないということでしょうか。

岡部証人 私の仕事をずっと経営戦略局でやってきた中で、知事にこういう形でメモを渡すにしても、上にあて先を入れずに、しかも日付も入れずに、このままのものを渡すということとはあり得ないんじゃないかなと、そのときも思っていましたけれども。ただ、こういう内容をメールで送ったのではないかなということは、そのときも思っていたんですけども、ただ、そのメールの原本がなかったものですから、これをお出ししたということです。

柳田委員 わかりました。そうすると、北原証人、記憶の範囲で結構でございます。どういったものですか、メモだったんですか、それともメモではなくて、もう文書でこういうふうにかかれていたものだったのでしょうか。お願いいたします。

北原証人 いわゆる正式な文書の体をなしていたものという記憶はないです。いわゆる、ちょっと手書きだったかワープロだったかわかりませんが、箇条書きにしてあるような、そういった形のメモだったのではないかなと思います。

柳田委員 例えば、その文書が例えばB5だったのかA4だったのか記憶がないというのはわかるんですけども、例えばの話ですね。手書きであったか、印字であったかというのが記憶にないというのは、私の経験上ないんです、そういうことというのは、これどちらですか、手書きかどちらかだったかわからないというのは、もう少し詳しくお願いします。

北原証人 ちょっとはつきりしないんですが。印字だったかなという感じの方が強いとこのぐらいしか申し上げられません。

柳田委員 それを、大変恐縮ですけれども、繰り返しになるかもしれませんが。どこでお受け取りになって、ただ、それで岡部証人が発した言葉は何だったんですか。

北原証人 場所は3階の経営戦略局か、あるいは1階の知事室、あるいはそこにおりていく途中のどこかで、これを知事に渡してほしいということでお預かりしたと思います。

柳田委員 岡部証人、場所が2つ限定されました。1階の知事室か、もしくは3階の経営戦略局だそうです。こういったところで、北原証人にその文書、メモがよくわかりませんが、北原証人がおっしゃっているようなこの内容に関してのもの、ペーパーをお出ししたようなことはございますか。

岡部証人 総務委員会でのそのお答えと大分違ってしまっているんですけども。きょうこ



のメールを見て、自分自身とすればメールで報告したということを確認しております。私は、文書は手書きの文書は一切つくっておりません。ですからメールで報告をし、内容を北原さんの方にお話をしたというのが実態なのかなと思っています。

柳田委員 ちょっと食い違いが若干出てきている感じがしますけれども。そのときに北原秘書に実際には渡していないという答えと、渡されたんだということに関しては、そうするとでは北原証人、知事に、北原証人自身が言っていることがわからなくなってしまうんですよ。メモを見たから知事に対しても、岡部証人に対しても言葉を発したわけなんです。そうですね。岡部証人に対してはいつ発したんですか、メモ、この渡された瞬間に見て言葉を発したんでしょうか。お願いします。

北原証人 知事に渡したあとです。

柳田委員 知事はそのとき何とおっしゃいましたか。

北原証人 ですから、私がなぜ公開しないのですかと申し上げましたところ、岡部氏がこれは私的なメモだと言っているというふうにおっしゃっていました。

柳田委員 何か食い違いが深まるという感じがするんですけども。そしてそのあと、知事がもうそう言っていると、岡部さんにもう任せてあるんだと、私的メモだということで動いているということ、岡部証人に今度はどの場面、その日のうちにお話になりましたか、それどの場面でお話になりましたか。

北原証人 あまりはっきりとはしないんですが、おそらくその日のうちだったと思います。

柳田委員 著しくちょっと内容が違っているもので、委員長のもとで、両者の事実経過というものをお互いに出していただくようなお時間をいただければ、その時間をお願いしたいと思います。

小林委員長 お諮りします。今の御提案ですが、いかがですか。

毛利委員 それぞれの動きやそれに基づく証言ですので、違っているものを合わせていくということになれば、例えば事実の解明に今のお話を調整させていくということになるので、意図的にどこかで合わせていくということになるので、それぞれがその感じたことを御証言なさっているんですから、違いがあれば違いあるままにすればいいんじゃないでしょうか。

柳田委員 というか、違いがあればなんではなくて、理解がしにくいんですよ。理解がしにくいということで、今までも時系列でやっていただいているわけなので。今回の場合も、わかりにくいところがある場合は、文字にした方が委員相互の理解が深まるというふうな思いで言っています。

林委員 今、岡部証人がメモを渡されたと言われましてよ、さっき。今まで渡されたと言っていますから、何も食い違ってないですよ。

小林委員長 それは証言変えたんでしょう。百条のために。

石坂委員 例えば一昨日、昨日の、きょうもちょっとお尋ねがあったですけど、知事後援会幹部を土木部長室から下水道公社に田附当時下水道課長が伴って行った問題の中身についても、田中邦治証人と田附証人の食い違いはありますが、それはだからお互いの証言として、私たちはその食い違いを精査してどう判断するかというのは、最終的にこの委員会がやればよいことであって、その調整を図る必要はないと思います。

柳田委員 調整とかではないんですよ。そういうふうに言った、例えば言った、言わないということに関してはシンプルな違いなので、私は、それは求めることはないですけども、今すべて整理をするということが、わかりづらいので文書にさせていただきたいという意味です。

小林委員長 どうですか。

石坂委員 文書ならいいんですけど、さっき2人で話し合うみたいな御提案なのでは、違いますか。

小林委員長 文書だそうです。それでは、この問題について採決をとります。今の柳田委員の提案に対して、賛同の委員の皆さん、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数。よってここで暫時休憩をし、それらのメモを提出いただきたいと思います。7時まで暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後6時20分

再開時刻 午後7時20分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

念のため申し上げます。公務員について、百条委員会に出席を求め証言を求める場合、地方自治法第100条第4項では、守秘義務に該当する事項に関して証言を求められた際には、証言できないことを申し立てる旨、規定されていますが、地方公務員法第34条第2項の規定により、本人からの申し出があれば、任命権者の許可を受けることにより守秘義務が解除されることになっております。本日の出席者につきましても、それぞれ所要の手続がとられていると聞いております。

次に、先ほど証人に求めたメモと知事室の配置図の提出がありましたので、書記から配付させます。

(書記 資料配付)

よろしゅうございますか、いいですか。

柳田委員 概略を読ませていただきましたが、基本的には、岡部証人に関しては、当該事項に関して、メールで行って口頭において北原証人に対してお話になられたということ。そして、北原証人におかれましては、文書で見たと、それを知事に渡したということによろしいと思います。

実際この食い違いに関して、それぞれ文書を出させていただいたので、記憶のということではないのかもしれませんが、両方拝見した中では、例えばこういうことはないでしょうか。北原証人の口頭でということでありますけれども、口頭でそのことを知らされたときもあるとか、そういうことはございませんか。文書だけだったでしょうか。文書はなくて口頭で説明されたという場面もあったのでしょうか。

北原証人 一番下に参考までにということで記させていただいたんですが。これは今回の件に限らず、他の件におきましても、当時職員などから口頭でこういうことを知事に伝えておいてくれというようなことを頼まれましても、私自身忙しくて忘れてしまったり、伝え方によっては誤解を受けるということがありますので、なるべくそれは文書でいただくか、附せん紙に書いていただくか、お願いしますということで頼んでおりましたので、口頭でということはまずないのではないかなと思います。

柳田委員 わかりました。そうすると、それはそれとして食い違いがあったなということなんでしょうけれども。このときに、岡部証人の、実際に証言が総務委員会で述べた意見と、ここでの証言というのが違うんだということも明確に、これ率直に出していただいたわけなんですけれども。そのときに渡したとするならば、知事に渡した記憶はない、ただ渡したとするならば北原さんに渡す方法でしかないの、そうであろうということだったんですけれども。ということは、この文書自身を、北原さんが見てもいい文書であるというふうに理解をしていたのか、もしくは関係のない北原さんが見てはいけない文書だというふうに理解をされていたのか、そのときの心境をお願いいたします。

岡部証人 やっていることがやっていることですから、公にしたのではまずい話ですから。私が話をするとすれば、もう前後の関係というものを知っている者しか話はしません。それで、文書で報告ということで、私のところにあったワードのものを報告したということで説明はしたんですけれども、私自身、公文書を隠すということをやっているながら、公文書をつくるということをやれば、この文書がいつかはまた表に出るだろうという矛盾があるということは最初から感じておりました。だから、やるとすればだれにも目につかない、特にやっていることが公文書を隠すということですから、それは当然だれの目にもつかない、知事直接、知事だけという手段がありますので、それをこの場合使わないということはありません。

ことだとは思っておりました。しかし、メールが確認できないものですから、そこはこのような形でしか総務委員会では説明できなかったということです。

柳田委員 北原証人は、実際には、ではお聞きしますけれども。北原証人は、それは岡部氏から文書を預かったわけですね。それは封をされてあったものですか、封をされていない、紙1枚のものだったんでしょうか。

北原証人 封はされていなかったものと覚えております。

柳田委員 封筒には入っていましたか。

北原証人 入っていなかったと思います。

柳田委員 それに関して、自分が見ていいか、見てはいけないか、判断がつかないはずなんです、知らないんですから。ですけれども読んだんですか、北原証人。

北原証人 ですから職員には守秘義務というものが課せられているのではないかなと。私も日々いろいろな方から、知事に渡してほしいという書類を20も30も常に抱えておりました。車に乗ったときでも、電車に乗ったときでも、すきあらばすぐ見せられるようにと常に持って歩いておりました。だからその中の一つとして私はとらえております。

柳田委員 ということになると、御自身のところを通過していく文書というものは、目を通されるとということになるんでしょうか。

北原証人 すべてがすべて目を通すということはありません。

柳田委員 見ていいものか、悪いものか、判断がつかない、しかし目を通す。そしてそのものに対して意見を申し述べるということは、私としては非常に不自然な行動に見えるんですけれども、そんなことはないんですか。

北原証人 当時、岡部さんが知事と連絡をとられるときには、おそらく大体メールを使っていたのではないかなと思います。そういう方が文書を持ってこられるということは珍しいなということで、何かなということで見ただのではないかなと思います。

柳田委員 それは、その場で岡部さんにはお話に、直接すぐになったわけではないんですね。その文書を見て、知事に渡すまでの間にごらんになった。そして読んだ内容を知事に意見具申をしたということによろしいですか。

北原証人 結構です。

柳田委員 そうなれば、実際には落ち着いてしっかり読まれたんですか。その時間がありますね、見てすぐ岡部氏に何か話すわけではありません。実際にはそれを受けて、知事のところに持っていくわけなんですけれども、その間には、時間が何秒とかということではないんだらうと思うんですけれども、そうするとごらんになっていると思うんですね。しっかり読まれましたか。

北原証人 あまりしっかり読んだという記憶はないです。ざっと見ただけではないかなと思います。

柳田委員 ざっと読んだけれども、岡部証人が公文書を私文書として、情報公開請求が来ていて、それに対して公文書毀棄の行動を行っているという概略は理解ができたんですか。

北原証人 そういうことで結構です。

柳田委員 そのときに知事とのやりとりというのは、そのくだりは、先ほどお聞かせいただいたわけなんですけれども、そのことに関して、岡部さんがそのことをやっていることに関して北原さんは、後日というか、後刻というか、お話になるわけですね。そんなことができるのかということでお話になったのかなと思うんですけれども、その岡部証人自身もお認めになっている、これは違法行為であるということも承知されていたようです。そういうことに関して、食いとめるようなストッパー役としての役割は果たされたのでしょうか。

北原証人 そこまでの役割は果たしていないと思います。これは先ほど申し上げたように、知事と部長級の職員である岡部さんがお決めになられたことですから、一応私も思うところは申し上げますけれども、そういった方針で動かれていることですから、そこまでの役目は果たしていないのではないかなと思います。

柳田委員 北原証人は、実際この公文書を公開するか否かということに関しては、課長職がその決裁をお持ちであることは御存知であったと思うんです。御存知だったんですか。

北原証人 公文書公開につきましては私もあまり詳しくないものですから、課長決裁でやっているということは承知しておりません。

柳田委員 わかりました。そういう意味では、田附課長に対して働き掛けをして、公文書毀棄なんていうことはやってはだめではないかというような行動には至らないだろうと思うんですね、知らないことですから、わからないから。そうすれば、岡部証人にお聞きしたいと思いますけれども、この北原証人には、口頭でお話になったというようなことでありましたけれども、そうなる口頭の場面、どのあたりだったかということは、恐縮ですが、ちょっと実態が変わってきましたけれども、口頭の場面は記憶にありますか。

岡部証人 これは先ほどもお話申し上げましたけれども、知事からは北原さんと相談をしながら進めるようにということでは言われておりましたので、要所要所では経過を報告していたと、話をしていたというふうに思っております。

柳田委員 その中で、要所要所で説明を、ここは相談というか、内容についての話をしていた。そしてその場面の中で、これは総務委員会でも触れられていますけれども、強く早くやらなければだめじゃないかと、知事に報告もしなければだめじゃないですかというようなことがあったということなんですけれども、そのあたりどういう表現で、叱責された部分のと

ころをお伺いします。

岡部証人 今、お話があったような形で強く、もう少し強くやらないといけないのではないかと、もっと強く、それと早くということは言われました。

柳田委員 それは、その当時の岡部氏の心境とすれば、結果的に知事がそういう方向、出さないという方向でやってくださいよというふうに言った、知事の命ですね。知事の命というものを後押しする、北原証人が後押しをするというような、そんな役割を北原証人が担われたということなんでしょうか。

岡部証人 先ほど説明しましたように、私は知事室では一切文書を見ておりませんし、知事が北原さんに意見を求めて、それに基づいて知事が決断をしたということで、決定したのは知事と北原さんの間、そういう形でとらえています。私はあくまでも実行部隊ということで、もみ消しというんですか、それを担ったということですので。知事が直接北原さんの方へ指示を出している、この件に関しては思っていましたので、報告は北原さんの方へこういうことになっているよと、今こうだよということは話していました。しかし経営戦略局の参事として、なぜそこに、北原さんの方へ一々説明しなければいけないのかということについては、疑問はありました。

柳田委員 それは北原氏に報告を一々しなければならない、そういうふうな枠組みになったわけですが、それがおかしいことだと、疑問を感じたのはなぜですか。

岡部証人 これは、自分の考え方とすれば、住基ネット対応チームのリーダーとしてはミスをしたというふうにとらえられて、それでそれははずされたということ、メールからもはずされておりまして。そういう意味では、ある程度これは言葉で言えば踏絵なのかなと。これをやればもとに戻れるということですので、果たしてそれが、知事が考えるように行われたのかどうかということをチェックする人、それが北原さんかなということ、その当時は考えておりました。ですから、その強くとか、もっと早くとかと言われても、それに対して気持ちの中では非常に逆転しているのではないのということはありませんでしたが、それはそのときは出ませんでした。

柳田委員 わかりました。北原証人にお聞きするんですけれども、これ総合的に話を聞いてみて、接触する場面はそれほど多くはないわけなんですけれども。北原証人があの場面ですね、最初の場面に居合わせて、口頭でやっている内容、そして岡部証人の証言によると、実際にそのときには、当該文書は北原さんもごらんになったということなんです。そして、それに対して意見もお述べになっていらっしゃるという証言です。そのときと勘違いを北原証人がされていて、そのときに何か意見を、知事そんなことをやっていたんですかとか、岡部さんに対しての意見具申をするとか。少なくとも、あまり多くの接触があるわけではないの

で、15日と9日をはき違えている、あるいはちょっとごちゃ混ぜになってしまっていると、そんなことはございませんか。

北原証人 そのようなことはございませんし、先ほど岡部さんは逐一何か私の方に報告をされたというような・・・

(柳田委員から「証言を求めているんです、それは」という声あり)

柳田委員 わかりました。実際のところですけども、岡部証人が知事に対して文書を破棄したことを報告する文書で、メモと言われていましたが、結果的にはメールになりましたが、メールをされています。そういった、実際には公文書を破棄した田附課長が、いろいろなことがあったけれども実際には破棄に至ったということ、岡部証人も報告を知事に行っているわけなんですけれども、それに対して知事が、実際にはその経過も含めてですけども、それは破棄をするべきものではないのではないかというような、破棄をとめるようなそういった行為を、発言を知事がされたような場面はございませんでしたか。

岡部証人 知事から直接指示を受けたのは、その1階知事室で公文書を公開しないという方向で調整をとれと言われたのが、それが1回、それ以外に実際的な指示はないです。

柳田委員 ありがとうございます。

宮澤(敏)委員 先ほど岡部証人のお話の中で、北原さんが私の行動をチェックされていらっしゃるという、知事のそういう立場にあるというお話ございました。きのうの宮津さんのところでもそういうお話が出たんですが。要するに私ちょっとこれ確認でございますけれども、一つの行為、それを何かやるとき、督励するときに、だれかがだれかをチェックするという、その状況を。そういう体制が、要するに田中県政のそのこのところの周りがあったと、こういうふうに理解をしてよろしいということでございますか。

岡部証人 私が経営戦略局にいた3カ月の中で、最初の1カ月ぐらいはそのようなことはありませんでした。それは私が感じなかったからだということかもしれませんが。私自身がその経営戦略局の職員をチェックして、知事に一々報告をしたということはありません。気がついてみたときに、自分がそういうチェック対象になっているということは、この公文書の非公開を指示されたとき、自分が知事から言えば相当遠いところにおいて、そういうものをやることによって評価されるような人間になったんだなということを感じました。

宮澤(敏)委員 これは小林証人も、このきょう出されたこの資料でございますけれども、これにも同じようにお名前が載っておるわけでございます。これは俗に大人特捜部という関係とはまた違うことなんでしょうけれども、常にこの情報というものを共有することによってお互い同士意識を共有するという、よく田中知事は申されるんですが。その言葉の裏に、要するに一つの知事の決められた意思、それを実現する特別任務も含めて、そういうものを

実現させるための、何と言いますか、その情報の輪によって責任の輪、それからチェックの輪、こういうようなものをつくるようなものが自然とでき上がっていったと。ないしはそれを意識的にある時期からできてきたと。こういうようなものを感じていますが。こちら辺のところは、同じ中で経験された身としていかがでございますか。

小林証人 当時は特に意識したということはありませんでしたが、今改めて振り返ってみますと、そういうようなこともうかがえるのではないかなと、そんなふうに感じております。また私自身が、初代の経営戦略局長として力不足であったということも改めて感じております。

服部委員 証人の皆さん御苦労様でございます。あまり重複は避けるようにして、尋問をさせていただきたいと思っております。知事は、最初のあの図でございますけれども、必ず岡部証人来ていただくということになりますね。そのとき必ず秘書も、北原さんは覚えがないと言っていますけれども、秘書も必ず呼ぶのではないかと思うんですよね。呼んで必ずお話を伝えて、やるのではないかと思います。仲立ちをする秘書ですから。北原さんが関係ないというか、覚えていないと言うんですけれども、秘書を全然通じないで話したということはちょっと考えられないような気がするんですがね。その辺については、北原さんどう感じますか、あなた覚えがないと言うのなら、通常の知事のこの仕事のやり様の中で。

北原証人 一般的な形で申し上げますと、各部局なりがレクに入ったりするときに、私が入るといことはほとんどございませんでした。

服部委員 それで続きになりますけれども、総務委員会で岡部参考人に聞きましたけれども。あの場面でございますけれども、北原さんから知事命を受けて動いているとか、内容を伏せてくれとか、文書を残すと問題だとかの話が出て、知事はそれを受けて出さない方向で調整してねと言って、知事が2、3カ所という話をして、これは隠すようにということで、知事から北原さんに話をして、それで岡部さんに文書を渡したとこういうふうに総務委員会では言っています。これについてはもう一度聞いておきますが、それでよろしいですか。

岡部証人 間違いありません。

服部委員 それともう一つ聞きたいんですが、総務委員会でも同じことを言っていますけれども。北原証人に相談して、そして知事が最終的にきちんとこの文書は隠すようにということを決めて、知事が決定して岡部さんにきちんと話したということを総務委員会でも話していますけれども、それでよろしいですね。知事が最終的にきちんと決めただということ。

岡部証人 知事が最終的には公開しないという方向で調整をとれということで指示をされました。

服部委員 それからもう一つ確認しますけど、北原証人も、総務委員会において、メモを岡



部氏から受け取って、それで公開の請求があったことを初めて知ったとこういふに言っていますけれども、それは公開を知ったのは、情報公開ですね、請求があったということを知ったのはその時点ですか。

北原証人 その時点になります。

服部委員 わかりました。それともう一つ確認しますが、今、柳田委員から要求がありましたメモですけれども、「その後おそらくその日のうちに、岡部氏に、実際はある文書をなかつたことにするのは大変なこと、あらゆるものを処分しなければいけないが、本当にそんなことはできるのですか。」ということを上申上げた覚えがあると。これはどこの場所ですか。岡部氏にそういう話をしたというのは、

北原証人 経営戦略局の当時岡部さんの机が、あの部屋の北側の方にあつたと思うんです。その岡部さんの机の近くで立ち話でお話したように記憶しています。

服部委員 岡部証人はその辺の記憶はどうですか。

岡部証人 私の方はあくまでも北原さんと連絡をとって公開しない方向で調整をとれということですので、それ以外の話は北原さんとはしてありません。

服部委員 岡部証人の言うのは、やはり経営戦略局のところで、北原さんから早くしろと、しっかりやってくれと、こういう話があつたということを行っていますよね。それについては、北原さんは記憶が、先ほどはないような話で、それについてはどうですか。

北原証人 それは記憶がないのではなくて、私はそういうことは申し上げておりません。

服部委員 わかりました。それから、今度は田附証人に聞きたいのですが、きのう田中下水道公社の理事長が、当時専務理事かもしれませんが、知事後援会幹部をお連れしましたよね、9月県会が終わつたころ。部長室から下水道公社へ行つたあたりがございませぬ。そこで、きちんと田附証人が知事後援会幹部から県内業者で、流域の関係につきまして県内業者で頼むと、今度は入札とか、仕事をやらせてくれと言われたのを、田附証人はわかつたということで、そこできちんと了解をして返事をしたといふふうのきのう田中下水道公社理事長はおっしゃっていました。私の前で話をしていたと。こんなことを言っているのかなといふけれども、それはちゃんと書いていたといふふうの証言してありましたけれども、それは事実ですね。

田附証人 そのところがちょっと違ひまして、先ほど言っているとおり、技術支援について公社の方で協力いただけるということでしたので、私とすればそういう技術支援の協力が得られるならば、県内企業の入札を実施しても問題ないといふ旨の話をしたことでございませぬ。

服部委員 問題ないといふ話を知事後援会幹部にしたといふことですが、問題ないといふのと、県内の業者でそういう段取りをとつてもいいといふこととはちょっと違ひと思ふん

ですが、その辺はもう少し詳しく言ってください。

田附証人 具体的に今言いましたのは、そういう技術支援が協力いただけるということなんで、私とすれば県内企業を優先とした入札にしても、私とすれば問題ないという旨の話をしたわけです。それで、あくまでも当然これは、それはあくまでも私の個人的なそういうふうと思うということの話だけであって、実際そういう入札ということになりますと、当然これはもう公社の方で再入札でありまして、委託してあるわけでありまして、最終的には請負人選定委員会で決まることですから。だからあくまでも私の一存でどうのこうのできるというものではないんです。それは当然知事後援会幹部も、当然そのことはいやというほど知っているわけですから。だからそういう意味で、ただ私とすれば技術支援が協力できるならば、私とすれば問題ないというそういう旨の話をしたことは覚えています。

服部委員 そのとき知事後援会幹部が田附課長に頼んだんですから、県内で頼むという話をしたと思うんですね。そうしたら、その優先的にできないわけではない、できるという話をしたということですが。知事後援会幹部はそのときどう御返事をされましたか。お礼を言ったんですか、どういうふうに言われましたか。

田附証人 部長室のときも、当然私が説明したんですが、技術支援というのが大きな、これはもう絶対欠かせないということで私は大分強調をしたわけですが。公社の方からは正式にまだ協力いただけるという返事がなかったという話をして、結局知事後援会幹部とすれば、公社の方へもそういうことを話に行きたいということで、私も一緒に行けということで言われて、それで、そういう形で私がお供したという形でお邪魔したわけです。

服部委員 それは、ではそれで結構でございます。それからまた文書について、お話させていただきたいと思っておりますが。知事は、メールを岡部氏に、田附さんから8日に上げられたメールを9日の朝、上げていますよね。9日の9時28分に岡部氏に田中知事からメールが送られている、これはもう文書が出ていますから。それで、その前に9日の7時48分に田附課長が田中知事に送っていますよね、メールを。係長さん方が公開しないとだめだと言っているし、これもう訴えとかいろいろ言われて困るという、こういう内容になっていますよね。ですから、そして岡部氏はそのメールによって見て、それから知事に呼ばれたというくだりになっていくんですが。

このとき、田附さんは岡部さんよりも早くそれを知っていたわけですね。というふうになると思うんですね。知事にメールで送っているわけですから。それでお聞きしたいのは、この公開請求のあったことが、公開請求があったのはいつだったんですか、田附証人。

田附証人 公開請求の写しが、当然下水道課が関係ありますので来て、それは管理係長からその写しを受け取ったのが7日の朝一番ぐらいたと思います。

服部委員 7日にわかって8日、これ前の日になりますけれども、いろいろ下水道課内でお話が出てくるとこういうことになりますよね。それで、先ほどの証言の中で、文書学事課へ照会したお話がありました。文書学事課へは、文書を持ってはいかなかったような話を岡部氏からも証言がありましたけれども。文書学事課の、これはメモとして頼むよとこういう話です。文書を持っていなかったんですよね、持っていったんですか、文書学事課の許可を得るときに。

田附証人 そのときは持っていきませんでした。

服部委員 そうしますと、文書学事課で許可をもらって、今度は下水道課で皆さんに説明していると。文書学事課ではいいと言っているよと、個人メモでいいと、こう言っていますよね。ですが全然文書を見せないでやってきて、そういう説明は、全然内容は文書学事課は知らないわけですから。通常個人的なメモはいいですよという話で、全然文書を持っていないんですから。今、持っていないと言っている。岡部さんも持っていないと。ですから持っていなくて文書学事課の許可を得たのに、その文書について下水道課内で説明をしたりするわけですけども。それは全然文書学事課では文書を見せてもらっていないんですから、その辺についての説明で、私は下水道課内の皆さんが納得するには大変だったと思うんですけども。それどういう説明をしたんですか。

田附証人 文書学事課の方へ照会したところ、私的メモだということでの回答だということの内容で説明をいたしました。

服部委員 内容を説明しているんだけど、文書学事課へは文書を持っていてありませんから、内容を全然、本当は説明するのに厳しいと思うんですけども。全然見てもらっていないのにメモと言われたと。それはそうだと思うんです。全然文書を文書学事課では見てもらっていないのに、下水道課内には見せたように説明したとこういうことですね。

それから牛越監理課長のところへ行って、公開請求の請求書をもって請求があったことを知ったとこういうことですが。知事にメールを送っていますね。メールを送っている。このメールの内容を見れば、このメールで知事は3通の文書の内容がわかっていなければ、あなたはメールを送ったって、知事はわからないと思うんですけども。そしてあなたも知事が文書の内容についてわかっていると思っていなければ、これメールは送れないと思うんですよ。ただ、知事はわかっているのに、文書の内容を知らないところに、そのメールだけ送っても、ちんぷんかんぷんです。ですから必ず知事はもう、あなたがこのメールだけ送っても全部この内容がわかるなということ、あなたも確信をしておいたということですね。

それでしかも、これは知事の方からも確認をしますけれども、あなたの4月16日の文書については、しかもあなたの赤い判こが押してある。押してあったものを岡部証人はもらって

いるということですね。ですからあなたから知事にその文書について、何らかの形で連絡が行っているのではないかというふうに私どもは思えるんです。そのメールを、この9日の7時48分にあなたから知事に送っていますけれども、2人の係長がいろいろ言っていて困ると、そういうふうに送っています。その文書だけで知事は理解できるはずはないですから、ですからお聞きしたいのは、田附課長から知事の方へこういう文書の公開請求がありますと言いますか、それが来ているわけですから、そのあるよという話を必ず伝えているんじゃないかと思うんですけれども、それは違いますか。

田附証人 総務委員会でも説明いたしましたけれども、あくまでもメールをした目的というのは、別に知事さんの方に相談する目的でメールをしたわけではありません。しかる筋へ訴えるとか、中には知事さんの方へ訴えるというような話があったものですから、だからもしそれが急に、突然そういうような、メールになるか何になるかわかりませんが、そういうものがもし訴えられるとすると、何かその辺の経過をやっぱりお知らせしておいた方がいいのではないかということの目的でメールを送ったわけでございます。

服部委員 それは、今、田附証人の言うこともわかりますよ、わかるけれども、このメールの内容だけを知事にメールを送ってもこれ何だか、これだけではわからないと思うんですよ。ですからあなたの頭の中に、このメールを送っても知事は内容を全部わかってくれると、文書の中身も。おそらく知事は、文書の中身が知事のところへ行っているはずだから、このメールを送ってもわかっているはずだと。わかっているはずだからこれメールを送ったと思うんですね。そうでなければこのメールだけでは、ここへ何かつけ加えると思うんですよ。こういう文書の中身で、ここで今問題になっているからこうだというふうにやらなければ、知事はメールを打つとき了解できないと思うんです。ですからそのときに、知事は必ず3通の文書の中身がわかっているものとあなたは認識してこのメールを送ったのではないかとこのように思うわけです。その辺についてもう一度お聞きしますけれども。

それでしかも岡部証人に言わせると、その3通の文書は知事からもらったと。その中にあなたの赤いきちんと田附という判こを押したものを知事からもらっている。ですから知事のところ、あなたの判こを押したものが行っているということになるんですね。ですからそれがあれば、それが行っていればあなたはこのメールを送ったってつじつまが合うわけです。わかるわけです。行っているんだからこれを送れば、知事は課内で争いがあるよということを知って、これは問題になっては困るとこのように話でございますけれども、その辺はどうですか。

田附証人 それも総務委員会で話しましたけれども。そのときも、かなり課の中も騒然としておりまして、私も非常に困った状態に落ち込んでおりました。それでそういう中で、そう

いう訴えとかという話があったものですから、はっきり申しまして、そういうようなことが訴えられたり何かした場合、そういうことがあるということだけ知らせればよいというつもりで打ったわけでありまして。ですから今読めば、非常に、大分動転している、気も動転しているような中で打っているわけで。今、その文面をただ読めば、それは当然3通の文書の内容を知っているのではないかというようなふうに読めるかもしれませんが。あくまでもそういう状態の中で、何せ早くとりあえずお知らせしておく必要があるということで打ったわけで。その今の文章については、いわゆる十分精査されていなかったということでございます。

服部委員 自分でも今になればおかしいと思うけれども、このメールの内容はね。でもそのときはわからなくて打ったとこういうことでございますか。それからもう一つ、岡部氏があなたの印鑑を押した、田附というものを知事からいただいたとこう言っています。その文書については、あなたは総務委員会では、それは見たことはあると、最初は全然知らないと言ったんですが、見たことはあるというふうに言いかえたですよね。それは確かにあなたはそれを見てはいるんですね。どこからでは、見たことがあるんですね。

田附証人 いわゆるその書類の上に私の印鑑がついてあったコピーでございますが、あったわけでありまして。これは紛れもなく私の印鑑でございます。ですから、本当によく思い出したというわけではないんですけども、少なくとも私の印鑑がついてある以上、これはもう見ないということにはならないということで証言を訂正させていただいたわけでございます。

服部委員 そうしますと、その見た、もちろんあなたの判こが押してあるんだから、その文書は知事のところに行っていたということでございますから、それはあなたがどこからか経由して知事のところへ行ったというふうに私ども思わざるを得ないのでございますが、それは文書があるんですから、実在するわけですから。それについてはどう思いますか、あなたが持っていったんですか。

田附証人 少なくとも私が知事さんの方にお持ちしたということはまずないんですが。ただ、いわゆるその文書というものは公文書でないという認識で私はずっともうおりましたので、どちらかという、その文書と言いますか、その今のメモですが、それ自体の取り扱いについて、十分慎重にしていなかったと。だからもう個人的なメモだから、例えば何か必要があればだれかにやったりとかということはもう十分あり得たわけで。ちょっとその辺も、ではだれにやったかということの記憶ははっきりいたしません。

服部委員 もう一つでございますけれども、課内で個人的なメモがいよいよ公開というような話で、係長さんもかなり、下水道課内が大分紛糾したと言いますか、公開すべきだ、すべ

きではないといろいろあったと言うんですが。それはあれですか、時系列的に言いますと、岡部さんからあなたは、岡部さんは知事に言われたと言っていますが、相談がありますよね。これは破棄しなければいけないというような相談がある。そのときと、下水道課内で争っていろいろ紛糾している、それは紛糾しているところへ岡部さんからそういう話が来たんですか。

田附証人 下水道課の中で、かなり騒然となったのが8日でございます。10月8日です。8日で、そういう発言があったものですから、9日の朝に知事さんの方にメールをいたしまして、それから岡部さんの方から電話が来まして、それで私が飛んでいったというのが今回のあれの一応順序と言いますか、そういう順序になっています。

服部委員 ですから、下水道課内でいよいよ公開しなければいけないかどうかという話を紛糾しているときに岡部さんから来たと、こういうことですか。

田附証人 いずれにしても一番紛糾したのは8日ですね。それで、紛糾したけれども、結局はそれが、ではどういう方向にするかということがまだ、いずれにしても方向と言いますか、その辺がまとまっていない状態の中で、それで私もメールをして岡部さんからも電話が来た。だから電話が来たときにはまだどうするかという方針は、方向なり何なりはまだ全然定まっていない状態で電話がまいりました。

服部委員 あなたはその文書をつくった4月ですよ、つくったのは、4月17日、23日、それはあなたがつくった。それ4月なんですよ。今回のこの公開請求をやったのは10月なんですよ、もう5カ月もあとなんですよ。その間、あなたは全部私的メモとして扱ってきたとこういうことですよ。そして、監理課長に7日に公開請求という写しをもらったと。それで課内へ、すぐこれは出さなければいけないどうか相談して紛糾したということなんでしょう、7日にもらって8日ということですから。そういうことですよ。ですからそれ、公開請求の対象にしなければいけないと、あなたは私的メモですから、本当はそんなもの出す必要も何も本当はないわけですよ。ないわけなんです、私的メモとしてずっとやってきたとこういうことですから。

そうしますと、監理課長から公開請求の連絡があったと、さっき7日にあったとこういう話ですよ。それに基づいて、これはでは私的メモで今までやってきたけれども、公開請求しなければいけないと、課内であなたが、岡部さんから連絡が来る前ですよ、前の話でそれを勝手にあなたはこれを私的メモだったけれども、監理課長から言われて、これ公開しなければいけないといよいよ慌てたということなんですか。

田附証人 もう一度ちょっとあれしますけれども、一応まず文書公開の請求書の写し、これは監理課長ではなくて下水道課の管理係長から、それは下水道課の中、課の職員でございま

すけれども係長でございますが、そこからもりました。それは全部監理課経由で来るんですけれども、下水道課の管理係長からもらっております。それから相談に行ったのは監理課長ですけれども。

それで、今のそのメモということですが、ですから私はもうつくったときから、個人的なメモだという感覚でございまして。それで一部、私のつくったのは4月23日と5月20日分ですが、5月20日分を誤って回覧してしまったわけですね。それで、少なくとも回覧して回覧が全部終わりますと、これはもう完全な公文書になるという、そのぐらいの認識は私もあったわけでありまして。これはもう回覧すべきものではないということで、途中で回覧を中断したわけです。ですから、回覧を中断したということは、これは回覧、本来はこれはもう公文書にするべきものではないという認識のもとで、回覧を中止したということでございます。それ、回覧した文書は処分いたしました。それでそのコピーは、確かそのときには、コピーと言いますか、原稿と言いますか、回覧を全然していないもの、同じ文面のものは私が持っていたように記憶をしております。

それでそのあと、今度は10月6日に公文書の公開請求がありまして、そのときにも当然私とすれば私的メモだという認識でございまして、それを課の職員に、当然下水道課へ公文書の公開請求が来ているわけですから、当然下水道課の中で当然検討して回答しなければいけないわけですね。その検討の段階で課内が騒然となったと。それで私も、非常にいろいろ反発だとかそういうことがありましたので、私の公文書に対する認識がちょっとおかしかったんじゃないかというようなこともあって、監理課長の方へも相談に行きまして。それでそうこうしているうちに岡部さんの方から電話が来て、それでそれを、私が持っていた3部を持って行って、それを見たかどうかは私もはっきりしませんけれども。そのメモのあれから見て、岡部さんからもこれはもう私的メモではないかということで言われて、それも下水道課へ帰ってきて少し説明したけれども、なかなか課の職員は納得しなかったと。それで、その日もそのあと2回ぐらい岡部さんのところへ相談に行っています。

それが全然解決しないものですから、10月10日の朝一番ぐらいで岡部さんのところへ行ったら、そうしたら文書学事課へもう照会しましょうということで、岡部さんの方から提案がされまして、それで私があとをつけて行ったと。それで、その中でも私的メモだということのあれで・・・

小林委員長 私の方からお願いしますが、田附証人は最初から私的メモだと思っていたんですね、そうですね。それで私的メモなのになぜ回覧をさせたんですか。なぜ回覧を、簡単でいいですよ。

田附証人 ですから、本来回覧すべきものではないものを誤って回覧してしまったと。

小林委員長 間違えて、はい、わかりました。

服部委員 私も聞こうと思っていたんですが。それで、回覧を5月20日のやつだけが回ってしまったと。これは中止して回収して捨てたと、破棄したとこう言っていましたよね。それはいつごろですか、それは。4月からずっと回覧したということは、ずっと前だと思うけれども。

田附証人 ですから、誤って回覧したのは5月20分の打ち合わせメモでありまして。つくったのが、その打ち合わせメモを作成したのは私でありまして、それでつくったのが5月21日から27日ぐらいの間ではないかと思えますね。それでそのあと誤って回覧して、回覧してから1日ぐらいして誤って回覧したことに気づいて、それで中断して、中断した直後にそれを処分してございます。

服部委員 回覧して中断して処分して、10月8日ごろなんか全然文書なんか回っていないわけじゃないですか。回ったものは私的メモでしょう。それなのに何でそんな課内が紛糾したり、これは公開しなければいけないものだなんて何で紛糾になるんですか。わざわざ私的メモで回覧ももう5月中に中止したのをまた出したんですか、これ。そうはいつでも問題だと自分から出して紛糾したんですか。その辺どうなんですか。つじつまが合わないんですよ。

小林委員長 田附証人、ちょっと整理して証言ください。

田附証人 ですから、いずれにしても誤って回覧したのは5月20日分だけであります。それで、それも誤って回覧したのも1回だけでありまして。それで、それからそんな時間をおかずに回覧して途中でそのときにもう破棄してあります。それで、ところが今のその文書の公開請求があったときには、誤って回覧したことを課の職員も結構知っておりました。それで、当然その回覧が誤って途中まで行ったとしてもこれは公文書だというふうに言った職員もおります。それも非常に苦になったものですから、文書学事課へ行ったときも、最初は岡部さんの方から説明があったあと、下水道課ではそういうふうに誤って回覧してしまって途中でという、そういう話もいたしました。それは私的メモだということでの回答をいただきました。

服部委員 そうしますとね、岡部氏が知事からあなたのメールをメールで転送してきたと。それで知事に呼ばれて岡部さんが行って、あなたに話に行ったわけですね。そのときはですから、これは岡部氏にも聞きたいんですが、田附氏にも聞きたい、そのときはえらい驚きもしないですね、もう前から課内で争って、いやこれはとなっていたから、岡部氏から言われても、その私的なメモにしろと言っても、あなたはずっと私的メモでやっているんですから。えらいそんな、いや我々は先やっていますよと、もう、私的メモで。岡部さん、あなたに言われなくたってやっていますよとこうなるのではないですか、それは。だってそうやってき



たんですから。それでしかも、それで課内で憤然と争っているわけですから。時系列から言えば、あなたの説明の時系列からいけばそうなるわけです。それについてはどうですか、田附証人と、それから岡部証人からも。

田附証人 時系列的には今話したとおり、誤って回覧に付したのは5月の時点でございます。その文書も処分したのも5月の時点でございますが。それも知っていたし、それから4月16日の文字の大きいものと4月17日分、それから4月23日分、これはコピーをいたしまして、下水道課の係長以上の職員に配付してございます、3部あります。それは当然その係長以上の職員は持っていたわけで、これはやはり公文書だということも当然その段階で発言があったわけであります。

岡部証人 私、実際には下水道課でどういう形で紛糾したのかということは承知していませんけれども。牛越課長さんにどこまでいっているかということを確認に行った際、課長さんの話によると、実際は公開請求がなされて、公開請求書の写しが下水道課の管理係の方に行きまして、それが課内を回覧したときに、こういうものがあるよということで、課長、田附さんがファイルを出したと。これを公開対象にするということで、そのときその文書を4通ですか3通ですか、出したと。それを公開するというので進めたと。それが監理課の方に行って、その段階でおいおい本当に大丈夫なのかということで、監理課長さんはもう少し検討したらどうだということで話をしましたと。私が承知している段階では、その文書のコピーは公開するというので監理課の庶務係まで来ていたというので、それでいいのかなということで、田附さんと呼んで私は話をしましたということを、監理課の牛越さんから聞きました。

ですから、今のような流れではなくて、前がどうなのかということではなくて、10月のときにその公文書がどういう形であったのか。それが公開請求なされたときに、だれから公開だということで出たのかということの問題だと思っんですね。それを公開するというので課長まで出したということは、これは公開する文書だということで決定をしたというふうに課の方たちは考えたんだと思っんですね。それが監理課の方に行って公開しないよと、私的メモだよということで、課長さんが態度を変えられたので、課の中で大きな騒ぎになったということを監理課の牛越さんからは聞いたと。私はそのように考えておりましたので、ではそれを何とか收拾しなければいけないということで動いたということですよ。

服部委員 そうすると田附証人も今聞いたと思っんですけれども。あなたの今までとちょっと違いますよね。ちょっとではなくて大分違うんだけれども。その辺についてあなたは、一々説明しませんかどう思いますか。監理課長の方へは持っていくと、公文書として公開するとして持っていったと。そういうふうにしたということでございますけれども。

田附証人 今の話ですと、監理課の方へは公文書として出すと、公開するというようなどうも話ですけれども。そうなるともう下水道課の中は、もうでは公文書として出すという方向で、監理課の方へ出したかということですが、そうじゃないんです。だから下水道課の中でもめたということは、下水道課がまだ監理課の方へ出す前でいろいろ意見が紛糾したわけです。

服部委員 紛糾した中身が、下水道課では公開すると。そういうことで言ったのが、あなたの方も最初はそうだったんでしょ。私的メモとか何とか言っていたけれども、そうじゃなくて。監理課まで文書がもう行っているわけですから。そうじゃないですか。

田附証人 監理課の方へ文書が行ったというのが、だれかが持って行って相談したのかどうか、私もわかりませんが。あくまでも下水道課として、私とすればもう当然、つくったときから私的メモだと。それから私も個人ファイルに持っておりましたが、それは3部ですけれども。それも当然個人的なメモだというつもりでやっけていまして、それで公開請求があったときには、私も個人ファイルにもありましたし、それからほかの係長以上の職員もコピーを持っていたので、それを出してみんなでこれは公文書になるか、ならないかということで話をして、私は、これはもう個人的なメモだということを主張したのに対して、そうじゃないということで下水道課の中で紛糾したわけでありまして。

服部委員 岡部証人が言ったことはちょっと置いておいて、田附証人に聞きますが、個人的なメモでずっとやってきたと。その個人的なメモということでやってきたということ、どなたかにも連絡したり、話をしましたか。ずっと個人的なメモで、私は作成したときからずっとやってきているんだという話を、メールで送るなり、あるいはまた経営戦略局なりどこかへ、きちんと心配ないと、個人的なメモでやっているんだと。こういう話で連絡をとったことはありますか。

田附証人 それはありません。

服部委員 もう一度聞きますけれども、通常、公開請求が10月にあるわけですから、あったんですから、あなたが文書をつくったときは、その公開請求が遠く5カ月後にあるなんていうことはわからないわけですよ。ですからおそらくそのときから私的メモをつくったということは、私は非常に不思議なんです。その私的メモで3つの文書を、まさにその仕事に関係ある文書、しかも知事後援会幹部が関係ある文書ですよ。私的メモとして最初からつくったということについては、5カ月も間があるわけですよ。その公開請求で、これが公開してはいけないう、いいとか判断するまでの間に5カ月もあるわけですから、その間に私的メモとしてつくったということは考えられないんですけれども。それについてはもう一回聞きますけれども、最初からそういうふうに説明を自分で納得させてつくるということはちょっ

と不思議なんですけれども、もう一度お聞きします。

田附証人 当然、私がつくったのは2部ありますし、会社からもらったのが2部ありますけれども、それも全部私的メモという感覚でありました。それで、その公文書、私もどちらかというと技術屋なので、公文書の定義というのはよく知らない面もありまして、実際、今考えればやっぱりその認識は誤っていたことは事実であります。それで私のそのときの公文書というものについては、言いましたが、いわゆる所長印だとか課長印をついたり、それからあるいは課の中を回覧した文書、こういったものはもう完全な公文書だということで、それ以外のものは公文書に当たらないという認識でいたんです。ですから、その間も私自身もそういうつもりで個人ファイルに持っていたし、それからその文書の取り扱いについても公文書という認識で取り扱いはしておりませんでした。

服部委員 知事はあなたからメールが行って慌てたんですよ。ですからあなたが私的メモだということで、その文書は私的メモだというふうに扱っていたんですから、それは、というのは知事あるいはまた経営戦略局の秘書課ですか、そちらの方はもう知っていたのではないかと思うんですよ。そういうことは考えられないですか。知っている場合には安心しますしね。あなたが私的メモとして文書を扱っているということは、知事なり知事の秘書、そういうことは知っていたんじゃないですか、そういうことは考えられないですか。

田附証人 5部のうち、つくったのは2部が私で、1部は補佐です。それからあと2部は会社からもらったもので、これは一切別のほかの課とか、そういうようなところも経由してもらっているわけではないんで、実際に持っていたのはもう下水道課だけでありまして。それについて、特にほかの課の方へ相談したり、それからそういうようなものについて、こういうものが来ていますよというようなことで、特に何か資料をやったという記憶もございません。

服部委員 これで終わりますけれども、田附さんから、この9日の7時48分に知事のところへメールが行ったと、課内で大変だと、公開しなければと、こういうことで慌てだして、岡部さんを通じてこうずっと流れてきているわけですよ。ですからあなたが私的メモとしてやっているということと、非常に知事がそう考えて安心しているのにつながっているような感じがするんですよ。それで、それが崩れ始めるとずっとこう動いてくるわけです。ですからその辺がどうも疑問に思うんですけれども。

最後にもう一回、あなたの印鑑の押したものが、2つ出ていますよね、会社から4月16日分。そのあなたの小さい文字の方ですよ、それが判こを押してある。こちらの方が先にこうあなたの方へ伝わっていったように思えるんですけれども、先ほどはちょっと違う話をしておりますけれども。それをもう一度聞きますけれども、それが私どもは原本じゃないかと思

いますけれども、違いますか。そのあなたの判こが押したものが原本じゃないかと思えますけれども、違いますか。

田附証人 それが原本かどうかちょっとわかりませんが、私もしっかり記憶が確かではないんですけれども。いずれにしても4月16日分は、大きいものと小さいものと、文字のですね、2通あります。ただ1部、4月23日分が追加になっているのもあるんですけれども。中身につきましては、ただ一部1行なり2行削られているのもあるし、あとほとんどは同じ内容になっているわけです。それで私とすれば、特に16日は下水道課はだれも出席しておりませんので、その4月16日分については、一部あればいいんじゃないかということで、場合によってはその文字の小さい方を私の方とすれば処分している可能性もあります。

服部委員 下水道公社のものは、なかったことにしようと、もらわなかったことにしようということで、整理しようというお話がずっと続いております。それで処分したんですか。処分して破棄したということですか。

田附証人 それは4月16日分の文字の小さい方です。これは下水道公社から多分もらったものだということであれですけれども。これは今のその16日分が2つあって内容が同じということで、これは下水道課の係長以上の職員には一切して配付してありません。ただもらったのが多分私で、私の印鑑をついたものですけれども。そのあと、文書公開請求のときには、これは私の個人ファイルにはなかったんです、この文書は。多分そのなかったということは、内容がほとんど同じものですから、大きい文字のものは私のファイルにもあったものですから、小さいものは処分したという可能性もあるというふうに考えております。

石坂委員 証人の皆さん、遅くまで御苦勞様です。手短にお尋ねをしたいと思います。それでは、今、服部委員がお尋ねしていた問題で、私も納得のいかない点が2、3ありますので、田附証人にお伺いいたします。

田附証人は、先ほどから4月23日、5月20日、田附証人自身がおつくりになったそのメモは、あくまで最初から私的なメモとしておつくりになったと、そういう認識であるとおっしゃいましたけど。そういう認識であったかもしれませんが、これは総務委員会のときに提出された資料で、今回の百条委員会にも記録提出はされていると思いますが、田附証人自身がおつくりになったその私的メモの形式は、上の方を消したりはしてありますけど復命書の形式を使って書いてありますよね。これはどういうことでしょうか。

田附証人 結局忙しい中で、本来ならメモとなればそういう書式を使ってはいけないんでしょうけれども、たまたま、例えばどこかへ出張した場合の復命書なんかは、その書式でつくっております。たまたまその書式で私はつくってしまったということでありまして。

石坂委員 そういう認識であったと、納得したということとはちょっと別なんですけど、で

は認識だけお伺いしておきます。

それから先ほどの御証言の中で、そのほかの3通、公社から来たものと他の職員の方がつくられたものについては、いずれにしても文書公開請求があるまでの間に、コピーをして配付をされたとおっしゃいましたよね、職員の方に。田附証人自身がおつくりになったこの2つの、田附証人の認識では私的なメモは、回覧を途中でやめ、それは誤りであったので私的メモということで破棄して処分したけれども、残りの3通については、職員の数なのか、全員でないのかわかりませんが、いずれにしても複数枚コピーをして配付をされたと、そうおっしゃったと思います、先ほどの証言で。ということは、職員の皆さんに共有する情報としてコピーして配付されたわけですから、それは扱い自身が私的なメモとは言えないんじゃないでしょうか、いかがですか。

田附証人 そのとおりだと思います。しかしそのときの私の公文書に対する認識は誤ってまして、私的メモだという考え方でいました。

石坂委員 間違ったと思ったのはいつですか。

田附証人 疑問を感じたのは、下水道課の中でかなり紛糾したときであります。そのあと文書学事課へ行ったら私的メモだということで、それでなりまして、では私的メモでいいんだなという。それで結局、総務委員会へ呼ばれて、はっきり申しまして、岡部さんから実際これはもう本来なら公文書だということを言われまして、そこではっきりと認識を改めたとはいえますか、誤っていることを知ったわけであります。

石坂委員 それでは情報公開の請求があり、10月8日に下水道課の中で紛糾するまでは公文書だと認識していたということですね。

田附証人 いや、もうつくったときから、もう私的メモだという感覚でございました。

石坂委員 田附証人がおつくりになったものではなく、3通のものをコピーして配付したものを、コピーして配付したということは、情報を共有することだから公文書ではないですかと、私はさっきお尋ねしました。そうしましたら証人はそうですと。そう思っていたけれども、認識が誤っていたということがわかりましたと。いつ誤ったとわかりましたかと言いましたら、その紛糾があったときとおっしゃったので、そのときまでは公文書と思っていたんですね。どうですか、そこは。

田附証人 ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、私は、私のつくったものもあるし、それからもらったものも、これは回覧しておりません。ですからこれは私的メモだという認識でありまして、ほかの3通は係長以上の職員にも配付いたしましたけれども、それも個人的なメモだということで考えておりました。それで、課の中で紛糾する段階で、あれおかしいなと、自分の認識が誤っているのかなということ、それで疑問を持ったんだけれども、

文書学事課へ行ったら私的メモだということで、また結局私的メモでよかったんだなという、そういう感覚でした。

石坂委員 お聞きすればするほどわからなくなりますのでこれでやめますが、いずれにしても証人自身も現場の技術の職員なんで、情報公開のことについては明るくないと。今もって明るくないのかなということがわかりましたので、以上にしたいと思います。

それで結果としましては、私的メモということで情報公開にこたえなかったと。田附証人の認識は横に置きまして、包み隠さない県政とうたっている田中県政のもとでもありますし、そうでなくても今時代の流れは、個人、県民の知る権利を保障する情報公開に大きく開いていこうと、進んでいこうという時代の中で、いずれにしてもそのお仕事上、コピーをし、情報として共有をし、職員に配付をし、実際にお仕事の参考にもしたであろう、そういう文書につきまして、私的メモということで片づけ、証拠隠滅というのは言い方が悪いかもしれませんが、フロッピーに残っているもの、それから個人のファイルに保管されているものも回収し、すべてなくしてないことにしたということについて、現時点で、それはよかったことであったのかどうか、どんな御認識ですか。

田附証人 その時点では、当然文書学事課も一応確認したということで、それからまた岡部さんからも指示は受けたものですから、その時点ではその取り扱いというものは間違っていなかったという認識でおりますけれども、今、これだけになってきて、はっきり申しまして、これはもう本当に私の認識も誤っていたというふうに思っております。

石坂委員 結構です。岡部証人にお尋ねしたいと思います。最初簡単な問題なんですけど、岡部証人自身は多分正しく御認識されてはいると思うんですけど、先ほどほかの方のお尋ねでもありまして、ちょっと戻っているかなと思いましたので、改めて確認させていただきたいんですけど。人事異動がそれぞれの個々の職員に不本意な形でいくつか具体的に実際に行われたということについては、私もあってはならないこととは思っております。そういう中で、当時下水道課の職員でありました中野さんのことなんですけど。中野さんについては、もちろん中野さんが最も強硬派、公開すべきという正論をおっしゃった方であり、この騒動の最中に突然の人事異動になった、これは事実ですが。ただその異動自身は、情報公開以前に内示が出ていたものであり、ほかのことで守旧派とか何かそういう御指摘というか、評をされた方もおりますので、そういうことが原因であったかもしれませんが、この情報公開のことをもっての人事異動ではなかったという点は、現在の御認識としてはそれでいいですよ。

岡部証人 当時はそこら辺までよく認識はしておりませんでした。今回、小林局長の方と人事異動の話、1回、9月21日にしております。それは総務委員会でお話になりましたけれど

も。そのとき知事から渡されて、これを人事異動の対象にするよというところの書いてある方のメモ、名前を見たところ、そこに中野補佐の名前が載っていましたので、既にもう9月21日段階で一応異動対象ということにはなっていたということですので、今回のこの公開問題が直接の原因ではないというふうに断言をさせていただきます。

石坂委員 それは御本人自身も不本意な人事異動であったことには間違いがないが、情報公開請求が出る以前の内示があったので、このことが直接的な原因ではないとおっしゃっていましたので、確認させていただきたいと思います。

それでは先ほどもほかの方からもお尋ねがありました、岡部証人自身が痛みを感じながら実行せざるを得なかったというこの、本来公開すべき文書をさせないための役割を果たさざるを得なかったことに関してなんですけれども。地方公務員法、守秘義務の問題で当然御承知のことではあります、改めて確認させていただきたいんですけど。公務員がやっぱりその部署にいて知り得た情報につきましては、他の部署へ異動したときにそれを持ち出す、あるいは持ち出してそれを他に漏らすということは、この委員会での証言とか、議会で意見を求められたときは別としまして、その情報を持ち出すこと自身は、公務員の本来のあるべき姿からして、やはり地方公務員、県の職員としてはあるまじきことという点は確認させていただいていいでしょうか。

岡部証人 この文書を私が保有していたということは、先ほど申し上げましたように、すべてを私の段階で処理をするということですので、一切知事は承知していないと。知らなかったという話にするために、私の段階でとめるということでしたので、その段階でとめた、あなたがとめましたねという一つのあかしとして、その文書は私自身が保有していると。だからこれを読んで私自身はとめたんですよということで、証拠を出すということしか、将来問題になったときとめる手段がありませんので、それで私自身は保有をしておりました。

石坂委員 証人のお気持ちとかは、またこのあとお聞きしたいと思うんですけども。いずれにしても、先ほど、結果としては本来の公文書であるものを私的なメモということで公開しないためにそうしたと、やむを得ず。私的なメモである限りは持ち出してもいいわけですけどね。だから私的なメモということに結果として当時なったので、持ち出すということも可能であったと。その限りにおいては、しかし現時点ではその後の情報公開請求で、それが本来の姿なんですけど、残っていたファイルの文書を県が公文書として公開しましたので、結果としてはそれは公文書になったわけです。そういう意味で、理由とかお気持ちとか、そういうことはこのあとお聞きしたいんですけど、いずれにしてもその行為自身はやはり公文書であるということとを当然御承知、しかしそれは出すなという知事の指示のもとに私的メモにせざるを得なかった。そういう中でやむなく私的メモとしたけれども、公文書であると

いうことは情報公開のお仕事も直接担当されてきた証人自身は重々ご承知のことで、だからそれをほかの部署へ移るときに持ち出すということは、本来あってはならないことという御認識はあったでしょうねということなんです。理由のいかんはともかくとして。

岡部証人 そういう認識は当然持っていなければいけないということですが、その時点では違う方にウエイトを置いておりましたので、そういう意味では保有することが当然将来に対する備えということで考えておりましたので。その時点でその認識は若干薄かったのかなと、正直申し上げて考えております。

石坂委員 それではその御認識の中身をお伺いしたいと思うんですけど。考えられる理由としては、私から考えて2つくらいあるのかなと。いつか真実を明らかにする責任が自分にはあるだろうと。そのためには情報を持って出なければならぬと。やむを得ないことであるかもしれないけれども、それはせざるを得ないという理由が一つ。もう1点は、ずっときょうの御証言の中でもありますけれども、これはあくまでやはり自分の責任で行ったことだという限りにおいて、いつかそれを問われることがあるときに、資料がなければ説明できないので、そのための資料として持って出ようと。その2つくらいが考えられますけど、そのどちらでしょうか。

岡部証人 今、委員さんの方から御指摘のあった点は、当初は当然のことながら、そういうものが出てくればそのときの証拠として私自身がやったと。それは私が持っているこの文書から見て明らかだということでは使おうと思っていました。しかしその後、保有している中で、問題が出た場合どうするのかということは、委員おっしゃったような形で変わっていったのかなと。それで最終的にはオープンにすることが必要な文書だという形で、いつか公開するときに来るのかなというような形で考えが変わっていったということは、自分自身あるのかもしれない、あると思います。

石坂委員 それでは端的にお伺いしたいんですけど、本来それはやってはならないことというのは、知事の指示でやむを得なかったということは理解するわけですけど。やってはならないことであるということは、御理解の上だったわけですよね。それをやった一番の理由は何でしょうか。知事を守るためであったのか、それから御証言されておりますようにもう一度知事と近い関係になって仕事をしたい、つまり自分のためであったのか。その辺をお伺いしたいと思います。

岡部証人 正直言って、半分半分かなと。このものを手がけたときには、これメールを見ますと、だれだれと同じような、知事が言えば日OSだよということで、その時点でレッテルが張られているということまでは考えてはいませんでした。これをやれば一時避難というんですか、謹慎状態というところから解けるんだらうなという思いはありました。しかしこの



きょうのメールを見ますと、もうそれは遠いことで、当然もう将来的には方向は決まっていたのかなと、そのとき。ですから私がそのときに一生懸命やってもやらなくても方向は決まっていたんだろうなということです。ですから自分のためということを考えてやったのも50%、それと知事のイメージを守るということで、これは出たら大変なことになるなど、イメージ的にですね。そういうことを考えたのも50%ということで理解をしていただければなと思います。

石坂委員 知事からの指示は、いろいろと証人の方によってニュアンスがかなり違いますので、最終的には私たち自身が判断したいと思いますけど。いずれにしても調整してくれなのか、やめてくれか、伏せてくれか、隠してくれかわかりませんが、公開しないようにという意味だと思います。その公開しないようにという意味を、あとは自分で解釈しなさいということで、証拠隠滅も図りなさいという具体的なものではなかったわけでしょうか。

岡部証人 出さないように調整をとれということは、もうすべて含むということで考えておりました。

石坂委員 出さないこと、公開しないことの中身として、岡部証人自身はそこまでやらなければ、出さないということには結果としてならないと。どこから漏れるということで、あくまで岡部証人の御判断で田附課長にも指示をしたり、あらゆるところへ可能な限りの手を打ったと。知事の指示の中身としてそう理解したということによろしいですか。

岡部証人 御指摘のとおりです。

石坂委員 それでは小林証人にお伺いします。小林証人が総務委員会でも御報告は多少いただいておりますけれども、いったん公開すべきものをしなかった。その後、それは本来公開すべきであるということで公開した。そういう一連の調査にかかわっていただきましたけれども、私も非常に悲しく残念に思いますのは、本来やっぱり地方公務員法に基づいて義務を果たすべき、また優秀な県の職員の皆さんが、また本来あるべき情報公開や、包み隠さない県政のもとで、実際には証拠隠滅まで図らなければならないような情報を隠す方向に走らざるを得なかったと、非常に残念に思うんですけど。調査に当たられた担当者として、しかも責任のある方として、こういう事態が起こったこと、情報公開の信頼性を失っただけでなく、県政そのものにもさまざまな疑問や信頼性を失ったこと、職員が実際にいろいろ御苦労されていることにつきまして、どんなふうにも、調査結果の概要も含めまして感じておられるか、御証言をお願いしたいと思います。

小林証人 総務委員会での問題が取り上げられまして、調査しましたときは総務部長という職にありまして、情報公開を所管しておりましたから、いろいろな聞き取り調査を含めましてやって、委員会に報告したとおりでございますが。問題となっております時点では、経

営戦略局長というポストについていたわけでございます。情報公開の関係につきましては、田中知事自身の方針に限らず、県政のその職務を担当する職員とすれば、何事もすべて公平、公正かつ適切な事務事業の処理をしていかなければいけないということは、これはもう基本であると思っております。

そういう中で、一部のそうした行為によりまして、全体的な県の職員に対するいわゆる信用失墜につながったということは、非常に遺憾であると思っておりますし、また私が経営戦略局長という立場にあったことからすれば、当然局長として、全職員が共通の理解、認識のもとにことに当たらなければいけなかったわけで、私も職責を十分果たしていたかどうかということにつきましては、今改めて考えてみるに非常に反省するところも多かったんじゃないかと。いずれにしましても、さまざまな問題につきましては、常に透明性の確保、公平、公正な執行に努めなければいけないとこういうふうに感じております。

小池委員 それでは何点か質問をさせていただきたいと思えます。まず最初に田附証人に伺いたいと思えますが。この今回の情報公開の請求があったときに、監理課長さんのところへ相談に行ったということでありましたけれども。先ほどのメールを見ると、どうも、どう考えてもちょっと物語の話の経過からいって、知事の方に先にそういった話が行っていたことを知っていたというような前提でこのメールが出たと思うのが非常に普通ではないかなと思うんですね。それでそれが田附さんから直接そういう話が行ったのかどうかという部分もあるんですが、田附さんはこの件についてほかに、今回出ました牛越監理課長のほかに、例えば同じ部局の中で、土木部の中で、あるいはそのほかで、ほかに御相談された方はいますか。

田附証人 牛越監理課長さんだけです。

小池委員 それでは岡部証人に伺いたいと思えますが。先ほどの尋問の中で、一般に情報公開については、課長が判断してということでありましたが、特に重大な内容については、部長を通して知事に上げることもあるというような見解を示されておりましたが。今回の10月9日9時28分ということで、岡部氏がいただいた4枚の文書ですね。これが土木部長あるいは監理課長から知事の方へ渡ったということは可能性は考えられませんか。どうでしょうか。

岡部証人 その点がよくわからない、私、本当に正直に申し上げてわからない点なんですけれども。ただ私が持っていた文書の4月16日分ですか、それには田附さんの印があるということですから、それはもとは田附さんにあるんだろうということなんです。そうするとそれは土木部内で何らかの形でコピーがなされ、土木部内から知事のところへ渡ってきたと考えるのが正当なのかなということですので。土木部内のルートで知事に渡ったものというふうに私自身は今考えております。

小池委員 ありがとうございます。それでは北原証人に伺いたいと思います。この文書が10月9日の9時28分前に、知事に渡った、あるいは北原さんを通してか、あるいは北原さんの知る範囲で知事のもとへ渡ったということにつきまして、御存知のことはございませんか。  
北原証人 何もございません。

小林委員長 お諮りいたします。以上で小林公喜証人、岡部英則証人、田附保行証人及び北原俊樹証人に対する本日の尋問は終了いたしました。

(林委員から「委員長、非常に重要な問題があるんです」という声あり)

動議ですならいいですよ。はい、動議。

林委員 私はもう一度発言の機会があるかと思っていたんですけども、勘違いしておりました。それであそこにリアリティのある図面を書いていただきました。先ほど証言があったんですけども、重大な間違いがあるということをおおぞらでこの休憩の間に調査しました。その点について、重大な問題ですので確認をいただきたいと思います。事実関係の確認をお願いします。

小林委員長 今の動議をどうするか、いかがですか。

下村委員 ただいまの林委員の動議は、後ろの傍聴席からきたメモに基づいて、この動議を発していると私はこのように思っております。と言いますと、やっぱり会派を代表してここへ来ているわけございまして、傍聴席からのメモによって質問をしたり、そういうこととなりますと公平性を欠くと。また、この委員会の威厳と方向性を見誤るとこういうことございまして、この動議は受け付けるべきではないと思いますが、お諮りを願います。

小林委員長 ほかにどうですか、この動議について。

石坂委員 そのいきさつはともかくとしまして、それぞれの御証言の方の証言が、真実かどうかとか、それからいろいろなことの是非については、この間のいろいろなほかの問題でも、委員会の今後の継続の中で、議論の中で精査するということを確認していますので、疑義があるかもしれませんが、きょうの委員会でそれを取り上げるということではなく、今後の精査の中で議論でやっていただきたいと思います。

小林委員長 お諮りをいたします。ただいまの林委員の動議に賛成の委員の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数、よってただいまの動議は取り下げいたします。

証人におかれましては、本当に長時間にわたりましてまことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。御苦労様でした。

[ 各証人 退室 ]

本日、出頭を求めました証人に対する尋問はすべて終了いたしました。次回委員会は、9

月21日、本会議終了後、開催することとして、証人出頭要求についてを議題といたします。  
この際、何か発言がありますか。

小池委員 記録提出のお願いをしたいと思うんですが。それでは(株)長野舞台に対しまして、おはなしばけっと号の契約に関し、契約金額を積算するために作成した文書のすべての提出をお願い申し上げます。

小林委員長 お諮りいたします。ただいま自由民主党県議団から要求のありました記録提出について、(株)長野舞台に対し、9月14日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。ほかにございますか。

柳田委員 記録の提出をお願いさせていただきたいというふうに思います。平成16年度下水道公社における千曲川流域下水道の仕様書並びに仕様書閲覧書の記録請求をお願いさせていただきたいと思います。

小林委員長 ただいま県民クラブ・公明から要求がありました記録提出について、下水道公社に対しまして、これも9月14日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後8時59分